

様に被存申様に被仰候。就夫、名主付の證文三冊入申候由、案紙如左。

指上申手形の事

今般私共地主拜領屋敷、御奉行様御支配被仰付難、有奉存候。就夫、名主無御座候處、本材木町名主新助支配に附申度旨申上候處、願の通新助支配請可申旨被仰付奉畏候。然る上は、御觸等諸事出入の義、新助差圖請可申候。爲後日證文差上申候、仍如件。

二月十九日

屋守八人銘々名[㊦]

町年寄衆中

右御吳服師八人拜領屋敷、私支配可仕旨被仰付、難有奉存候。然上は諸事の儀、隨分念入可申渡候、以上。

年號月日

名主 新

助[㊦]

町年寄衆中

名主既に定まり、萬事名主と事を計り、樽屋奈良屋、喜多村三町年寄に書付一通づゝをとゞけ、ついで町年寄名主等へ進物をなす。同町舊記に、

一、廿二日に進物遣し申候覺。

町年寄へ進物

白縮綿 壹卷 町年寄

紅縮綿 壹卷 樽屋藤左衛門殿へ

包のし

右の通木具臺へ居、目錄相添。但し吳服師八軒よりと斗書之。

金子五百疋 同

包のし 御手代中へ

右の通木具臺へ居、目錄相添。但し吳服師八軒と計書之。

右の通、なら屋北村へも同前に遣し申候。

白銀 五枚 名主新助殿へ

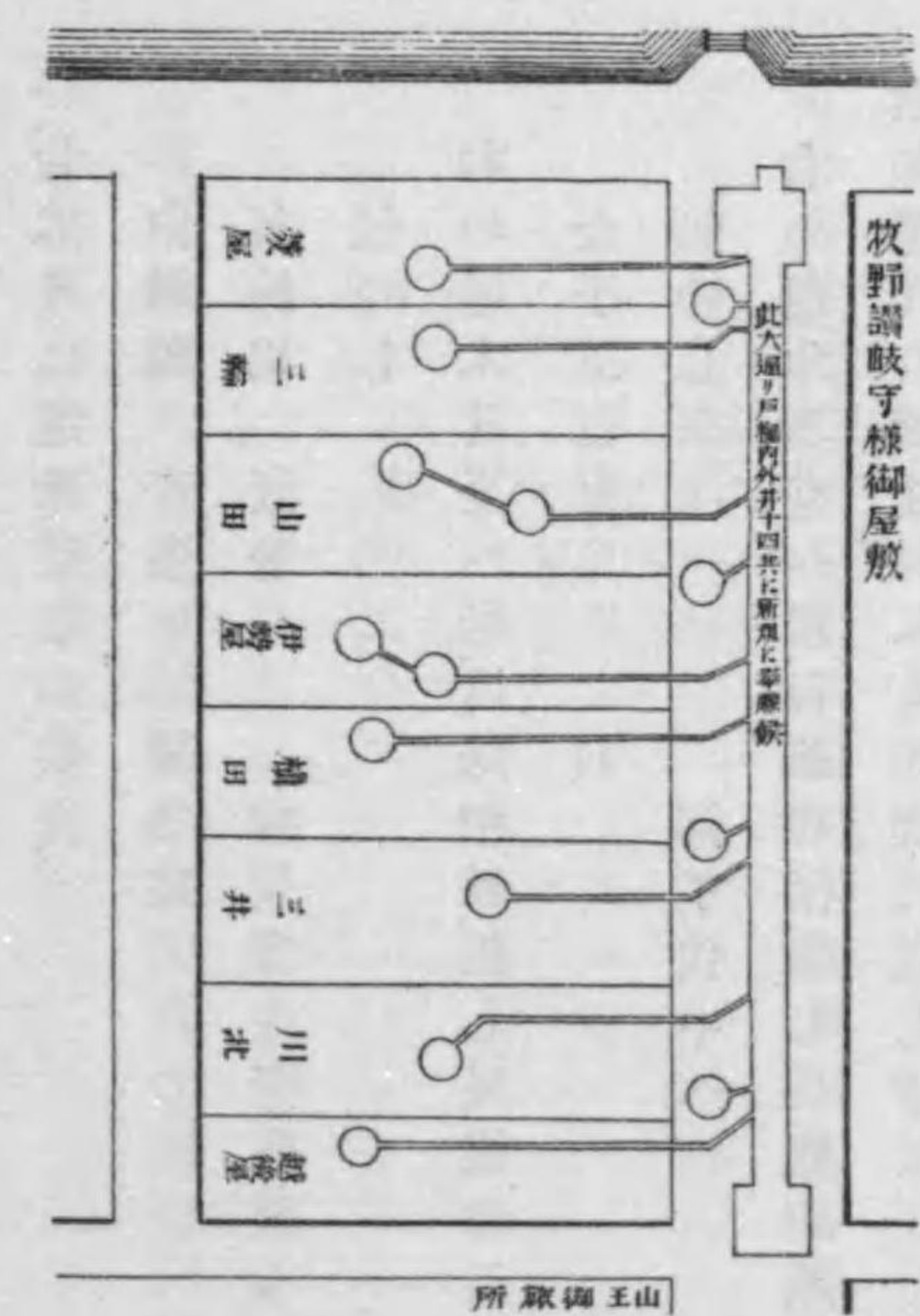
鷹 壹羽

金 三百疋 同御手代中へ

名主へ進物

右の通目録仕、木具臺へ居、遣し。

四月一日に至り、兼ねて三様を書上げ出願したる町名は採用せられず、坂本町と命名すべき由、名主への達によりて之を地主に通告し、坂本町はこゝに成立したり。而も家屋建築に先ち、



上水井戸を敷設せざるべからず。即ち同月二十二日、左の繪圖面を添へて名主の一見を經、町代を以て玉川庄右衛門の内見を請ひ、一部修正の上出願したり。同町舊記に上水井戸新設の記事あり。曰く、

一、上水御奉行四人 米木

上水引用手

上水引用圖

上水井戸新

坂本町の命

津梅干之助様御月番小見山庄九郎様原田源八郎様伊勢平八郎様
一、二十二日御願に出申候處、御對面の上被仰付候は、今日如斯願申段、牧野

讚岐守様より御内意申入候哉との御尋。返答御願已後可申上奉存候。又被仰付候。立合の上、水の事に在之候間、先々御窺申、彌無別條候は、又重て参り申様被仰付候事。

一、名主新助殿町代伊左衛門被召連讚岐守様へ被仰入候處に、彌水御取らせ可被成の由にて、又二十七日の御寄合日に、御願にて參上仕候事。只今迄有之候上水の太戸樋の寸方御尋被遊候得共、不存候由御返答申上候。被仰付候は、兎角此方より地見分を遣可申由被仰付先々相濟、皆々戻り申候。

一、二十九日、地見分に下手代松山丞右衛門殿と申仁被參、尤玉川庄右衛門手代、并名主新助殿屋代共不殘立合、首尾好相濟申候。

五月二十三日に至り、大通りの戸樋榭伏、并に内外十四井共に落成し、同日名主新助方に於いて振舞をなし、今後の造作等に關し八軒より委囑する處あり。二、十七日水口切を濟ませ、井戸出来、爾後地形固めに着手し、年末に至りて新築落成、隣町との振合を以て沽券狀を作製し之を届出でたり。沽券左の如し。

一、京間六間六尺三寸 御吳服師

沽券狀

井戸出来

裏幅同斷

越後屋八郎兵衛

裏行貳拾間三尺六寸

拜領屋敷

此坪百拾三坪二合

代金千七拾八兩餘

小間壹間に付百五拾五兩

○西の角屋敷なる菱屋庄左衛門も右に同じきを以て略す。

一、京間七間壹尺九寸

御吳服師

裏幅同斷

川北 休雅

裏行貳拾間三尺六寸

拜領屋敷

此坪百五拾坪

代金千七拾八兩餘

小間壹間に付百四拾八兩

○中央の六軒は凡て右間數、金額に同じければ略す。

こゝに至りて坂本町は全く成立せり。蓋、舊時の各町起立は、大要之に類する沿

革を有するもの。但、本町は拜領地なるを以て、他の町地と多少の相違あるは固よりなれども、又以て一般を推すを得べし。

第五節 往時町地の種類

舊時町地の種類に十數種あり。沽券地、草創地、拜領地、拜借地等の類にして、其の要を記せば左の如し。

沽券地は市民一般の市有地なり。舊來沽券を以て互に賣買、讓渡をなし來れるものなるを以てこの稱あり。沽券は讓渡する際に之を改め、支配名主五人組の奥印を請ひて、其の證とす。但、舊來より切坪にして賣買することを得たり。父子又は親族に讓與する場合は更製を要せず、單に本帖に繼紙して奥印を請ふの定めなりき。

草創地は沽券なき私有地にして、舊來地主其處に住居するか、或は自ら開墾して所有するの類にして、草創名主又は舊家の町人に往々これあり。未だ曾て賣買を経ざるが故に券狀なし。若し他人に賣渡せば、其時始めて券帖を製し、沽券

沽券地

草創地

抱地

地となる。父子親族に譲渡する時は、名主へ届出で、間數帳へ記入するのみなり。抱地は商人の百姓地を買取りて所有するものにして、圍家作を許されざるものなり。武家の抱地と同じく、後世はこれも禁ありて妄りに許可せざりき。本區にはこの抱地なし。

拜領地

拜領地は幕府に由緒ありて下賜せられしものなり。三年寄以下、古き用達商人に賜はるもの多し。彼の按針町の如き、坂本町一丁目の如き、古くは寛永圖に標したる本町一丁目の茶屋の如き、吳服町の後藤の如き、即ち此の類なり、尙寶永中下賜せられたる松島町の如きは、これ亦拜領地にして、沽券なし。幕末受領地と稱せしもの又これなり。凡て拜領は、其の商人用達中に限り、用達を免ずれば上收すべきを原則とすれども、中には累代所有するもあり。拜領地は總て公役を免ずる例なれど、享保中に、貞享以後の拜領の分は、公役を課せしもあり。尙拜領地は家質に入ることを得ざるを普通とすれども、中には年期を限り、地代先納の名目を以て抵當となすものあり。是を仕切地と稱す。年限を仕切りて債主に渡すによる。

被下地

被下地は拜領にあらずして給はるものなり。彼の吉原のものに新吉原を給はり、境町音屋町の芝居者に、猿若町を給はりしはこの類なり。

預け地

預け地は故ありて其の附近の者に預け置くものなり。坂本町一丁目の拜領地とならざる以前、同地は牧野讚岐守の預け地たりしが如きは、官地の預け地たりし例にして、殘地袋地などの家作なきものを、其の附近の名主へ預け置く如きは又皆この類なり。

上納地

上納地某請負地と稱するもありは、地代を取りて貸下る官地を請負ふものなり。文化中、日本橋、江戸橋の間を一部埋立て、之を上納地となさんとしたることあり。弘化中新肴場三郎兵衛請負として、中橋廣小路入堀を埋立て、之を受負地としたるが如き、又これなり。

拜借地

拜借地は、用達商人の、隙地を拜借して供進の品を製造し、又は其の置場、乾場とするもの、或は廣場、隙地、火除地、土堤沿などの所に多くあり。拜借は年期を限るもの多けれど、其の内には無年期なるものあり。江戸橋廣小路の如きはこの例なり。

助成地

助成地は用達商人の官地を借受けて、其の費用を補償するためなり。是も用達商人の物品を納むるもの、其の代價の不足を補ふために、町地の内上地跡等を借用するものにして、兩國・大橋・永代三橋の水防請負地の如き即ちこれなり。某屋敷は或は役地と稱し、拜借地・助成地に同じく、庄助屋敷・長五郎屋敷・三島屋敷・道壽屋敷の類なり。又某所付屋敷は或は添地と稱し、其所に於いて、地代を收め、經費に供するものなり。銀座添地の如き、又此の一種にして、其の他學問所付・講武所付屋敷等又これに屬す。

某屋敷と某所付屋敷

會所地

會所地は河岸地内にある隙地なり。凡河岸地は其の地先の者の使用する例なれど、地形に由りては必しも然らず。其の町の共同物揚場とするの類あり。天保十三年以降、河岸地と同じく、地代を收むる定めとなる。但、河岸地を會所地と稱するは、其の義詳ならざれども、幕末には河岸地のみ存するに至れり。

角屋敷地

角屋敷は大抵古町にあり。町人謁見の特典を許可さるゝの町地にして、天保十四年の調査によれば、大傳馬町・室町・本兩替町・駿河町・小船町・新大阪町・通町・西河岸町・本材木町・本石町・堀江町・萬町・本町・本船町・瀬戸物町等、其の他神田・京橋の二

屋敷の名目

區の内にて四十一軒あり。本區に古町の多きを知るべし。更に屋敷の名目には、四種あり。祕考録屋敷改の文書によれば、抱屋敷は、圍家作を許可せられたるもの、町屋敷は町奉行一手支配の場所、町並屋敷は町奉行代官兩支配の場所、賃銀付抱屋敷は、百姓名前を以て所持せる抱屋敷にして、圍家作の坪數によりて人足代銀を出す。但し天明以降の事とす。舊時、地目・屋敷名目の交錯せるを見るべし。

第六節 現在の地域

日本橋區は、東京市の中央部に位し、西は麴町區に界し、北は神田區・淺草區に接し、南は京橋區に隣り、東は大川を隔て、本所・深川の兩區に對す。東西十七町、最東濱町三丁目より最西本銀町一丁目に至り、南北十九町、最南龜島町二丁目より、最北馬喰町四丁目に至る。面積零方里一九にして、此の坪數八十八萬五千六百四十二坪あり。

現に日本橋區として包容する所の地域は、幕政の頃より自ら武家地・町地に區

武家地と町地

分せられ、今の濱町・蠣殻町・矢の倉町・箱崎町三、四丁目・小網町四丁目の全部、薬研堀町・久松町の大部、小傳馬上町・村松町・坂本町・北島町一丁目・龜島町一丁目・箱崎町二丁目の半部、南茅場町・龜島町二丁目・北島町二丁目・馬喰町四丁目、并に北新堀町の一部は武家地にして、諸侯の邸第士人の宅地若しくは官用地に屬し、其の他の各町は、名主の支配、及び月行事持の町地にして、商賈の住居する所に係れり。

江戸を東京と改む
五十組に分

府下六大區の制

市内六大區の制

明治元年七月十七日、江戸を改めて東京と爲し、同二年三月東京府管内に市内外の區域を立て、市内に屬する舊來の町地を五十組に分ち、後區と稱す。本區の區域は一番組・二番組・三番組・四番組・五番組・六番組・三十七番組の全部を組成し、尙七番組・三十五番組・三十六番組に分劃編入せらる。同年十一月二日、武家地を東京府の管轄に屬せらる。ついで四年十一月、府下を六大區に分ち、小區を分置す。同年十二月二十七日、武家地町地の稱を廢せらる。

六年三月十一日、更に朱引外郷村の地を分割して、五大區に分ち、七より十一までの稱を附す。即ち府下を十一大區とし、之を分ちて市内を六個大區、市外を五

個大區となせり。

終始一大區に屬す

町數の増減

七年一月廿四日、市内各大區の境界を正し、小區の名稱を改められたり。此の他戶籍取調に關し、別に區劃を設け、又警邏取締に關し、區劃を定めたる等、其變更一再ならざりしと雖、本區の地は中央に位するを以て、小區の名稱、及び廣狹に就ては、初より著しく變更せられたるの所なく、第一大區に屬して、その第五第六第十三第十四小區の全部をなし、第十二第十五第十六小區の一部をなせり。町數に就ては、往時武家地に町名なく、單に俗稱に従て濱町・蠣殻町と呼び、若くは某町續と稱せしに過ぎざりき。町地に至りては、維新の際に於ける區内の町名百六十三個にして、二年、市内を五十區に分ちたる際、其の小なるものを合同して百三十七個町となし、爾後又十個町を他に合せ、五年二月十日、武家地に盡く町名を附し、或は混合分割の結果、十五個町を増加したり。されば十一年十一月二日、大小區劃を廢し、日本橋區の創定せられたる當時は、實に百四十二個町となれり。而して同年十二月十七日に至り、其の内三個町を隣町に合併して百三十九個町となり、其の後中洲町を加へて百四十個町となる、これ現今の町數

河岸地の沿革

なり。
 河岸地は、素と一定の名稱なく、米河岸・鹽河岸・龜河岸等の名はありしも、里の稱呼に止まり公稱にはあらざりき。對面町地の名に依りて、何町地先河岸地と稱し來り、町地住居人に於て、各其の宅前の地を、冥加金又は地料を納めて納屋物置を設け、又は物揚場等に専用したるものにして、何等規定する所なかりしが、二年十二月六日、一般に地料を納むべきを達せられ、九年九月、創めて河岸地貸渡規則を定め、且其の頃より一定の名稱を付せらる。十一年十二月、江戸橋南岸の東西にありし錦町を、元四日市町と本材木町一丁目とに、新大橋際の菖蒲町を濱町二丁目に分割併合したりしが、更に又之を割きて、舊錦町の地を、元四日市河岸と本材木河岸とに併合し、舊菖蒲町の地に菖蒲河岸を設け、新柳町を割きて新柳河岸を設け、南北鹽河岸を埋築したる入堀、并に、瀬戸物町と伊勢町とに、龜河岸を埋築したる入堀と共に、これを住吉町、浪花町に編入し、中洲町を築設して、現今の河岸地は二十四個所となり。備考として左に、七部に分ちたる町名表并に河岸地名稱表を掲ぐ。七部の區分は明治十二年二月、區會議員の選舉に際し、府令によりて定むる所にして、嚴

密なる地理上の區分にあらずと雖、便宜上之に従ふといふのみ。

備考一 七部の町名

町名 (總數一四〇个町)		
部名	町名	
一之部	本銀町一丁目乃至四丁目	本町一丁目乃至四丁目
	金吹町	十軒店町
	本革屋町	駿河町
	北鞘町	品川町
	室町一丁目乃至三丁目	瀬戸物町
	長濱町	安針町
	本船町	
	龜井町	小傳馬上町
	鐵砲町	小傳馬町二丁目乃至三丁目
	通旅籠町	大傳馬町一丁目二丁目
二之部	元濱町	新大坂町
	高砂町	富澤町
		住吉町
		浪花町

七部に分ちたる町名

部名	町名		
二之部	新和泉町 堀留町一丁目乃至三丁目 岩代町 新葎町 堀江町一丁目乃至四丁目	長谷川町 新材木町 葎屋町 芳町 小舟町一丁目乃至三丁目	
	三之部	田所町 新乗物町 堺町 元大坂町	
	三之部	小網町一丁目乃至四丁目 松島町	小網仲町 北新堀町
	四之部	馬喰町一丁目乃至四丁目 橋町一丁目乃至四丁目 藥研堀町 元柳町	通鹽町 若松町 米澤町一丁目乃至三丁目 新柳町
五之部	村松町 中洲町	久松町	
	通一丁目乃至四丁目 元大工町	西河岸町 數寄屋町	吳服町 槍物町

河岸地名稱表

備考二 河岸地名稱表

河岸名稱	河岸番號	所在地	所屬部名
六之部	上旗町 樽正町 平松町 萬町	下旗町 新右衛門町 佐内町 元四日市町	箱屋町 川瀬石町 青物町 本材木町一丁目二丁目
七之部	南茅場町 三代町	兜町 北島町一丁目二丁目	坂本町 龜島町一丁目二丁目
米河岸	一號乃至一六號 一七號乃至四一號	本船町一九乃至二五番地先 伊勢町一乃至一〇番地先	一之部
魚河岸	一號・二號 三號乃至六二號	室町一丁目一番地先 本船町一乃至一九番地先	一之部
裏河岸	一號乃至一二號 一三號乃至二七號	北鞘町一乃至六番地先 品川町裏河岸一乃至七番地先	一之部

河岸名稱	河岸番號	所在地	所屬部名
西萬河岸	一號乃至七號	堀江町四丁目一乃至四番地先	二之部
	八號乃至一八號	同三丁目一乃至一〇番地先	
	一九號乃至三四號	堀江町二丁目乃至一〇番地先	
	三五號乃至四九號	同 一丁目一乃至九番地先	
	五〇號乃至五二號	堀留町一丁目四・五番地先	
東萬河岸	一號・二號	小網町二丁目一番地先	三之部
	三號乃至一〇號	小網仲町二乃至七番地先	
	一一號乃至一四號	新葎町一乃至二番地先	
	二五號乃至二一號	芳町一番地先	
	二二號乃至三二號	葎屋町一・八・九番地先	
	三三號乃至七一號	新材木町一乃至一九番地先	
	一號乃至一五號	小舟町三丁目一乃至一一番地先	
小舟河岸	一六號乃至三二號	同二丁目一乃至一一番地先	二之部
	三三號乃至四五號	同 一丁目一乃至八番地先	
	四六號乃至五一號	堀留町一丁目一乃至四番地先	

河岸名稱	河岸番號	所在地	所屬部名
西綠河岸	一號乃至五號	龜井町九乃至一〇番地先	二之部
	六號乃至一〇號	小傳馬町三丁目一乃至一三番地先	
	一一號乃至一四號	通油町九・一〇番地先	
	一五號乃至三二號	元濱町一乃至一二番地先	
	三三號乃至四六號	富澤町九・一〇・一一・二八・二九・三〇番地先	
	四七號乃至五七號	高砂町七・八番地先	
	五八號乃至六六號	浪花町八・二・二四番地先	
	一號乃至一八號	小網町一丁目一乃至一一番地先	
	一號乃至三二號	小網町三丁目二乃至二八番地先	
	三三號乃至五六號	同二丁目一乃至一四番地先	
末廣河岸	一號乃至五號	小網町三丁目二・八・二九番地先	三之部
鎧河岸	一號乃至三二號	小網町三丁目二乃至二八番地先	三之部
行徳河岸	一號乃至五號	小網町三丁目二・八・二九番地先	三之部
永久河岸	一號乃至八號	箱崎町一丁目一・二番地先	三之部
	九號 一〇號	同 二丁目四・一〇番地先	
北新堀岸	一號乃至二三號	北新堀町三乃至二一番地先	三之部
	二四號乃至三〇號	箱崎町一丁目一番地先	
	一號乃至五號	通鹽町一九番地先	四之部

第三章 街衢 第六節 現在の地域

河岸名稱	河岸番號	所在	地	所屬部名
東綠河岸	六號乃至二六號 二七號乃至二九號	橋町一丁目一乃至一 久松町一・二四番地先	番地先	四之部 五之部
柳原河岸	一號乃至三號	馬喰町四丁目一八乃至二〇番地先	番地先	四之部
新柳河岸	一號乃至一二號	新柳町七番地先		四之部
元柳河岸	一號 二號 三號乃至九號	藥研堀町二番地先 米澤町三丁目五六・八・一〇番地先		四之部
葛蒲河岸	一號乃至一七號 一八號乃至四〇號	濱町二丁目一四番地先 同 三丁目一乃至八番地先 <small>(舊葛蒲町)</small>		五之部
本材河岸	一號乃至三六號 三七號乃至七七號	本材木町二丁目一乃至二〇番地先 同 一丁目一乃至二四番地先	<small>舊江戸橋藏屋敷及錦町</small>	六之部
城西河岸	一號乃至四號 五號乃至一一號 一二號乃至一七號 一八號乃至二二號	西河岸町一七番地先 吳服町一・三〇・三一・三二番地先 元大工町一番地先 數寄屋町一二番地先		六之部

西河岸	四日市	楓河岸	茅場河岸	龜島河岸
一號乃至一九號 二〇號乃至二一號	一號乃至五號 六號	一號乃至九號 一〇號乃至三二號	一號乃至二五號	一號乃至一一號 一二號乃至三七號 三八號乃至四四號
西河岸町一八乃至二一 通一丁目一九番地先	元四日市町三乃至一〇番地先 本材木町二丁目一乃至四番地先 <small>舊日本橋藏屋敷及錦町</small>	三代町一・六・七・八番地先 坂本町一・一九・二六・四〇番地先	南茅場町一乃至二三番地先	龜島町二丁目三九番地先 同 一丁目一乃至三四番地先 南茅場町二三・六〇・六一番地先
六之部	六之部	七之部	七之部	七之部

第七節 各町誌

既に第一章地理の條に其の概要を記したるが如く、天正十八年九月朔日、我が

日本橋本町の町割に着手し、同月末を以て略其の功成る。蓋、江戸最初の町割にして爾來駁々として街衢の發展を致す。今左に各町の沿革を記さんとす。尙別冊として御府内沿革圖書を収録したれば、同書中細部に亘りたる所は煩を避けてこゝに記さず、宜しく同書と合考すべし。

一の部

本銀町

本銀町 區の西北隅に位し、順次四個町に分たれ、龍閑川の南河岸通を總稱す。東は大傳馬鹽町に境し、南は本石町に接し、西は外濠に枕み、北は龍閑川を隔て、神田區と相對す。往時は福田村史學雜誌河田龍、東京地理沿革考の説なれども、事は地理の條を參照せよ。の一部分なりと傳へ、今一丁目十八番地所在の白旗稻荷は實に和銅四年の鎮座とさへ稱せらる。蓋、本區最古の土地なるべきか。江戸開府の頃には神田八丁堀乃ち龍閑川を分界として、以南を江戸とし、以北を神田とせり。神田八丁堀は元祿四年の開鑿にして、本町の西より小傳馬上町の東に至り、堀に沿ひて土堤を築き、其の上に松樹を植へ、以て防火設備となす。長さ

土手藏

七町、高さ二丈四尺あり。元文中、居民、官に請ひて土堤を撤去し、代ふるに土藏を以てし、住居藏地とせし故、之を土手藏と稱せり。町名は銀工の居りしにより起れりといふ。寛永江戸圖には「シロカネ町」とあり、又古書には「白銀町」とも書す。蓋、「銀」を「ギン」と訓まざらしめんためなるべし。此の町には、白旗稻荷の外に、三寶院派の大壽院・七觀世音・妙見堂あり。又龍閑橋・西中の橋・白旗橋・今川橋・東中の橋・地藏橋等の諸橋梁あり。

本石町

本阿彌小路

本石町 分ちて四個町となす。昔時米穀を賣るものありしを以て町名とす。一丁目北側に、嘗て刀劔鑑定家本阿彌の宅あり。故に里俗此の新道を本阿彌小路と呼ぶ。又其の河岸に昔時竹馬床あり。町の西に外濠あり。又三丁目北側の新道にもと鐘樓あり。之を時の鐘と呼ぶ。昔時城中に於いて時の鐘を撞きしに、後太鼓に改められしより、此所に鐘樓を起し、幕府より洪鐘を給す。即ち、江戸時の鐘の始なり。名所古蹟參照又其の北側に長崎屋と稱ふる和蘭人の定宿ありたり。又もと本石町及び本町各三・四丁目北裏通に道路ありしが、貞享中之を町家となし、後、寶永年中道路を設け、舊來の形となすといふ。

時の鐘

本町

町割

茶屋吳服商

江戸町年寄
宅址

金吹町

金座の址

本町 本石町の南方にありて、同じく四個町に分つ。關東古戦録・落穂集等いふ所によれば、本町亦福田村の内なりきと、徳川氏入國後、第一着の土木を起し、町割に着手したるは實に本町及びこの附近にして、天正十八年九月一日の事とす。蓋、江戸町割の權輿の名に因りて本町と名づけしこと明なり。慶長六年本町二丁目瀧山彌次兵衛始めて瓦葺の家屋を建築したる由、慶長見聞集に見え、深谷記に、天正十九年、本町に商賈を招來したる記事見え、地理の條に見ゆ 寛永圖には本町に「茶屋」と註し、事蹟合考に吳服師家城太郎次なるもの寛永の初年、こゝに竹馬床を出し、繁榮せし由を記す。共に本町舊時の狀を知るべし。本町四丁目は入國前、梟首場ありし所、一丁目南側には江戸町年寄館氏、二丁目南側に同樽氏、三丁目南側に同喜多村氏の宅地あり。尙本町より横山町に至る東西の街路を本町通と名づく。本町のことは地理の條に具したり参照すべし。

金吹町 昔時本兩替町に連り、後藤庄三郎の金座ありし所なり。金座とは金貨吹立即ち鑄造の役所なり。寛永江戸圖には「ふきや町」とあり、又其の他の古書には「吹屋町」とも記せり。されば古へは吹屋町と唱へ、後に金吹町と改稱せしなり。

十軒店町

るべし。猶後年金座は御用地となり、代地を永富町邊に賜はりしとなり。

十軒店町 昔時上巳端午の人形を賣る假肆の十軒ありしを以て町名となすといふ。寛永江戸圖には「十間だな」と註す。間を軒と改めしは後世のことなるべし。以前は本石町十軒店と稱し、西側は本石町二丁目に東側は同三丁目に附屬して公役を上納せしが、火の番の如きは、當町の受持なりき。明治四十四年五月一日より獨立して一町となれり。上巳端午の人形を賣るは、古今此の町の特有なり。

岩附町

岩附町 町名の義詳ならず。或は云ふ、昔時岩槻の人こゝに居住し、故に名づく。

本革屋町

本革屋町 昔時皮革商人居住せし故を以てこの名あり。本字を冠せるは、蓋神田に新革屋町あれば之と區別せんがためなるべし。寛永江戸圖には「かはや町」とあり。此の町、東西南の三面は室町・駿河町・本兩替町に接し、北は本町に連れり。

駿河町

駿河町 富士山を望むに宜しきを以てこの名あり。此の町の大半は、三井銀

本兩替町

行三井物産會社三越吳服店等の巨大なる建物を以て充たさる。
本兩替町 昔時金吹町に連り、後藤庄三郎の金座及び兩替店あり、故に名く。事蹟合考云、承應以前は、金銀兩替と云ふこと、駿河町兩替町の外なしと、本の字を冠するは、其の以前、今の銀座一丁目の邊を新兩替町と稱したるにより、區別したるなるべし、寛永江戸圖にも「兩かへ町」と載せて「新兩かへ町」の名も、京橋の袂に注したり。今日本銀行、横濱正金銀行、東京支店等あり。

北鞘町
一石橋

北鞘町 昔時刀鞘を作るもの多く住せしを以て名づく。其の北の字を冠せるは、京橋の南鞘町に區別せんがためなり。町西に外濠あり。この町に一石橋あり、又八ッ見橋ともいふ。

品川町

品川町 昔時品革を製する者居住せるを以て名け、後革を川に改むといふ。
品川町裏河岸 本町又一に北河岸と唱ふ。寛永圖には鍋町とあり。舊時鐵物屋、鍛冶屋等多かりし故、俗に釘店といへり。

品川町裏
河岸
釘店

室町 相傳ふ、昔時茅葦中の小阜にして、一の穢多村なりしに、徳川氏入國の始め之を新鳥越(今の淺草新町)に移して、以て市街を開くと、當時尼崎屋利右衛

尼崎町

高砂新道

浮世小路

瀬戸物町

門(一に又右衛門とあり)と稱する漆器店あり、故に里俗尼崎町とも稱す。今、同町西側角即ち日本橋北詰を俗に尼店といふ。又東の横町を高砂新道といふは、同町一番地角店の庇屋根の上に高砂の翁媪の人形を飾りしに起因す。明治二年二月、町地改正の時、本町三丁目裏河岸を合併す。町名の起因を知らず、或は云ふ、京都の室町に倣へるなりと。此より以北萬世橋に至るまでを日本橋以南と同じく通町と呼ぶ。町南に日本橋川あり。里俗町東の横町を浮世小路といふ。此の名稱は疊表、浮世臥座を賣る店ありしに因るといひ、或は彼の丹前風呂と同様なる浮世風呂のありし故なりとも云ふ。後説眞に近し。

瀬戸物町 昔時尾張國春日井郡瀬戸村より出る磁器を露ぎ始めし水野兵四郎、大原某など六軒の商店ありしに因る。此の町に福徳稻荷神社あり。同社傳には、江戸開市以前には、此の附近を福徳村と稱へ、其の村に稻成の森と云へるがあり、其處に鎮座せし稻成神社は、乃ち是なりといふ。福徳村の名他に確證なし。明治十一年十二月、新柳町を割きて、新柳河岸を埋築したる入堀と共に、瀬戸物町と伊勢町とに編入す。

伊勢町

伊勢町 相傳ふ、昔時北條氏政の弟氏村、天正十八年、小田原の滅亡後、薙髮して伊勢氏を稱し、此地に來住し、其子善次郎、本町の名主たり。故に町名とすと、又一説には、伊勢の人移住するを以て名くと。伊勢町堀、即ち、西堀、留川あり。江戸橋より北の入堀にて、荒布橋より伊勢町通の水路を云ふ。もと其の堀留は、西の方浮世小路まで、鍵の手に屈曲せしが、今は之を埋めて町屋となす。此の西河岸を俗に米河岸と云ふ。是は常陸小田城主小田天庵の末孫主従、此處に來り、塾居し、その家老米穀商を營みしが故なりと。又堀留の北河岸を鹽河岸といふも、鹽間屋ありしに因る。又荒布橋は一に六助橋ともいふ。道淨橋は北條氏家臣池永有右衛門道淨といふものゝ架けたため名づく。雲母橋は此の地の名主益田氏の創架せし所なり。故に一に益田橋と稱へたり。明治十九年七月、當町及び瀬戸物町地先西堀、留川入堀、敷六百六十坪を埋立つるに當り、道淨雲母の兩橋亡ぶ。蓋、常盤小學校財産として、其の地料を收納し、維持に當てんが爲なりき。

長濱町

長濱町 安針町を挟みて東西に在り。舊と西を一丁目、東を二丁目と稱せしが、明治五年併せて一町とす。もと長濱新左衛門と云へる者、幕府より拜領せし

鹽河岸

安針町

ウイリアム
アダムス

増上寺址敷

本小田原町

板新路

地なるより名くといふ。町内鎮座の常盤稻荷は、慶長の頃、江戸城内より遷座したりと傳ふ。又産千代稻荷は、古來安産の守護神と稱ふ。安産後其の御禮として櫻の稚樹を奉納するが古例なりしゆえ、一時は櫻花爛熳の觀ありたり。

安針町 慶長五年英吉利人ウイリアム・アダムス、和蘭人ヤン・ヨウスと共に泉州堺浦に到る。家康命じて江戸に回航せしめ、アダムスに此地を賜ひ之を留む。後アダムス歸化して名を三浦安針と改む。乃ち地を安針町と稱ふ。尙名所古蹟の條參照町内に俗に大ドブと唱ふる小渠あり、もと潮汐の通せし小川にして、百年前までは此の溝渠にて鱒を釣りしと云ふ。求涼雜記に、往古増上寺此邊に在りしと也と記すれども、今明徴なし。

本小田原町 慶長年間江戸築城の時、相州小田原より石工善右衛門なるもの來りて工事に従ひ、此地を石揚場となせしより、此の稱ありといふ。後年山城、攝津和泉諸州の漁人來住し、魚市場を開くに及び、石揚場を築地に移し、これを南小田原町とし、因つて本の字を加へて之を別つ。明治五年、一丁目二丁目を合併して一町とす。里俗本町と瀬戸物町との間を板新路と云ふ。

本船町

本船町 昔時は一丁目・二丁目に分ちて大船町と云ひしが、後これを合す。大船町の名は以て小船町に對す。本町は徳川氏入國前、赤濱斥の地なりしといふと雖、互見す。里俗此の横町を八軒町といひ、南の河岸を魚河岸と稱し、東の横町を米河岸と稱す。比屋皆魚問屋なり。魚河岸は俗にキサラズ河岸・高間河岸・蜆河岸と云ふ。而して其の西方を魚河岸・芝河岸と云ひ、東の方を地引河岸と云へり。此の町には江戸橋あり。日本橋川に架す。

魚河岸

二の部

龜井町

龜井町 天和の頃迄は多く寺地なりしに、同二年の火災にて深川海邊新田に之を移し、其の跡に市肆を開きこの稱を加ふ。深川雲光院址は當町の西北隅にあり。元祿四年町西に堀を鑿つ。明和三年一部を埋立て、河岸に町屋を作る。明治二年、元岩井町埋立地・柳原岩井町上納地を合併す。町名の起因に就いては、寺院の跡なれば祝して名づけたりともし、又龜井某の開きしに因るともいふ。明治以前は町駕籠・味噌・漉・炭等の職工多く住し、龜井町の竹籠は江戸名産の一

江戸名産の竹籠

小傳馬上町

に數へられたり。當町より馬喰町一丁目に架する竹森橋は、竹森稻荷こゝにありしを以て名づくといふ。

牢屋敷

小傳馬上町 慶長中廓内なる傳馬町を外に移せし時、其の代地に給せられし所なり。又藥師堂前と呼ぶ所あり、今淺草東光院の藥師堂ありし時の遺稱たり。又南の新道を諏訪新道と呼ぶ。町北に龍閑川あり。而して江戸時代この町の二十二番地に二千六百十八坪の牢屋敷ありたり。この牢屋敷はじめ常盤橋外にありしを慶長年中本町に移し、明治八年五月二十八日牛込市ヶ谷に移す。町内に新高野山大安樂寺・祖師堂・村雲鬼子母神堂・兩大師堂等あり。

大傳馬鹽町
しん繩町

大傳馬鹽町 元大傳馬町に屬し、入堀ありて鹽を陸揚げせしといふ。後分立して一町となる。里俗岡附鹽町と稱す。寛永江戸圖にはこの邊「しんなわ町」とあり。其の意詳ならず。或はしり繩町といひ、囚獄の人夫をば、上町・下町共に十五日交代に勤めしに因れりと、又附會を免かれず。尙寛保活券圖によれば、對岸同神田紺屋町三丁目の中に、同町持の藏地若干あり。

鐵砲町

鐵砲町 昔時幕府の鐵砲師アカゼ・八郎の受領地なりしが故にこの名ありと

いふ。安永町鑑に、御入國の砌、隅田川御成の節、御鐵砲師共拜借仕、町屋に取立候様被仰付候地所故、國役金御鐵砲師共請取來、公役金相勤不申候とあり、又古町なるを知るべし。町域は本石町の東に在りて、小傳馬町に界し、北は大傳馬鹽町に接し、南は大傳馬町一丁目に連り、大路は其の中央を貫けり。

小傳馬町

小傳馬町 三个町に分つ。慶長十一年、大傳馬町と同じく郭内より此處に移り、名主宮邊又四郎傳馬の事を司りしを以てこの稱あり。此の地昔時は六本木と稱し、海邊に續ける草原にて、人家少き奥州街道の驛站なりしといふ。町北に濱町川ありて、其の沿岸は本町を始め數町に亘りて西縁河岸といふ。二丁目・三丁目の間を大門通と稱するは、舊吉原の遺址たるによる。三丁目の河岸はもと一个町を成し、明和二年七月北の堀を埋立て、所謂上納地となしたるものなり。町の東北に龍閑川あり。本町より馬喰町一丁目に架する濱町川の橋を鞍掛橋といふ。こは往時六本木に宿驛ありし故、この邊にて駄馬に鞍を置きしを以て名づく。

鞍掛橋

大傳馬町

大傳馬町 天正十八年八月、徳川家康の入國に當り、今の大手橋附近の里長

江戸傳馬役

たる馬込勘解由、高野新右衛門、小宮善右衛門等、駄馬人夫を率ゐて之を迎ふ。家康乃ち賞して道中傳馬役を命じ、繼飛脚給米として、武藏國豊島郡高田村に於いて、十二石三斗六升を給す。これ江戸傳馬役の起原たり。慶長十一年江戸城擴張の際之を外に移し、當町は驛家の他に比して多かりしにより、特に大傳馬町と稱すといふ。馬込氏は爾來當町に永住して名主となり、幕府の末年まで傳馬役を勤め、歴世、勘解由を以て通稱となせり。同氏邸内には舊地より移せし寶田稻荷あり。猶同町一丁目は、昔時木綿問屋多かりしを以て俗に木綿店と唱ふ。その二丁目は、毎年正月十日魚市を開きたれば俗に肴店と呼び、同町南裏通りは瓢箪店多かりしを以て、俗に瓢箪新道と稱ふ。此の大傳馬町一丁目より綠橋際に至るまでの道路に於いて、毎年一月二十日と十月二十日とに、惠美壽講市を催す。這はもと杉森神社の合殿、惠美壽神ましますの緣故に據るともいふ。俗に之をベツタラ市又クサレ市と云ふ。又當町にては毎年六月五日、八雲神社舊天の神三女の神輿を出し、同町二丁目の角に假屋を造りて祭典を行へり。今は兩國の大路に假屋を建つ。

木綿店

肴店

ベツタラ市

通旅籠町
大丸新道

通旅籠町 昔時より大傳馬町・小傳馬町に接して旅店多きを以て、この稱あり。其の「通」の字を冠せるは大通に接する故なり。南の横町を大丸新道といひ、北の横町を菊新道と稱す。當町に池洲稻荷社あり。舊別當を延壽院といふ。往昔小田原より移せし池洲屋敷ありしに因り、此の名あり。北の通路を大門通といふ。

通油町
新大坂町

通油町 燈油を商ふ家多かりしを以て名づく。北側裏通を里俗厩新道と云ふ。往昔牛馬宿ありしに因る。當町の大路より通鹽町に架する濱町川の橋を綠橋といふ。其の橋名は「綠如油」と云ふの句に出でしとの説あり。其の河岸を西綠河岸といふは、橋名に因めるものとす。

元濱町

新大坂町 大阪の人某の創開に係るに由ると云ふ。里俗花町とも呼ぶ。明暦以前立花町邊に本願寺ありし時、香花を鬻ぎし家多かりし遺稱なるべし。
元濱町 昔時は入江に沿へる斥地なりしを、後年開きて市店を設けて、濱町と名けしが、濱町川の開鑿に際し、代地を靈岸島に給し町家を移せし時、其の殘地なるを以て此名ありと云ひ、一説には、古へ田圃の間に小流ありて濱町に通せしが、開て市街となすに當り、其の上流にあるを以て此の稱ありとも云ふ。町

彌生町

東に濱町川あり。當町より通鹽町と橋町一丁目に架するものを潮見橋と云ひ、當町中央より橋町一丁目中央に架するものを千鳥橋と云ふ。共に此の邊往古の地勢を推想命名せしものなるべし。

大門通

彌生町 古へ此の邊耕地たりし時、彌兵衛と云ふ者の所有に係りしを以て彌兵衛町と稱し來りしが、明治二年今の名に改む。或は云ふ、當町にはむかし西本願寺の横山町に在りし時、楳又は香花を商ふ者多かりしにより花に因み、彌兵衛町を彌生と云ふ佳名に擇び代へたりと。當町南側の通路を大門通と稱す。明暦以前所在の舊吉原大門通の遺稱なり。

富澤町

富澤町 慶長の頃、齋澤某に給したる地にして、草茅を開き、吉着店を設け、齋澤町と稱せしに、後齋を改めて富と爲すといふ。此の町には慶長以來、明治十四年まで二百數十年間、古着市場ありて諸國に聞えしが、今東神田に移す。本町二十五番地は舊時餌鳥助成屋敷なりき。

高砂町

高砂町 初め此の邊も亦總べて沼地にして、茅葦叢生せし所なりしが、慶長の頃、これを填築して市地とし、花街を開き、葎原と稱し、(後吉原に作る)明暦火災

元吉原の一

後、今の新吉原の地に移す。當町は浪花町・住吉町・新和泉町等方二町の地と共に吉原の舊地にして、寛永江戸圖けんさき町とあり、(承應圖に「けんぞう」或は伏見町と註す)後めでたく名を謠曲に取りて高砂町と名づけたり。町内には駕籠屋新道・横店の俗稱あり。高砂町・浪花町間新道は享保四年の開設にかゝり、其の當時道幅二間あり。

浪花町

浪花町 吉原の舊地なり。町名の起因は謠曲に因り、元、難波町と稱せり。明治四年、難波町裏河岸を合せて今の字に改む。町東に濱町川あり。町内に横河岸・竈河岸の俗稱あり。明治二十一年四月、當町・住吉町と蠣殻町二丁目との入堀三百八十坪を埋立つ。蓋、其の地料を收納して有馬小學校維持費に充てんが爲なり。當町と高砂町との間に駕籠屋新道の俗稱あり。又劇場明治座の傍なる橋を久松橋、其の北なるを小川橋といふ。寛保沽券圖によれば、當町四・五番地には、御塗師・御簾屋、其他御坊主衆等の拜領屋敷四戸あり。共に享保前後の賜邸なり。

駕籠屋新道

住吉町

住吉町 當町も亦吉原の舊地なり。謠曲の名によりて町名を祝ふ。當町の河岸には竈を商ふ家多かりし故、里俗竈河岸といふ。又濱町川への落口に架せる

竈河岸

橋を入江橋といふ。

新和泉町

玄治店

新和泉町 吉原舊地の一なり。寛永江戸圖には江戸町とあり。町の横町を玄治店といふ。元和中幕府の醫員岡本玄治の受領地たりし時の遺稱なり。寛保沽券圖に、表京間六十間、裏巾同斷、裏行京間二十五間、坪數千五百坪。此沽券七千二百兩、小間に付百二十兩、地主御醫師岡本玄治法眼拜領屋敷とあり。今の一番地に當れり。當町は明暦三年吉原退轉後の開設にかゝり、町名は堺町に對する稱呼なるべし。江戸紀聞に、寛政中天文の古碑を發掘せる由を記したり。蓋、舊地なりしを知る。同書に曰く、

天文の古碑

今の和泉町は、寛永の頃の江戸圖を見るに、江戸町と云ひし所也。此頃ははやことく町家也。然るに近き頃、寛政五丑年五月の事なりし、此邊に住へる豆腐をあきなふ久兵衛といへる者、穴藏をほりしに、古碑一つを掘出せり。其碑に祐禪尼天文二十二年七月二十九日と記せり。さればこの所には古くは寺などありしにや。寛永の頃は早ことく町家となりしかば、おもふに御入國より前の事にて、實に寺ありしならんにも、天正の頃は、はや廢せしと見

えたり。江戸古圖を見るに、いにしへ、この邊は皆下平川村の内なりしと見ゆ、北條分限帳によるに、下平川は會田中務丞、遠山隼人正、恒岡彈正忠市、野某、島田などいひ、これらの領知なりしかば、その人々の内領地にて、寺もありしや、又祐禪尼と云はそれらの一屬なりしも知るべからず。

長谷川町
れぎ町
雪駄町
三光稻荷
田所町
大門通

長谷川町 寛永江戸圖「ねぎ町」とあり。往昔楢森神社の禰宜の居住せるを以てなり。明暦以後開きて市肆とし、今の名に改む。或は云ふ長谷川久兵衛と云ふものゝ草創に係ると。江戸砂子には雪駄を商ふ家ありしゆえ、セキダ町と云ふともあり。此の町に三光稻荷あり。其の所在地を三光新道といふも、と三十郎稻荷と云ひたり。堺町に劇場ありし頃、關三十郎と云へる俳優が、其の住宅内に勸請したる稻荷なり。當時藝妓等が、三十郎の容色を愛で、參詣するもの夥しかりしより、遂に此の稻荷には猫が寄ると噂し、爾來猫の行衛を失ひし時は、此の稻荷に祈れば効驗ありと俗傳さる。稻荷社に鼠除の守札を出すは之によれり。
田所町 昔時田所平藏なるものゝ開設する所、因て町名とす。又、浪花町、住吉町間より本町と彌生町間を経て神田方面に通ずる街路を里俗大門通と云ふ。

舊吉原大門通の遺稱なり。

堀留町
莊助屋敷
新材木町
稻荷前

堀留町 西堀留川の、當町に來りて止まるにより此の稱あり。元は六十間河岸、或は六十間町と稱せし地なり。西堀留川は町の西南を流る。二丁目は往昔下舟横町と唱へしが、享保五年改稱す。町南に東堀留川あり。三丁目は昔時、莊助なるものゝ創に係り、莊助屋敷と稱せしが、明治二年、堀留町二丁目に接するを以て改めて三丁目とす。
莊助屋敷、又一に庄助屋敷に作る。寛保沾券圖に「庄助屋敷西片側町京間三十四間一尺、但御替地共惣坪合七百五十四坪半」とあり。
新材木町 相傳ふ、此の邊古へ芝原宿と稱せる村落なりしと。元和以後材木商多く住せるを以て此の稱あり。一説に曰く、寛永圖、西堀江堀留今西甚兵衛町と標す。本町はその訛稱なりと。町内に稻荷前多葉粉河岸等の俗稱あり。又町内の新道を石新道、中横町を稻荷新道といひ、町西の東堀留川の河岸を東萬河岸と稱す。此の町に杉森稻荷神社あり。昔時杉の木立深かりし處なりと云ふ。明治五年社地を合せて新材木町とす。

新乗物町

新乗物町 轎輿を製するもの多かりしを以て此の稱あり。明治二年、長五郎屋敷を合併す。

長五郎屋敷

長五郎屋敷は、享保中の下賜にかゝる。寛保沾券圖に、長五郎屋敷、西側町、京間十八間一尺五寸、總坪合三百六十六坪七合とあり。

岩代町

岩代町 當町の起立町名の起因等詳ならず。里俗樂屋新道と云ふ。堺町の劇場裏なりし故なるべし。寛保沾券圖によれば、六百八十六坪餘、寶永元年十二月五日、樽屋藤左衛門拜領屋敷、役義不仕候とあり。尙延寶圖以前に見ゆるを以て起立の古きを知るべし。

葺屋町

葺屋町 もと沼地を填築せし所なり。元和元年、始て市店を開き町名を加ふ。當時家根葺工多く住せしに由るといふ。寛永以來劇場市村座あり。天保十三年これを淺草猿若町に移す。もと暮踏町と稱せしと云ふ。劇場に因める名なるべし。

堺町

堺町 慶長中泉州堺の人來りて開創せり。故に町名とす。慶安以來、劇場中村座ありしが、天保十三年、淺草猿若町に移す。維新後元大坂町の代地を合併す。

人形町

(附記) 人形町 古今共にこの公稱町名在りしにあらず。蓋、堺町に劇場ありし當時、土産物の人形を鬻ぐ店舗軒を列ねたれば、俗名けて人形町と稱し、遂に水天宮附近より神田に至る南北の大路に、稱して人形町通の名を遺す、今に區内殷賑の街衢たり。

新葺町

新葺町 元和の頃、堀江某、沼澤の地を拓きて町地となし、堀江六軒町と云ひ、吉原の創始者庄司甚右衛門の居りし所を甚右衛門町と云ふ。凡そ二町あり、後甚左衛門町といふ。明治五年二月、堀江六軒新道と共に合併し、里稱を取りて町名とす。當町より堀江町三丁目に通ずる橋を親父橋といふ。寛永五年十一月、甚右衛門の創架にかゝるを以て此の稱ありといふ。此の橋より東、人形町通に通ずる道路を親父橋通をいふ。寛保沾券圖によれば、今の十一番地乃至十九番地は、寶永享保の間に御坊主衆に下賜し、八屋敷、八百八十五坪、沾券金千九百三十三兩あり。

親父橋

芳町

芳町 元、堀江六軒町新道、及び堺町横町の二町なり。共に慶長年間吉原の開くるまで葦茅の原なりしゆへ、里俗芳町といひしに、明治二年合併して町名を

かげま茶屋

加ふ。蓋、芳町は元大阪町、浪花町、新和泉町等の總稱なりき。寛天見聞記に「かげま」として男色を賣る云々。嬉遊笑覽の「江戸のかげま、芳町を始めとし七ヶ所」に「百人餘」と記せる芳町は即ち總稱にて、今の芳町のみに限るべからず。尙現今芳町藝妓の名あれども本町には藝妓屋なし。

元大坂町

元大坂町 正保以前は、湊津の地にして、大阪よりの廻船、常に入航したるを以て、大坂町と稱せしが、後年新大坂町の開設ありしに因り、元の字を加へて之を別てり。或はいふ、天正の頃、大坂商人の移住して受領せるに因ると。里俗土井堀あり、明治初年まで、酒井雅樂頭の邸前、即ち今の彌敷一丁目東畔、當町まで入堀のありし其の遺跡たり。

堀江町

堀江町 徳川氏入國の後、此の地を漁夫堀江六郎に給し、魚類の供進を司らしむ、後市地となすに及び、堀江町と稱す。其の一丁目と二丁目との間より新材木町に架せる橋を萬橋と云ふ。舊名を堺橋と稱ふ、堺屋小左衛門の架せしによる。又この橋の向側に和國餅を商ひし家ありたれば、和國橋とも云へり。又當町一丁目より四丁目に至る東岸に沿ひし地を西萬河岸と云ふ。其の間萬橋ある

照降町

を以て此の名あり。堀留より萬橋に至るの間、五百八坪九八は當町一丁目の河岸、二丁目の河岸は、三百八十九坪四、三丁目の河岸は、三百九十四坪八七、親父橋以南即ち四丁目の河岸は、百九十七坪二あり。又荒布橋より親父橋に至る大路を照降町といふ。此處、古くより雪駄と下駄を賣る家多く、晴雨共に便利なるを以て此の稱呼起るといふ。

小舟町

小舟町 慶長八年町割以後より、下舟町と稱せしが、享保五年に至り今の名に改む。蓋、本船町の舊稱を大舟町と呼びしに對せしなり。町西に西堀留川あり。其の東岸を鯉河岸又は小舟河岸といひ、二丁目は寛永の頃あえもの河岸と呼べり。三丁目と小網町一丁目との間を里俗照降町といふ。

あえもの河岸

三の部

小網町

小網町 天正年間の開設にして、寛永の頃には番匠町と稱し、爾來武家屋敷たり。後、東萬河岸にある小網稻荷の名に因みて小網町と改む。往古は此の附近を「入江が岡」と呼べり。村社小網稻荷の縁起によれば、足利等持院將軍の治世、叡

トウカン堀

十日堀

山の恵心僧都巡錫の折、此處に笈を止め小庵を結び、萬福院と號して住せしが、文正元年、疫病の流行甚しければ、僧都自ら稻荷の尊像を彫刻して、村民と共に祀り、小網稻荷神社といふと、今四丁目と蠣殻町一丁目の間を稻荷堀といふはこれによれり。里俗呼んで稻荷堀となす。但、磐城藩主安藤家にては十日堀に作れり。二丁目北方の堀は、安永中、四丁目に沿へるものは明治十年の填築にかゝる。

思案橋

行徳河岸

又當町一丁目西方日本橋川の河岸を末廣河岸と云ひ、一丁目より二丁目に渡る東堀留川落口に架する橋を思案橋といふ。昔時遊客が吉原に遊ばんか、堺町に往かんかと思案せし處なれば此の名ありと、而して當町二丁目北横町、即ち思案橋側を里俗貝杓子店といふ。貝杓子商多かりしを以てなり。又同三丁目の南河岸、即ち箱崎川北岸を行徳河岸といふ。この邊地廻鹽問屋多きによる。明治四年迄は、以上の三个町なりしが、蠣殻町徳川(尾張)家別邸と磐城平藩主安藤氏の別邸とを合して市街地となし、明治五年、四丁目となしたり。

小網仲町

小網仲町 元小網町一丁目横町と稱せり。明治五年小網町仲町と改め、四十

蠣殻町

四年五月更に今の名に改む。里俗横店と呼べり。東萬河岸の南頭、即ち親父橋の東南に在りて、小網町二丁目と斜めに相對す。

米屋町

蠣殻町 此の邊は元海洲にして埋立のため陸地となりしを以て此の稱あり。從來皆武家地なり。明治四年十月、華族井上氏邸、及び酒井氏別邸地、其の他附近の土地を合し、里俗の稱を取りて町名とし、之れを三町に別つ。蓋、寛永圖に小網町の北より東に渡る橋に「かきから」と註す。町の起因古きを知るべし。一丁目は米商多きを以て里俗米屋町と呼ぶ。二丁目は明治五年水野周防守中屋敷幕府諸士の宅地、及び銀座址を合して名づく。里俗本町南北の通路を人形町通と云ひ、稻荷堀今は埋立て町に沿ふ通路を土井小路といふ。土井甲斐守邸前を流れたる入堀にして、土井堀の名ありき。當町に明治十三年扇橋より移せし觀音堂と、明治六年矢の倉より移せし道了堂及び末廣稻荷あり。三丁目は明治五年松平攝津守林肥後守の上屋敷、水野周防守、永井越前守の中屋敷、紀州徳川家松平三河守の下屋敷及び、津山土浦、加納、高島四藩主の邸地を合す。尙當町には明治五年赤羽より移せし水天宮あり。

土井小路

松島町

松島町 往時は町奉行組屋敷にして、中の組と稱せり。享保四年、これを外に移して市店を開き、町名を加ふ。東の横町を稻荷前と云ふ、松島稻荷社あるに因れり。

北新堀町

新永代町

北新堀町 新堀川今は上流も同じくの北に在るを以て、此の稱あり。明治五年、舊船手組屋敷地を合併し、十二年四月、新永代町を合す。新永代町はもと永代橋小路と稱せし、火除地にして、明治元年始めて市店を開けり。川に日本橋川あり。其の河岸を北新堀河岸と稱す。當町東河岸より深川區佐賀町に架けしを永代橋といひ、明治三十年京橋區より深川區に改架す。舊時の名橋たり。

箱崎町

箱崎町の變遷

箱崎町 本町名稱の起因に就いて二説あり。一は筑紫箱崎の名を取ると云ひ、一は昔箱池一に箱ありしに因るといふ。共に未詳なり。今四個町に分つ。按に今箱崎橋は、寛文江戸圖に「くづればし」と標す。寛永江戸圖には箱崎の名なしと雖、箱崎町一帯の洲を書き、町屋と記す。今の北新堀町に當る。尙向井將監下屋敷、駿河大納言藏屋敷と標し、靈岸島との間に「新堀」と記したるを見れば、元和の頃、接續を断たれしを知る。川に日本橋川箱崎川及び入堀あり。日本橋川の河岸を

一丁目

埋立地

二丁目

三丁目

四丁目

北新堀河岸といひ、箱崎川河岸を永久河岸といふ。一丁目より京橋區南新堀町一丁目に架するを湊橋と云ふ。二丁目は享保寶曆或は天の四年の兩度に、靈岸橋川即ち箱崎川を填築せし所なり。當時單に埋立地と稱せしが、其の箱崎町に接するを以て之を二丁目となし、川に沿へる地は尙裏河岸埋立地と稱す。享保圖にはり。當町より蠣殻町二丁目に架するを永久橋といふ。明治五年、裏河岸及び舊關宿藩主久世大和守邸を合す。其の邸址、昔時は朽木島朽木氏と稱せり。川に箱崎川あり。河岸地を山谷河岸又は稻荷河岸の俗稱あり。三丁目は、元前橋藩松平伊豆守古河藩土井大炊頭の別邸地なりき。維新後官收して開拓使用地となし、明治五年箱崎町二丁目に隣れるを以て三丁目となし、三十七年、本町及び四丁目地先六千六百七十七坪四合を埋立つ。川に大川箱崎川及び入堀あり。此の入堀もと箱崎川と大川とを連れしもの、元祿中西半を埋めて現狀となれり。

川に大川及び箱崎川あり。

四の部

馬喰町

馬喰町 天正中博勞頭高木源兵衛富田半七などいふもの此所に住せり。天

博勞高木氏

正日記たかぎといふ馬くろゆいしよ申出る馬場地の繪圖いだすとあり。即ち高木氏にして、開府前より此所に住し、爾來名主を世襲す、故に博勞町と稱へしが、正保年間、馬喰町に改む。町内に旅籠屋軒を列べたれば、公事にて來るもの或は仕入のため來る商人こゝに宿泊するもの多かりき。當町一丁目と二丁目との間なる北横町には、附木を製する家多かりしを以て、里俗附木店と呼ぶ。三丁目北裏通には、幕府の調馬場ありて、初音の馬場と稱へ、初音稻荷社其の傍にありしが故なり。稻荷は本所に

初音の馬場

移此處を一に楠の馬場、又追廻し馬場とも稱したり。明治初年十二小區役所は此の馬場に置かれたり。又三丁目と四丁目との間なる横町を肴店といふ。此處に魚賣る家多かりしによれり。四丁目は昔時寺院多く法禪寺、センコウ寺、大正寺、清水寺、シユケン寺、地藏院、淨安寺、願行寺、延應院、唯念寺等あり。天和三年頃、み

雲光院址

郡代屋敷

馬喰町御用屋敷

通鹽町

横山町

肴店

な深川駒込等に移る。明曆三年三月三日關東郡代伊奈半十郎忠篤、此の地を受領す。即ち常盤橋門内の邸を移し、郡代屋敷と稱す。寛政三年、伊奈右近將監忠郁罪あり、同四年三月九日絶家となりしかば、勘定奉行久世丹波守廣氏郡代を兼任して此處に住居す。後廣氏轉役するや、勘定奉行中川飛驒守忠英、又代りて郡代を兼任して居住せしが、文化三年三月四日燒失後、當所を代官三人中村八太夫、山田茂左衛門、伊奈半右衛門の受領地となし、郡代屋敷の名を改めて馬喰町御用屋敷と稱せり。維新後諸縣出張所となせしも、明治五年、これを常盤橋内に移し、その跡を開きて市店とす。町内に里俗郡代、釣店、柳原通と稱する所あり。

通鹽町 昔時小傳馬下町と稱し、延享元年今の名に改む。町西濱町川に沿ひたる處を、一帶に東縁河岸といふ。川は元祿四年の開鑿にかゝる。横山町 當町の名、永祿二年小田原役帳に、五貫三百文江戸横山分とあり。石井某の知行所にして當時已に一村名たりしを知る。蓋横山某の開設せし地なるを以て名づけしが如し。元祿年間矢の倉を撤廢する迄は、當町二丁目、三丁目は共に片側町なりき。北横町を里俗肴店といふ。

橋町

橋町 昔時附近に西本願寺ありし時、其の門前町乃至寺内を開設せしものなり。立花を賣る家多かりしを以て、立花町と稱し、後改めて今の字とし、分ちて四町とす。西本願寺は、もと今の二丁目四丁目以北に在り。當町一時寺地を併せて、舊福井藩邸となりしが、天和中其の地に市肆を開きたり。町南に濱町川あり、其の沿岸即ち竹森橋より榮橋に至る間を東緑河岸と稱す。河岸に緑橋あるによりての稱呼にして、西緑河岸に對す。

東緑河岸

若松町

若松町 元村松町の内なり。元祿七年十二月、旗下の士甲斐庄三郎右衛門の上地跡を用達町人其の他に下賜して一町となし、明治五年一月、北隣の横山同朋町を合併す。

矢の倉町

矢の倉町 正保元祿の頃米倉ありしゆへ、里俗元矢之倉と稱し、松本藩主戸田氏別邸及び土地なりしが、明治五年四月、松本丹波守下屋敷を合併し、里俗の稱に取り、元字を去りて今の町名となす。町東に隅田川あり。此の河岸、新大橋より兩國橋までの間を間部河岸といふ。蓋し、元祿十二年九月六日の火災後、米廩を他に移し、其の跡間部氏邸たりしが故なり。矢の倉と米澤町との間に架けし

間部河岸

薬研堀町

元柳橋は、往時難波橋と云へり。此の橋の袂に夫婦柳と號けし二株の柳ありしも、今、枯れてなし。又當町より米澤町へ渡る橋を尼が橋と云へるは、乞食の尼、この橋詰にて憐みを乞ひし故なりといふ。

醫師町

薬研堀町 昔時隅田川より米澤町に入る堀のありし所にして、矢の倉に收容する米穀を積める船舶出入せり。元祿十一年、倉廩を築地に移せし後、次第に埋立てられ、明和八年六月より十一月迄の間に、この大部を埋築し、爾來薬研堀町埋立地と稱せり。維新後残りの全部を埋め、後其の地を千代田小學校地となす。又附近に幕士の邸宅あり、醫師又多く住みしかば、里俗醫師町と呼べり。明治五年四月、兩隣の地を合して薬研堀町と名づく。當町には金刀比羅神社、不動堂あり。其の縁日には頗る繁昌せり。尚、濱町狩野及び中井敬所、鶴飼玉川等の醫家住し、その町名夙に高かりき。

米澤町

米澤町 昔時は寺地なりしに、正保の頃より米廩を設け、矢の倉と稱せり。元祿十一年火災に罹り、これを築地に移し、其の跡を土地又は町家とし、米澤町とす。今の一丁目なり。寶永中保田越前守邸を二丁目とし、松平右京太夫邸地を三

兩國廣小路

吉川町

兩國廣小路

元柳町

柳橋

淺草見附門

丁目とす。共に藥研堀に沿ふ。藥研堀埋築後變革なし。町北を里俗兩國廣小路と呼ぶ。其の三町目の内、町東を里俗元柳橋と稱し、其の大川端を元柳河岸といふ。
吉川町 貞享以前は舊兩國廣小路の中に町屋を設けられしが、同四年一度之を取拂ひ元祿十年表坊主衆の拜領地とし、一部に本町を起立す。もと菟川町と稱すといふ。其の後今の名に改む。里俗兩國廣小路あり、舊兩國橋西詰に當れる地なればなり。今十一番地に兩國公園あり。

元柳町 幕府の同朋が受領したる地にして、正保圖同坊主衆と註したり。其の柳原の末にあるを以て、下柳原同朋町と稱し、享保十九年、同所領地を町屋とし、新地と稱せり。明治五年四月、柳橋の名にとりて今様に改む。柳橋は當町より淺草區下平右衛門町に架くる橋にして、橋畔に柳樹ありしを以て名づく。慶應四年彰義隊の亂ありし際、油を注ぎて焼却せんとせしが能はず、其の儘交通しゐたるを、明治二十年七月鐵橋に改む。淺草橋はもと馬喰町四丁目の内にありしが、今は當町域内にあり。淺草見附門のありし處にして、其の門は即ち江戸城外廓第一の大門、寛永十三年の創建にかゝる。事は名所古蹟の章に記せり。

新柳町

新柳町 延寶の頃植木溜あり。明和以後、將軍舟遊の時の上陸場たり。明治二年始めて市店を開き、西隣の元柳町に對して此の稱を加ふ。大川沿岸の地を新柳河岸と云ふ。町北に神田川あり。町東に大川あり。當町築出の新地に川上稻荷社あり。明治三十七年十一月市區改正に伴ひ、兩國橋を當町より本所區横綱町に架す。

五の部

村松町

村松町 名主村松源六の創開に係るを以て此の稱あり。但し、西本願寺の築地に移轉後、始めて寺内を開きて市店とす。當町及び橋町は其の中にあり。明治五年附近の濱町の一小部を合して一町とす。

久松町

久松町 もと村松町の内なり。天和三年本多豊前守上地跡を一町とす。町名の起因詳ならず。明治五年四月、附近の小笠原左衛門尉上屋敷水野河内守邸を合併す。小笠原邸址は、維新の際、勝山藩邸となり、四年之を囚獄司用地、并に小笠原氏邸となし、後又警視廳用地、學校敷地とす。此の町に在る胡桃下稻荷神社は、

胡桃下稻荷

常陸國笠間藩主牧野氏が笠間より濱町の自邸に遷せしを、明治五年、今の地に移せり。一に紋三郎稻荷と呼ぶ。又當町に劇場明治座あり。又久松橋・小川橋・高砂橋・榮橋の四橋あり。皆濱町川に架す。

濱町
武家地

濱町 區の東端にあり。舊時、東は兩國橋、西南は永久橋に至る間を里俗濱町と呼べり。寛永江戸圖、本町名なし。後大川に臨むを以て里俗の稱呼となりしならん歟。同圖によれば藏地・寺地・武家地にして、今の橋町・村松町附近に「本願寺御だう」と標す。萬治元年西本願寺は京橋區築地に移轉し、其址は松平越前守の邸地となれり。その後村松町・橋町を寺址内に開く。而も濱町一帯は、維新前尙多く武家の邸宅ありし所なり。明治五年四月、一橋・高鍋・加納等の各邸を合併し、里俗の稱を取りて町名を附し、一丁目となす。同二丁目は、元熊本藩細川氏・鳥取藩池田氏・笠間藩牧野氏・菊間藩水野氏・小諸藩牧野氏の別邸及び土地なりしが、明治五年四月、之を合併して濱町二丁目となす。町東に隅田川、町西に濱町川あり。三丁目は、元川越藩松平氏・麻布藩新庄氏の二邸、並びに館林藩秋元氏の別邸、其の他の土地なりき。明治五年四月、これを合し三丁目となす。町の東南に隅田川あり。

一丁目
二丁目
三丁目

菖蒲河岸

り、町西に濱町川あり。東南の河岸地を里俗菖蒲河岸と稱せしが、明治十一年十月、之を二丁目と三丁目とに編入し、後更に同所に菖蒲河岸を設く。現在の河岸これなり。當時三丁目より深川六軒堀に架けし橋を新大橋と稱す。元祿六年七月の創架なり。同二丁目の大橋稻荷は、新大橋架設の鎮守たり。又同一丁目と久松町の大路に當れる處に山伏井戸あり。當町には、賀茂眞淵其の他名士の住居せしもの多し。

中洲町

中洲町 往古、隅田川と箱崎川と分れ流る。三又三一に三派又三股とも書くはの川上に一の洲あり。此處を中洲といふ。曾て江戸砂子の著者は此處を「別の淵」といへり。蓋汐と水の分流せるが故なり。明和八年六月十五日、御目附河野吉十郎安嗣なるもの埋築工事に着手し、深川御船藏前の土を取り、安永元年四月竣成、地積九千六百七十七坪餘を得たり。因て人家を建設し、安永四年には茶屋九十三戸、湯屋三戸、其他商家若干を見るに至りたれば、町名を三股富永町と稱す。爾來十四年間繁榮を極めたりしが、洪水の際衝激するを以て利便ならずとなし、寛政元年十月、大川筋修築に際しこの地を毀撤し、翌二年舊來の水面となし、十餘年間埋

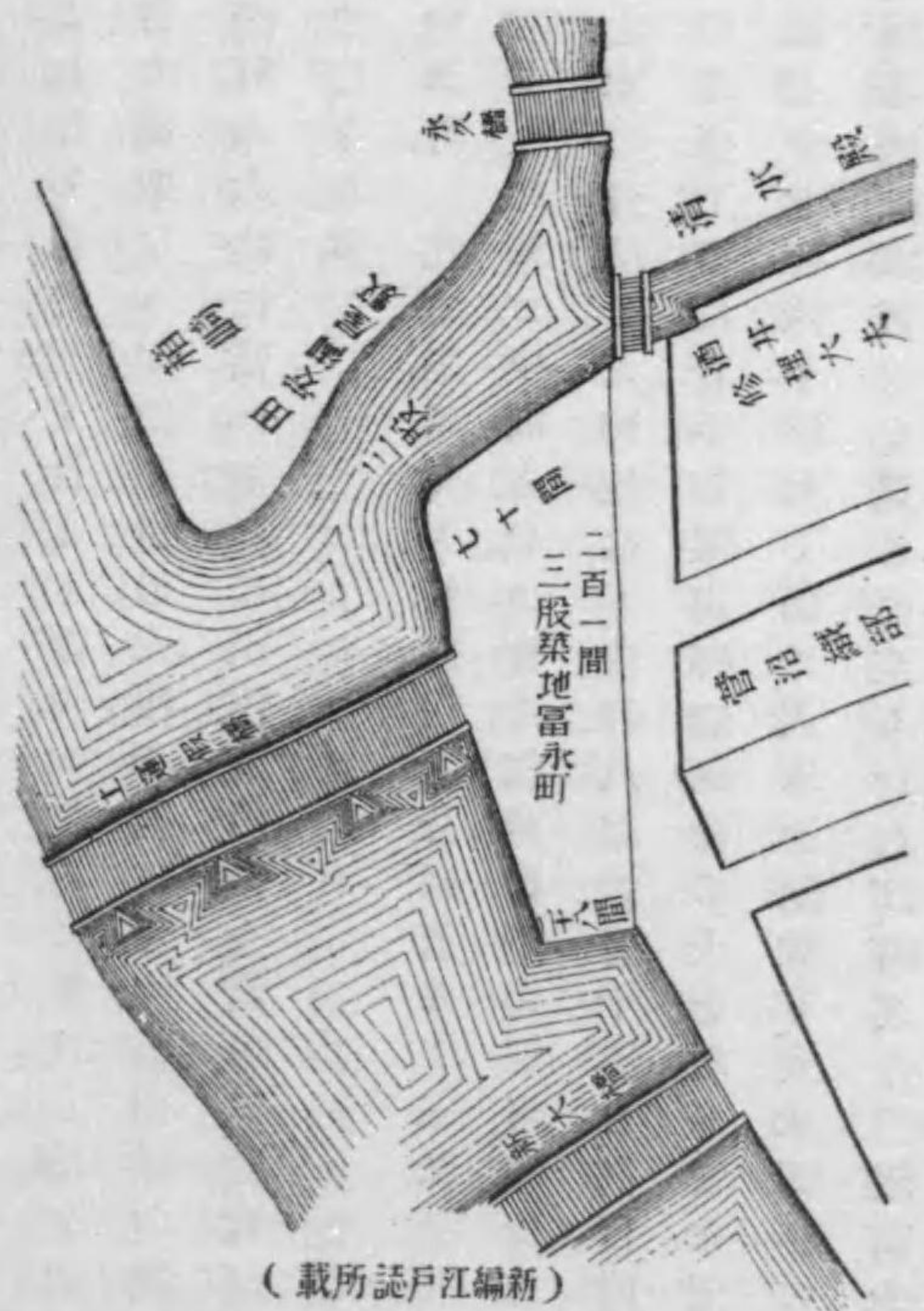
明和の埋築

寛政の毀撤

築建設の業一朝にして潰えたり。然るにその後追年蘆葦漸く叢生し、却つて水路を阻害すること少なからざれば、官廳これが埋立を計畫し、明治十九年四月

二十五日竣成し、日に月に人家増加す。即ち舊稱に因りて中洲町と名づく。

寛永江戸圖を案するに、今の小網町三丁目東南地先に「三つまた」と標す。葛西志には新大橋と永代橋



の間にて川の三派に分かるゝ所とあり。江戸砂子は「別の洲」と記す。汐水の分流するを以てなり。三又の位置變移せるを知る。尙名所古蹟を参照すべし。

三又

六の部

通四个町

木原店

式部小路

西河岸町

通四个町 慶長八年を以て開くところ、此より以南金杉橋に至る沓を稱して通町と云ふ。又中通りに對して大通りとも呼ぶ。里俗東の新道を木原店と云ひ、西の新道を稻荷新道といふ。木原店は往時町割の時、木工頭木原内匠の居住せしよりの名にして、稻荷新道は、鹿兒島稻荷の小祠ありしを以ての名なりと云ふ。明治二年、東西の新道を當町に合す。二丁目の東の新道を里俗式部小路といふ。往古幕府の醫員久志本式部の宅ありしよりの稱なり、又西の横町は、之を十九文横町と呼ぶ。明治二年改正の時、東西新道を當町に合す。三丁目は明暦火災後、元大工町より當町を経て、本材木町に至る間に廣小路を設け、以て火除地となせしが、元祿中尾張町一丁目の代地となりて市店を開き、十二年尾張町代地を改めて今の稱となす。四丁目の起立は一、二丁目に同じ。

西河岸町 日本橋より、西の方一石橋に至る間の通路兩側を謂ふ。日本橋川に沿へるを以て此の名あり。中央の横町より南する一路を西中通りと呼ぶ。川

地藏堂

には外濠及び日本橋川あり。而して外濠に沿ふ河岸は一帶にこれを城邊河岸と稱す。此の地標高一丈二尺より一丈三尺、彼の十組問屋設立を以て名ある杉本茂十郎は當町に住したり。又當町の地藏堂は、享保三年の創建にて、本尊は行基の作なりといふ。

吳服町

昔時幕府の吳服所、後藤逢殿助の居宅ありしにより此の名あり。寛永江戸圖には今吳服橋を後藤橋と記し、町にもと吳服丁、同二丁目とあり。里俗西の横町を樽新道と云ふ。舊時地割棟梁榿屋三右衛門の宅ありしを以てなり。又東の新路は、俗に稻荷新道と云ふ。明治二年四月、兩新道を當町に合す。

樽新路

元大工町

往時番匠の多く住みし故此名あり。元祿三年東側の地用地となり、代地を桶町・南鍛冶町の間に給せられ、之を南大工町と稱するを以て、元字を加へて之を分つ。明治二年四月、町東の元大工町新道を當町に合す。元大工町新路は一に三築長屋と云ひ、もと醫員野間三竹の宅ありし所なり。川には外濠あり。

數寄屋町

明曆の火災後、廣小路を設け以て防火の備となせしが、元祿十一年、數寄屋橋外なる數寄屋町の用地となりし時、其の代地を此に給す。故に町名

檜物町

を移し用ふ。明治二年四月西の河岸地たる三島屋敷吳服所 三道 壽屋敷 醫員太 壽田を合して一町とす。

上横町

天正十八年、遠州濱松の檜物大工棟梁星野又右衛門といふもの、徳川氏に従つて江戸に來り、此地を賜ひ、名主となる。由て町名とす。西に外濠あり。

五輪町

明治二年、町地改正の時、當町の西邊なる上横町會所屋敷、檜物町會所屋敷を當町に屬せしむ。舊圖或は分ちて一里 俗東の新道を五輪町と稱す。往時石工多く住し、石塔を造りしによると、再校江戸砂子に見えたり。町西に外濠あり。

下横町

舊時當町の南側に福島町あり、もと本材木町より舊岩倉町に接したる一條の入堀なりしを、元祿三年埋めて市店を開きしものに係る。明治二年これを廢して、其の地を當町に合併す。舊時守隨彦太郎の秤座初め通一丁目ありたり。

箔屋町

萬治年間、市川又右衛門なるもの、此地に箔座を設け、打箔職人を多く居住せしめられたれば、是によりて町名とす。もと本町に岩倉町ありしが、今は當町に合併せり。

岩倉町

樽正町
新右衛門町

樽正町 慶長中江戸城修築の際樽木の置場なりしを以て、この名ありといふ。
新右衛門町 昔時本材木町より通三丁目に至る迄一條の入堀ありしを、承

川瀬石町

應中より次第に埋立て、延寶中元大工町に通じて廣小路となし、元祿十一年始
めて町家を設く。町名は當町を開きし山吉新右衛門の名に取る。或は云ふ、當町
は昔時八重洲河岸に在りて老月村と稱し、寛永五年用地となりて此に移ると。
川瀬石町 明治二年四月、當町の西北南油町、小松町を併せて一町とす。小松

平松町

町の地は、往時本材木町通二丁目に通ずる入堀なりしを、元祿三年埋立てたる
所なり。町名は川瀬某嘗て穀店を設けし地なるに取るといふ。
平松町 寛永年中、平松山教元寺を駒込に移し、其の址を拓きて市店を開く。
故に其の山號平松を以て町名に加ふ。

佐内町

佐内町 此の地、楓川の流域なりしを、元祿年中、佐内佐藏なるもの之を埋立
て以て町家を設く、因て名づく。

青物町

青物町 徳川氏入國の時、曾我小左衛門なるもの、相州より來り住して名主
となり、小田原の町名を移して、當町並びに萬町等に名づくると云ふ。舊時南側に音

鹽物河岸

萬町

元四日市町

羽町あり。本材木町より通一丁目に通ずる一條の入堀あり。元祿三年填塞して町
家を設けし所なり。明治五年これを當町に合併す。北裏を里俗鹽物河岸といふ。
萬町 町名の起因は青物町に同じく、相州小田原町の町名を附せしといふ。
往古は青物乾物、鹽物等、所謂萬の物を商ひしゆへ、此の町名あり。

土手藏

江戸町の權
輿

本材木町

元四日市町 昔時は四日市場村と稱し、毎月四の日、市を立てし處なり。天正
年間、徳川氏入國の際、相州小田原の者を此處に移住せしめ、市店とす。明曆三年
の火災後、當町の商家は悉く之を靈岸島に移し、其の址を廣小路となす。因りて
同年、日本橋と江戸橋との間なる河岸に土藏を建設し、其の根元通り六・七尺ほ
ど掘り、其の土を以て埋立用に供し、一帶の河岸には石垣を築けり。稱して、土手
藏」と云ふ。即ち火災防禦線に充てたるなり。當町には魚市場、蜜柑問屋、床見世あ
りて、その名世に知らる。蓋、入國以前既に商船輻輳、商賈來往の殷盛を示す。後來
江戸町の權輿たり。事は地理の條下に互見すべし。

本材木町 徳川氏開府のころ、道三河岸の邊に在りて、比屋材木商なりしが、
其の用地となるに及び此に移ると云ふ。東京府志料には、慶長年中江戸城修築

材木廠

紅葉川
高橋
楓橋

の時、材木商此に材木廠を設く、故に名くと、舊と江戸橋より白魚橋に至る迄の入堀に沿ひ、凡て八个町あり。明治五年四月改正の時、三町に合併し三丁目は今京橋區に屬す。舊一丁目・二丁目及び江戸橋廣小路の東部を一丁目となす。町東に楓川あり。この河岸地を本材河岸と云ふ。又明治二年四月、舊三丁目・四丁目を併せて二丁目となす。青物町と川瀬石町との間を横貫する横町を胴切町と呼ぶ。又江戸橋南岸東西に在りし錦町は、明治十一年十二月、元四日市町と本材木町一丁目とに合せられたるが、後、舊錦町の地を割きて、元四日市河岸と本材河岸とに合併したり。楓川は日本橋川との通水にして水路に變還あり。舊記亦其の名を記さず。楓川一に紅葉川につくる。蓋、舊名八丁堀なる事、本材木町八丁に沿ふによりて知らる。名蹟を參看すべし。往古當町五丁目河岸には楓川神社ありきといふ。尙海運橋は寛永江戸圖之に「タカ橋」と註す。後海賊橋又は將監橋とも云へり。海賊奉行向井將監の邸ありし故なるべし。新肴場は約言して新場と稱ふ。延寶二年、新に魚市場を設けたるより起りし稱呼なり。新場橋は萬延の地圖には中の橋とあり、又曾て楓橋とも云ひし事あり。東京中央郵便局は一丁目江戸橋南詰にあり。

七の部

南茅場町

八丁堀

南茅場町

相傳ふ、本町は、昔時神田橋外にありて、茅を賣るもの多く住し、後此地に移る。當時沼地にして茅葦繁茂せしが、之を埋立て、市店を開くと、而も江戸橋海運橋附近が、江戸町の權輿として入國前に湊地なりし頃、本町亦其の餘波を受けて、全く沼地なりしとは思はれず。寛永江戸圖には今の日本橋川畔茅場河岸の所に「かやば丁まぢや」と標し、今南茅場町・龜島町・北島町一帯は凡て武家地・寺地とす。蓋、此の邊を總稱して茅場町といふ。萬治以後に於いて寺地漸く移轉して市店の増加せしを知る。明治五年、舊町奉行組屋敷・日枝社旅所前及び龜島町の北部を併合す。里俗海運橋通を裏茅場町、裏茅場町の内を千川屋敷、舊日枝社旅所前を藥師堂前と呼ぶ。又當町外二十六町は俗に八丁堀といへり。川には日本橋川及び龜島川あり。日本橋川の河岸地を茅場河岸と云ひ、龜島川の河岸地を龜島河岸と云ふ。而して當町には醫王山智泉院・禿池址・明德稻荷・千川上水址・茅場址・文七元結塚場址・寶井其角宅址・荻生徂徠宅址等の名勝舊蹟

多し。

兜町

兜町 八丁堀の北端にして、慶安以來田邊藩牧野氏邸ありしが、文久二年西尾藩松平氏の邸となり、維新の際上地して通商司を置き、幾くもなく之を廢す、兜塚名所古蹟あるに因みて、今の町名を附す。或はいふ鎧橋に對稱しての命名なりと。兜塚、鎧の橋の事ともに名所古蹟に參考すべし。兜橋あり、當町より本材木町一丁目に渡る。兜神社あり、建物としては、株式取引所及び第一住友帝國商業の各銀行あり。

坂本町

坂本町 元祿十一年まで、幕府船手頭向井將監其の他の邸地なりしが、吳服師八人に下賜して町家となし、日枝神社旅所に至る途なるを以て、此の稱を附す。蓋、近江坂本村に象るなり。後分ちて二箇町となし、明治五年、二個町及び上納地、九鬼式部少輔邸後坂本公國となす、細川越中守別邸などの地を合し、之を一町とす。町西、楓川沿岸を楓河岸と呼び、町北東西の通路を里俗植木店と稱す。又又楓川河岸に三社稻荷社あり。

三代町

三代町 寛永以來壬生藩主鳥居丹波守の邸あり、享保年中燒失して、暫らく

神田三代町

は明地となりしを、神田松下町新銀町、塗師町の代地とす。因て俗に神田三代地と云へり。明治二年之を合し、略して三代町となす。

北島町

北島町 往古茅場町の一部にして、寛永の頃までは總て寺地なりしが、後寺院を外に移し、享保年間、町奉行組與力同心の受領地となし、其の内に市店を設け、北島島一に喜多町と稱せり、里俗一・二丁目の間を神保小路と呼び、其の北の横町を提灯掛横町と呼ぶ。又二丁目の南端を七軒店と稱し、町北の東西横町を鍛冶町と呼び、又岡崎町二丁目との間を輪寶小路と唱へ、輪寶を誤りて貧乏に作る。其の外一丁目には加藤千蔭の宅址あり。

龜島町

龜島町 享保年中、舊來の土地を町奉行組與力同心の受領地とし、内に市店を開き、龜島町と稱す。明治五年、竹島町、岡崎町、鍛冶町、七軒店等を合して二町に分つ。江戸圖解曰く、舊龜島町の地、寛永頃は川なりしが、後築填すと。江戸圖說集覽には、往事瓶を賣る者多し、故に龜島町と稱せしならんと。又一説に、往古此の邊一小島にて形龜に似たるより名づく。町の東南角に里俗矢場と稱する所あり、往時演射場ありたる遺稱なり。又二丁目との間を幽靈横町と稱す。狩野祐

矢場

代官屋敷

清の宅ありしより、祐清を誤り呼んで幽霊となすと云ふ。南茅場町との間は、之を代官屋敷と稱し、中央横町は之を六軒長屋と呼ぶ。川に龜島川あり。河岸地は之を龜島河岸と云ふ。橋に新龜島橋地蔵橋あり。

備考第一表 區畫町名沿革表

區畫町名沿革表

- 一、本表は、現今の町名に據り、其の包容する地域の舊時に於ける區畫の名稱町名、地種等を掲げ、以て其の沿革を示す。
- 一、首行に掲げたる年號は、調査材料成立の年度を示す。
- 一、第一欄は即ち現今の町名なり。
- 一、第二欄は明治四年十一月、大小區畫を定め、五年二月武家地、社寺地等に新に町名を附し、若くは接續町に編入したる際の町名なり。
- 一、第三欄は明治二年三月、舊來の名主を廢し、市内町地を五十組に分ち、且、町域の合同分割を行ひ、若くは改稱したる際の町名なり。
- 一、第四欄以下は、舊幕府時代の町名及び之を支配したる名主の姓名なり。尙、前出安永小間附町鑑井に行政所載の名主支配附を參考すべし。

現町名	明治六年		明治二年		名主
	大區	小區	町名	番組	
本銀町一丁目	本銀町一丁目	一	本銀町一丁目	一	一番組 明田周次郎
同 二丁目	同 二丁目	一	同 二丁目	一	
同 三丁目	同 三丁目	一	同 三丁目	一	
同 四丁目	同 四丁目	一	同 四丁目	一	
本石町一丁目	本石町一丁目	番	本石町一丁目	番	一番組 山本傳左衛門
同 二丁目	同 二丁目	番	同 二丁目	番	
同 三丁目	同 三丁目	番	同 三丁目	番	
同 四丁目	同 四丁目	番	同 四丁目	番	
本町一丁目	本町一丁目	官地	本町一丁目	官地	山本傳左衛門
同 二丁目	同 二丁目	官地	同 二丁目	官地	
同 三丁目	同 三丁目	官地	同 三丁目	官地	一番組 益田文左衛門
同 四丁目	同 四丁目	官地	同 四丁目	官地	
金吹町	金吹町	官地	金吹町	官地	山本傳左衛門
同 四丁目	同 四丁目	官地	同 四丁目	官地	
十軒店町	本石町十軒店	官地	本石町十軒店	官地	益田文左衛門
岩附町	岩附町	官地	岩附町	官地	

現町名	明治六年	明治二年	慶應二年
本革屋町	本革屋町	本革屋町	山本傳左衛門
駿河町	駿河町	駿河町	加藤進左衛門
本兩替町	本兩替町	本兩替町	大坪捨五郎
北鞘町	北鞘町	北鞘町	竹口庄左衛門
品川町	品川町	品川町	加藤進左衛門
品川町裏河岸	品川町裏河岸	品川町裏河岸	竹口庄左衛門
室町一丁目	室町一丁目	室町一丁目	加藤進左衛門
同二丁目	同二丁目	同二丁目	加藤進左衛門
同三丁目	同三丁目	同三丁目	加藤進左衛門
瀬戸物町	瀬戸物町	瀬戸物町	加藤進左衛門
伊勢町	伊勢町	伊勢町	馬込勘解由
長濱町	長濱町	長濱町	馬込勘解由
安針町	安針町	安針町	小澤友次郎
本小田原町	本小田原町	本小田原町	加藤進左衛門

現町名	明治六年	明治二年	慶應二年
本船町	本船町	本船町	小澤友次郎
大傳馬鹽町	大傳馬鹽町	大傳馬鹽町	馬込勘解由
鐵砲町	鐵砲町	鐵砲町	高部久右衛門
小傳馬町一丁目	小傳馬町一丁目	小傳馬町一丁目	宮邊五郎三郎
同二丁目	同二丁目	同二丁目	宮邊五郎三郎
同三丁目	同三丁目	同三丁目	宮邊五郎三郎
大傳馬町一丁目	大傳馬町一丁目	大傳馬町一丁目	馬込勘解由
同二丁目	同二丁目	同二丁目	馬込勘解由
同三丁目	同三丁目	同三丁目	馬込勘解由
通旅籠町	通旅籠町	通旅籠町	宮邊五郎三郎
通油町	通油町	通油町	宮邊五郎三郎
新大坂町	新大坂町	新大坂町	望月政太郎
元濱町	元濱町	元濱町	望月政太郎
彌生町	彌生町	彌生町	村松源六
富澤町	富澤町	富澤町	村松源六
高砂町	高砂町	高砂町	渡邊庄右衛門
浪花町	浪花町	浪花町	渡邊庄右衛門
住吉町	住吉町	住吉町	渡邊庄右衛門

第三章 街衢 第七節 各町誌

二一七

現町名	明治六年	明治二年	慶應二年
本材木町一丁目 同 二丁目	本材木町一丁目 同 二丁目	本材木町一丁目 同 二丁目	四番組 多田内新助
南茅場町	南茅場町 内町	山王旅所ノ門前 同 三丁目 同 四丁目	月行事持 七番組 神谷甚七
兜町	社地、武家地 官地	社地、武家地 官地	
坂本町	同坂本町一丁目 同 二丁目	同坂本町一丁目 同 二丁目	多田内新助
三代町	官地	同 塗師町代地 同 松下町一丁目	多田内新助 一番組 木村定次郎 同 柿澤良太郎
北島町一丁目	北島町一丁目	武家地 北島町	神谷甚七

龜島町一丁目	龜島町一丁目	武家地	武家地	神谷甚七
同 二丁目	同 二丁目	武家地	武家地	

備考第二表 各町里俗小名大概 (舊時より傳唱し來りしもの)

釘店	品川町裏河岸北通り	室町一丁目西側南角
高砂新道	室町一丁目東側横丁	室町三丁目東側横丁
鹽河岸	伊勢町北の方	伊勢町南の方
照降町	小舟町三丁目堀江町三丁目同四丁目小綱町一丁目間	小綱町二丁目西横丁
馬屋新道	通油町小傳馬町三丁目間新道	小傳馬町二丁目同三丁目通油町
花町	新大阪町	大傳馬鹽町
横店	高砂町新和泉町住吉町浪花町間	住吉町浪花町南通り
鴛籠屋新道	瀬戸物町及び高砂町南新道	新和泉町南新道
三光新道	新和泉町長谷川町間新道	住吉町芳町間より通旅籠町大傳馬町二丁目間に至る

各町里俗小名大概

瓢箪新道	大傳馬町二丁目南新道	樂屋新道	岩代町
煙草粉河岸	新材木町	式部小路	通二丁目東新道
稻荷前	新材木町中通り	新場	本材木町一丁目より二丁目内
木原店	通一丁目東新道	檜新道	吳服町南新道
十九文横町	通二丁目西新道	植木店	坂本町中の通り
鹽物河岸	青物町北横町	紅梅新道	龜島町二丁目新道
桐河岸	坂本町河岸通り	神保小路	北島町一・二丁目間新道
代官屋敷	龜島町一丁目北	七軒	北島町二丁目南新道
提灯掛横町	北島町一丁目中の通り	鑿	横山町北方馬喰町四丁目北通り
鍛冶町	北島町二丁目中の通り	山谷河岸	箱崎町一丁目河岸
大傳馬町三丁目	通旅籠町	肴店	横山町三丁目
附木店	馬喰町橋本町四丁目	櫓下	通鹽町東横町
三會所	繪物町	五厘	上横町
八町堀	北島町つゞき	稻荷堀	小網町四丁目蠟燭町一丁目間

第八節 街衢の整理

第一 市區改正沿革

維新の打撃

明治維新に於ける舊物破壊の一大斧鉞は、有らゆる事物に加へられたりと雖、舊江戸市街に對しても亦最も其の威力を逞うし、其の餘勢は實に明治二十一年特別市制施行期にまで及びたり。由來江戸の市街は自然的發達を遂げたるもの多かりしを以て、其の衛生上、其の美觀上、劃一なる整理の如き、得て望む能はざりしもの、固より防火の目的より、各種の施設これ無かりしにあらずと雖、而も今日より見れば、姑息の方法に過ぎざりしなり。されば、明治維新の加へたる打撃は、其の市街に於いて特に著しきものあり。茶寮斷礎書樓址、鋤成千畦蕎麥花と唱はしめたるは、彼の應仁亂後京師の荒廢を唱ひて、なれや知る」と嘆せしめたる、其の感を同じくするものあり。然れども、本區の如き、天正の町割以降、比較的人爲の制限を加へたる街衢にありては、其の打撃や、山の手又は場末の受けたるが如きものに非ず。されば當局は銳意之が改善に没頭し、施設亦行

市區改正の
必要

はるゝ所ありしも、而も成績の見るべきもの尠く、遂に明治二十二年四月東京市は特別市制の下に立つに至り、自ら都市將來の大發展を考察し、衛生上、交通上將た美觀上、こゝに大斧鉞を下すにあらすんば、以て大都市の面目を保持し得ざるに至れり。こゝに於いて市區改正事業は行はれたり。改正事業のことは廣く一般に亘れりと雖、大要叙説の要あるべし。

東京市の市區改正事業は、其の端を明治十四年二月の防火線路并びに屋上制限の府令に發す。其の要項に曰く、

第一條の要項

左に列記する場所を防火の路線と定む。

内日本橋區に關するもの

本町一丁目より横山町三丁目に至る線路の兩側。
新材木町及葺屋町の間より、長谷川町を経て濱町河岸に至る線路の南側。
龍閑町より西今川町及東今川町を経て龜井町に至る線路の南側。
久松橋より柳原橋に至る濱町川西岸の河岸地。

防火線路

市區改正事
業の沿革

日本橋より江戸橋に至る河岸地。
西堀留より荒布橋に至る河岸地。
東堀留より親慈橋に至る河岸地。
江戸橋及荒布橋より鰐橋・湊橋・豊海橋を経て大川に至る河岸地。
萬世橋より淺草橋に至る南側の線路。

第二條の要項

線路に築造する建物は、煉瓦・土藏・石造等の不燃質物に限る。

第三條の要項

日本橋區・京橋區・神田區・麴町區に於て新築の家屋は、瓦石・金屬等の不燃質物を以て屋上を修葺すべし。

明治十七年に至り、道路の迂迴狹隘にして、交通上不便尠からざると、防火衛生上の必要より、芳川東京府知事は十六方哩五分の一の面積に於いて道路の幅員を一等十五間及び十二間、二等十間、三等八間、四等六間、五等四間とし、尙新川の開鑿、河川の改良を行ひて舟楫の便を開かんと趣旨を以て、其の筋に上申

す。其の費額概算二千三百七十八萬圓なりしが、翌十八年市區改正審査會に於いて、知事の上申を審査し、市内の運輸は専ら陸路に藉るの計劃に改め、道路の幅員一等は二十間以上と十五間以上の二類となし、二等は十二間、三等は十間以上に定め、其の他河川の開鑿を廢する等修正を加へ、其の費額概算四千三百七十七萬圓に達せり。然るに明治二十一年、勅令を以て東京市區改正及び毎年施行すべき事業を議定する爲、東京市區改正委員會を置き、内務大臣の監督に屬せしむる條例を定めれば、二十二年に至り、同委員會に於いて先に市區改正審査會が決議したる知事の上申につき、審議を遂げたる結果、大體に於いて其の規模狹隘に失する者とし、市區改正を遂行すべき面積を凡そ三十二方哩餘となし、道路の幅員は一に審査會の決定通りとなせるも、新川開鑿及び架橋費、其の他に修正を加へ、總費額を二千三百萬圓を概算し告示せらる。これ所謂舊設計なり。然も該計算たるや別に完成期限を定めたるにあらず、或は當初五十年位に完成せしむるといふが如き大體の見込なりしならんも、財源としては、地祖割家屋稅清酒稅河岸地料等年額僅かに五、六十萬圓の收入あるに過ぎ

されど、三十三年末の調査によれば、總延長百二十四里に對し、竣工里數僅々十五里に過ぎず。事業の進行遅々たるのみならず、市内交通の必要、日に倍加し、諸種の事業に於いて市區改正の急務を感ずる事甚しく、加ふるに物價の昂騰非常なると、市區の狀況年を遂ふて變遷するを以て、舊時の設計を墨守し難きものあり。故に既定計畫中、更に交通上樞要缺くべからざる線路を撰擇して急速に之を改正するの最大急務なるを認め、同委員會に於いて費額を千五百萬圓とし、五年間に完成せんとすの速成計畫を定めたるが、其の後之が實行については、一時公債を募集して費途に充てんと欲し、千五百萬圓の内七百萬圓は既に市會に於いて四十年据置四十三年内償還の公債募集法を決定して、其の筋に申請し、殘額八百萬圓は市區改正條例の改正を俟つて、同じく四十年据置四十个年内償還の方法を立て、以て公債募集を行はんとせしも、其の筋の認可を得るに至らずして止みたり。

然るに明治二十二年に定められたる設計は、徒に尨大に失し、現狀に適せざるものあるを以て、交通頻繁なる市區を整備し、併せて市外との連絡を圖る目的

の下に、三十五年、市區改正委員會に於いて、特別委員を設けて之が調査に着手したる結果、舊設計を縮少し、所謂新設計を立て、翌三十六年三月之を告示せり。其の主要なる點は、道路に於いて三等道路の中心、車馬道の六間以上とありしを電車複線軌道敷設のため、七間以上と改め、四等道路(八間以上)は中央五間左右一間以上歩車道を區別すべき規定なりしを、土地の状況に依り、必ずしも區別するを要せざるものとし、幅員六間未満の等外道路は之を省きて、市區改正費以外の經費の施設に譲り、橋梁に於いては、何れも幅二間宛を増加する事とし、其の他河川外濠、公園、鐵道、市場、火葬場等に多少の修正を加へたり。要するに、舊設計の廣汎にして、數十年の後にあらざれば其の完成を見る能はざるのみならず、市區狀況の激變に鑑み、樞要なる路線を整備して、速成を期せんと計りしものにして、總費額二千萬圓を以て二十年間に完成の計畫なりき。

是より先、市區改正事業に充つべき特別税は、年額五十萬圓を超過せざる範圍に於いて徵收を許可せられたるが故に、結局五十萬圓以上の事業を遂行する事能はざりしが、三十五年に於いて百萬圓迄を許可せらるゝ事となりたるを

改正特別税

速成案

改正事業の成績

以て、新設計は即ち二十年の計畫となせしものなるが、三十七、八年戦後は、物價の昂騰に伴ひ、土地の價額も著しく騰貴を告ぐるに至りしかば、京橋、須田町間の大通の如き、後日を期するに於いては、遂に着手を見る能はざるの惧あるを以て、再び樞要なる路線の速成を計畫し、遂に三十九年七月、外債千五百萬圓を募集し、其手取額千四百六十九萬三千八百三十八圓の内七百二十三萬九千圓(爾餘は舊公債の分五百九十萬五千圓の償還と、隅田川河口改良工事の資金に充つ)を以て市區改正速成費に充て、約三今年の計畫を以て遂行する事となり、十月九日を以て臨時市區改正局を置き、角田眞平を局長に擧げ、銳意事業の遂行を圖り、四十三年三月を以て、大略速成事業も竣成せしかば、こゝに同局を閉鎖し、市區改正經理及び市區改正工務の二課を併置せり。事業報告によれば、

年 度	金 額	買 取 土 地 積 地	移 轉 家 屋 積 間	長 數
三十九年度前半年	八、三一四、九九三	一九〇、二五二	一一二、四一一	四三、五一〇
三十九年度後半	一一、一五七、六〇八	九五、六八二	一〇六、六一〇	一七、〇五九
四十年二月迄				

即ち、三十九年十月市區改正局設置により、四十三年二月に至る三年五个月間

の事業費を以て、改正局設置以前の十七年九个月間に於ける總費額に對比するときは、約二十三年十个月を要する割合となり、又改正局設置以前の總費額を、設置後の總費額に比する時は、曾て十七年九个月を要したるもの、約二年七个月を以て完了し得べき割合なり。而して三十六年新設計發布後、四十三年二月迄に支出せる總額は千四百六十六萬八千六百六十圓餘にして、新設計に依る道路延長三十八里二十町十五間の内、二十八里一丁二十間を竣工せしかば、残るは延長約十里半となれり。然も外債金を以て速成費に充てたる殘額は、尙後年迄も使用し、遂には普通の市區改正費中に編入して、其の區別を存せざるに至れり。超えて四十四年に至り、市區改正未成線全部を、既定財源(同年三月下水事業の爲、年額百萬圓の制限を二百萬圓に改む)に依りて遂行せんとせば、尙二十八个年を要し、市の發展はかゝる長年月を待つ能はざるに依り、三、今年速成計畫を決定せるが、當時の概算、道路橋梁及び溝渠費にて八百五十五萬九千三百五十圓、其の他事務費、償還基金の編入金、及び借入金、利子等にて千五萬千七百二十四圓の總額の内、四百九十四萬七千五百餘圓の收入あるを以て、差引

額五百十萬四千百餘圓を借入金に仰がん計畫なりき。而して右計畫の内、既に四十二萬三千百八圓は、四十四年度追加事業として着手し、又、四十五(大正元)年度豫算は、四百十八萬七千七百二圓として、第一年の事業として着手せるが、當時未成線の内には、既に一度市區改正を行へる殘部の片側、若くは一部分殘存せるに過ぎずして、交通上支障となるべきもの殆んどなきを以て、市區改正委員會にては、尙特別委員を擧げ、急施を要する線路と、要せざる線路を精査したる結果、急施を要する二十六線路(二百二十七萬九千三百四十六圓)を撰擇し、大正二年度に於いて遂行する事とし、爾餘の四十八線路(百八十五萬五千三百四十三圓)は、急施を要せざるものとして無期延期となし、大正三年度に於いては、前年來着手道路の改正を完成するは勿論、主として歩車道境界、下水の築造(約五十萬圓)を遂げ、茲に三十六年來の新設計に依る道路改良を完備せんと苦心しつゝあり。唯同設計に規定せる公園及び隅田川改修等の完了を見るに至らざるは遺憾なりといふべし。

明治二十一年以降の市區改正費、並びに之に對し、區民の負擔せる特別税金額

左の如し。

區民の負擔額

年	市區改正費	特別稅額	備考
二	九一、二五四、六四〇	八七、七〇二、七五四	本區に於いて徵收したる市區改正特別稅額
二	三五九、七七四、四三八	三一〇、三九二、〇一〇	
二	三六五、六五〇、八八九	三〇一、三八四、二五三	
二	三七五、八二八、五三九	一七九、二八二、三六八	
二	六〇九、八六九、五五〇	一九六、八一四、四一五	
二	五〇八、六三〇、三一八	一九五、六一九、二六六	
二	四三二、二五一、四六三	二〇一、三六二、九四二	三八、八一五、七五二
二	四五〇、八七四、七五一	二二一、三一九、六四四	四二、二九六、九八六
二	八一三、〇三九、九二〇	二六四、一一三、四七三	四九、九四一、〇五三
三	五二八、六二五、五七〇	二九四、四六三、四五九	四九、四六二、四四六
三	三四五、七七二、八二二	三四七、五三三、八八一	八四、〇七五、五八〇
三	五八八、六六二、六四三	三六四、八〇二、四九九	九九、七四六、五六六
三	五八九、四七八、六〇八	三二三、五三八、二〇六	九二、二二七、二一七
三	八三八、〇四一、九一三	三三九、〇八九、〇九九	九四、一〇五、七五二

舊設計の路線

三	一、一〇八、五四七、四八八	五四五、五二七、七四一	一六八、一六〇、七七〇
三	一、二四六、一三五、六八四	八三〇、三六八、五八三	二五四、八三五、五五八
三	一、六八五、三〇七、〇二三	三四三、九〇三、二二〇	一〇〇、二〇六、七三八
三	一、二三〇、七七七、五二八	三四九、三五九、八一九	一〇二、六一七、六〇〇
三	二、二八九、一四三、六七三	七九三、五九三、八九〇	二二九、五六三、七二〇
四	六、九九〇、四四九、五九四	八二六、四六八、八四二	二五〇、八二〇、九五四
四	二、三五〇、九七〇、四七〇	八四二、三一八、六八五	二九一、七四二、九四五
四	二、一四七、一八二、四五九	七七四、二六三、二三〇	二六九、八八七、三七〇
四	二、〇二六、三九四、一三二	六七一、六〇四、九二〇	二三三、四五三、七一〇
四	一、八八九、一七一、四六二	六九七、七〇九、〇四八	二二〇、六二九、四五〇
四	三、二七二、四六三、三二九	六五九、七四三、三六五	二二三、三五二、七二五

第二 整理の狀況

前記の所謂舊設計によれば、本區に於いて改正せらるべきもの、通計三十四路線にして、其の内譯は一等道路第二類十八路線の内六路線、二等道路二十路線の内二路線、三等道路四十一路線の内六路線、四等道路四十一路線の内五路線、

五等道路百七十路線の内十四路線同追加二線なりき。其の設計の大要及び路線名を掲ぐべし。

東京府告示第三十七號

東京市區改正設計の内、道路河川橋梁鐵道公園魚鳥市場屠場火葬場墓地の部左の通定めらる。但其圖面は元區役所及郡役所に備置く。

右明治二十一年勅令第六十二號第二條により告示す。

明治二十二年五月二十日

東京市區改正設計 道路河川橋梁鐵道公園魚鳥市場屠場火葬場墓地の部

第一等第一類	幅員二十間以上	中央車馬道各	十二間以上
同 第二類	幅員十五間以上	中央車馬道各	十間以上
第二等	幅員十二間以上	中央車馬道各	八間以上
第三等	幅員十間以上	中央車馬道各	六間以上
第四等	幅員八間以上	中央車馬道各	五間以上
第五等	幅員六間以上	中央車馬道各	四間以上

道路の幅員

等 外 幅員六 間未滿

道路の幅員は、將來車馬往復の繁劇を加ふべきが故に、以上の標準を設く。而して馬車鐵道の敷設は行政上實際の便否を勘査し、其の得失を計りて處分すべきものなりと雖も、往復繁劇の線路を除き、川沿其の他支障なしと認むべき路線を選びて或は之れが敷設を許可すべきものとす。

一、道路開設、及び其位置、幅員等を左に掲ぐ、(本區に係るもの左の如し。)

第一等道路第一類(本區になし。)

第一等道路第二類

第一 萬世橋西架橋より日本橋京橋新橋に至る路線の内今川橋より通四丁目に至る。

參考 明治三十九年八月通達、明治四十一年二月土地買上結了、坪數三千八百三十二坪二勺。

第三 吳服橋外より吳服町通楓川新架橋を経て靈岸橋に至る。

參考 明治三十九年十二月通達、明治四十四年一月土地買上結了、坪數

吳服橋靈岸橋間

一等二類線
日本橋通

常盤橋淺草橋間

第八 常盤橋新架橋より本石町通・小傳馬町・馬喰町を経て淺草橋に至る。

參考 明治三十九年十一月通達、明治四十一年七月土地買上結了、坪數五千四百二十五坪二合四勺。

内

小傳馬町一丁目五・六・七・八番地は明治二十四年失火燒失後買上済。

數寄屋橋龍閑橋間

第十 數寄屋橋外より一石橋を経て龍閑橋に至る。

參考 本線路は二等道路十二間に改正せられしも未着手。

人形町通

第十一 永久橋東新架橋より人形町通・九道橋を経て神田區に入る。

參考 明治三十九年八月通達、明治四十年六月土地買上結了、坪數五千八百十六坪一合四勺。

内

蠣殼町・松島町・住吉町は、明治二十年蠣殼町二丁目燒失の後、明治二十一

大川沿岸

年取擴濟。

第十二 新大橋際より大川の西岸に沿ひ、兩國橋上流新架橋より元柳町を貫き柳原通に至る。

二等道路

第二等道路

第九 鎧橋より小網町・蠣殼町及び中の橋を経て、新大橋上流新架橋に至る。

鎧橋新大橋間

參考 明治三十九年九月通達、明治四十一年十二月土地買上結了、坪數五千八百八十二坪六合三勺。

内

小網町二丁目・蠣殼町一・二丁目及び松島町は、明治十七年同二十一年中に取擴濟。

小網町新大橋間

第十 築地川東岸に沿ひ小網町新架橋を経て新大橋に至る。

參考 本路線は廢止せらる。

設計告示前明治二十一年二月、蠣殼町二丁目一番地に於て五百六十四

坪四合一勺買上濟該地は設計の變更により蠣殻町小公園地に編入せらる。

三等道路

第三等道路

第十七 北鞘町より本船町通荒布橋親慈橋小川橋等を経て濱町一丁目大川端に至る。

参考 明治二十二年荒布橋より人形町通に達し、明治二十九年同三十年に亘り、浪花町より濱町大川端に達す。明治三十七年品川町裏河岸に着手す。

第十八 親父橋より小網町裏通箱崎川新架橋を経て箱崎町三等線に接續。

参考 本路線は廢止せらる。

第十九 一石橋より西河岸町及び海運橋を経て、鎧橋通第三等線に接續。

参考 明治二十三年西河岸町一番地より十七番地に至り、通一丁目十九番地より日本橋大通に達す。土地買上坪數八百坪八勺。

本路線は廢止せられたるを以て施行未済の分は着手せず。

第二十 日本橋際より元四日市町を経て本材木町通四等線に接續。

参考 本路線は廢止せらる。

第二十一 築地櫻橋より鎧橋に至る。

参考 市區改正前明治十四年、三代町に於いて十五番より十七番に至り、同二十三番より二十七番に至る、及び坂本町四十番を取擴げ、明治十八年南茅場町一番全部を道路に編入し、明治四十二年改正に依り三代町及び坂本町取擴結了、坪數九百五十二坪七合一勺。

第二十三 龜島橋より右折して湊橋を經、中洲町新架橋に至る。

参考 本路線は廢止せらる。

四等道路

第四等道路

第八 難波橋より北へ、紺屋橋及河岸新架橋を経て神田佐柄木町に至る。

参考 明治二十九年、本町一丁目八番地本草屋町一・二・三本兩替町八・九、北鞘町六・七番地取擴濟、坪數五百五十五坪八合五勺外一步。

本路線は廢止せらる。

第九 白魚橋より江戸橋地藏橋を経て柳原通に至る。

參考 明治二十八年、本船町十九番より二十五番に至り、伊勢町一・二番
明治二十九年本材木町一丁目六番より九番に至るまで取擴濟、坪數二
百十八坪八合六勺。

本路線は廢止せらる。

第十 菖蒲河岸新架橋より濱町、若松町及び美倉橋を経て下谷廣徳寺前
通に至る。

參考 本路線は廢止せらる。

第十一 檜物町より楓川新架橋及び新龜島橋等を経て靈岸島銀町に至
る。

參考 本路線は廢止せらる。

第十二 南茅場町角より裏茅場町通、龜島町二等線に接続。

參考 市區改正前明治十八年、南茅場町二十四番より二十七番に至
る。

取擴濟、坪數七百五十四坪七合二勺。

本路線は廢止せらる。

第十三 八重洲橋より楓川新架橋及び松屋町等を経て、龜島橋に至る。

參考 本路線は廢止せらる。

第五等道路

第二十三 龍閑橋南脇より本銀町通りを経て、小傳馬上町に至る。

第二十四 小傳馬上町より竹森橋を経て柳原通に至る。

第二十五 本町一丁目より本町通り兩國元柳町一等道路二類線に接続。

第二十六 本兩替町より東西堀留新架橋及び田所町、村松町、藥研堀町等
を経て米澤町三丁目に至る。

第二十七 小網町裏通第三等線より蠣濱橋を経て、濱町大川端に至る。

第二十八 箱崎橋より北新堀町を経て永代橋に至る。

第二十九 南新堀一等道路二類線より、同所新架橋を経て北新堀町に至
る。

第三十 蠣殻町二丁目河岸第二等線より新葎町三等線に接續。

第三十一 蠣殻町三丁目河岸第二等線より大門通及び甚兵衛橋を経て柳原通に至る。

參考 以上九線は廢止せらる。

第三十二 中洲町大川新架橋より濱町川に沿ひ柳原通りに至る。

參考 明治二十三年本線の内久松町三十八番地今の明治座前百二十五坪六合一勺を取擴。

本路線は廢止せらる。

第三十三 濱町三丁目河岸通り第二等線より濱町二丁目を貫き、村松町馬喰町等を経て豊島町に至る。

第三十四 藥研堀町より横山町等を経て柳原通りに至る。

第三十五 横山町三丁目より兩國橋に至る。

第三十六 櫻川新架橋より八丁堀地藏橋通り南茅場町に至る。

參考 以上四線は廢止せらる。

追加

新永久橋より湊橋を経て南新堀一丁目に至る。幅員八間。

土州橋より箱崎町四丁目に至る。幅員十五間。

ついで、三十六年三月三十一日、市告示第三十六號を以て新設計を布告せらる。其の設計によれば、舊設計の等外道路を廢し、第三等車馬道六間以上とあるを七間以上とし、第四等に馬車道を區別せざることあるべしと但書を加へたり。今其の概要及び本區内の新改正路線を擧ぐれば左の如し。

市區改正新設計

明治三十六年三月三十一日
市告示第三十六號

明治二十二年東京府告示第三十七號東京市區改正設計中左の通改正せらる。但圖面は本市役所に備置く。

右明治二十一年勅令第六十二號第二條に據り告示す。

道路の部

一、道路の等級其幅員等を左に掲ぐ。

第一等第一類 幅員二十間以上 中央車馬道 十二間以上
左右歩道各 三間以上

同	第二類	幅員十五間以上	中央車馬道 左右歩道各	二十間半以上
第二等		幅員十二間以上	中央車馬道 左右歩道各	二八間以上
第三等		幅員十間以上	中央車馬道 左右歩道各	一七間半以上
第四等		幅員八間以上	中央車馬道 左右歩道各	一五間以上
第五等		幅員六間以上	中央車馬道 左右歩道各	三四尺以上

但歩車道を區別せざることあるべし。
但歩車道を區別せざることあるべし。

一、歩道は土地の状況に應じ、前項の幅員に依らざることを得(明治三十四年三月二十八日市告示第十六號を以て本項以下二項追加)

一、第一項中央車馬道及び左右歩道は土地の状況に應じ、道路の一方を車馬道に他の一方を歩道に區別することあるべし。

此の如く新設計は布告せられたるが、本區に屬する路線幅員左の如し。

第一等道路第一類(本區になし)

第一等道路第二類

二等道路

第一 萬世橋西新架橋より、日本橋京橋及び新橋を経て芝口一丁目第一等第二類線に接續するの路線幅員十五間。

第二等道路

第四 舊吳服橋門内第一等第一類線より常盤橋北新架橋及び本石町通り、淺草橋を経て黒船町第三等線に接續するの路線(明治四十五年一月十八日市告示第一號を以て本路線變更)幅員十二間。

第六 新永久橋より人形町通り九道橋を経て元岩井町等を貫き、和泉橋に至るの路線幅員同上。

第十三 鎧橋より小網町、蛸殻町及中の橋を経て新新大橋に至るの路線幅員同上。

第三等道路

第一 新彈正橋より京橋區本八丁堀裏通り、新高橋及び新二の橋通りを経て、濱町に至るの路線(大正十二年二月十九日市告示第十號を本路線改正)幅員十間。

第二 萬世橋際より柳原通り、新兩國橋に至るの路線幅員同上。

三等道路

第八 北鞘町東京手形交換所南角第二等線より本船町通り荒布橋親
慈橋及び小川橋を経て濱町一丁目に至り、左折して大川に沿ひ新兩
國橋際に至るの路線幅員同上。

第九 築地三丁目より築地橋櫻橋等を経て、鏝橋外に至るの路線幅員
同上。

五等道路

第五等道路

第十二 中洲町大川新架橋より濱町川に沿ひ、馬喰町通り第二等線に
接続するの路線幅員六間。

條例發布以
前の改正

扱之を以往に溯りて觀るに、明治十四年防火線路に關する府令あるや、同年中
左の箇所に於いて新道開設を企圖す。

馬喰町の新
道開設

馬喰町四丁目新道開設

十七番地より二十三番地に至る分割坪數五百四十九坪九合一勺餘。此買
上代金六千八百八拾三圓。

横山吉川の元
柳三代町の
道路擴張

横山町三丁目道路取擴

十番地百五拾八坪四合二勺。

吉川町道路取擴

一番地三十二坪七合一勺、九番地三拾五坪九合四勺。

元柳町道路取擴

十五番地及二十一番地より二十六番地に至る六十七坪三勺餘。

三代町道路取擴

十五番地より十七番地に至り、及二十三番地より二十五番地に至る百八

拾八坪八合八勺餘。

以上坪數五百三拾五坪六合八勺餘。

此買上代金八千四百六拾二圓六拾九錢五厘

阪本町道路取擴

四十番地四百三拾二坪三合六勺。

警視應用地より道路に編入間口八十八間二合深四間八合。

尙龍閑川筋并びに濱町川筋開設川敷となりたる左の箇所の工事に着手した

坂本町の道
路擴張

り。共に十四年度の工事とす。

龍閑川筋開設川敷

龍閑川筋開設川敷

本銀町一丁目 十七番地より二十番地に至る。

同 二丁目 十二番地。

同 三丁目 十三番地、十四番地。

同 四丁目 十六番地より十八番地に至る。

大傳馬鹽町 一番地、二番地。

小傳馬上町 十二番地より二十一番地に至る。

内十三番地、二十番地を除く。

龜井町 二十一番地より二十六番地に至り、二十七、二十八を除き、

二十九番地より三十五番地及び四十八番地を加ふ。

以上坪數千六百八拾五坪五合四勺餘。

此買上代金壹萬五千五百六圓參拾四錢四厘。

外に小傳馬町二十二番地官地五拾五坪二合二勺。

濱町川筋開設川敷

濱町川筋開設川敷

馬喰町一丁目 一番地及び十八番地、十九番地。

小傳馬町三丁目 十一番地、十二番地。

龜井町 九番地より十一番地に至り及び二十七番地、二十八番地。

以上坪數千四百四拾五坪九合七勺。

此買上代金壹萬八千六百七拾七圓四拾九錢。

十七年八月に至り、鑑橋南北の橋臺地並びに小網町二丁目の道路を取擴げ、十八年元四日市町、坂本町、南茅場町、龜島町一丁目の道路を擴張し、二十一年には、蠣殻町一丁目、二丁目、三丁目及び松島町の道路を擴張したり。以上は市區改正公示以前の實施にかゝるものにして、舊設計公布後に於いては、實に左の道路の整理擴張を實施せられたり。

市區改正路線

改正及擴張年度	路線及町名番地	等級	坪數	延長間數	買上價額	坪當最高最低
同	一石橋際より西河岸及海運橋を経て鎧橋通り第三等線に接続する路線の内					
明二十三年	西河岸町	一―一七三等	六九二、七三	一一九、一〇	一七、二三〇、五〇	二六、〇〇〇
同	通一丁目	一九同	一〇七、三五	二二、七〇	四、八三〇、七五〇	四、五〇〇
同	中洲町大川新架橋より濱町川に沿ひ柳原通りに至る路線の内					
同	久松町	三八五等	一二五、六一	二五、二〇	二、一三五、三七〇	一七、〇〇〇
同	坂本町公園					
同	坂本町	四〇―	九四三、二四	二八、五〇	一六、九七八、三三〇	一八、〇〇〇
同	吳服橋内第一等第一類線より常盤橋北新架橋を出て本石町通り小傳馬町馬喰町淺草橋を経て御藏前通り淺草公園に至る路線の内					
同	小傳馬町一丁目	四―八二類	三五六、六五	三五、六六	八、三三三、五九〇	二、〇〇〇
同	白魚橋より江戸橋地藏橋を経て柳原通りに至る路線の内					

明二十八年	伊勢町	一・二四等	二一、四〇	二六、七〇	七七六、三二〇	四〇、〇〇〇
同	本船町	一九―二五同	九三、五九	五八、〇〇	三、七九一、五五〇	三三、〇〇〇
同	難波橋際より北へ紺屋町及西河岸新架橋等を経て神田區佐柄木町に至る路線の内					
同	北鞘町	六七四等	一九一、九三	四一、七〇	四、七九八、二五〇	二五、〇〇〇
同	本兩替町	八九同	一八三、六〇	四五、五〇	(寄附)	
同	本草屋町	一―三同	一〇六、七三	二九、九〇	(寄附)	
同	本町一丁目	八同	七三、五九	二二、三〇	(寄附)	
明二十九年	白魚橋より江戸橋地藏橋を経て柳原通りに至る路線の内					
同	本材木町一丁目	六一九四等	一〇三、八八	三六、六〇	四、三七七、四一〇	四、〇〇〇
同	小傳馬上町より竹森橋を経て柳原通りに至る路線の内					
同	馬喰町四丁目	二三五等	八四一、二三	一五、五〇	一六、二〇二、六八五	一七、〇〇〇
同	北鞘町より本船町通り荒布橋親慈橋小川橋等を経て濱町一丁目大川端に至る路線の内					
同	久松町	三五―四一三等	五二三、八二	六三、二〇	九、二八一、四〇五	一六、五〇〇
同	濱町一丁目	四―七同	三八、八五	六五、〇〇	二、二三九、四〇〇	二、〇〇〇

改正及擴張年度	路線及町名番地	等級	坪數	延長	買上價額	坪當最高最低
明治十年	兩國橋上流新架橋より元柳町を貫き柳原通りを経て昌平橋際に至る路線の内					
同	新柳町	二一四 二類等	一四、七五	七、九〇	四、〇四六、五五五	三五、〇〇〇
同	元柳町	一六一、一八 同	一六七、二七	一一、一〇	五、八九六、二五〇	三五、〇〇〇
明治十二年	小傳馬上町より竹森橋を経て柳原通りに至る路線の内					
同	馬喰町四丁目	一七、二八 五等	八八、五九	六〇、三八	二、二四四、七八〇	二六、七五〇
同	北鞘町より本船町通り荒布橋親慈橋小川橋等を経て濱町一丁目大川端に至る路線の内					
同	住吉町	一五一、二二 三等	三七六、〇六	六七六、〇一三、七五一、九五〇	二六、〇〇〇	二八、〇〇〇
同	浪花町	二〇一、二四 同	三一〇、〇二	六一、二四	八、六二三、〇二〇	二七、〇〇〇
明治十三年	兩國橋新架橋より元柳町を貫き柳原通りを経て昌平橋際に至る路線の内					
同	元柳町	一、一三九 二類等	一、二五六、四六〇	八三、二〇	四六、三五五、六〇五	三六、五〇〇
同	北鞘町より本船町通り荒布橋親慈橋小川橋等を経て濱町一丁目大川端に至る路線の内					

明治十四年	濱町一丁目	一、三三 三等	九二、四、九八	八五、二〇	三六、九九九、二〇〇	四〇、〇〇〇
同	鐙橋より小網町蠣殻町及中の橋を経て新大橋上流新架橋に至る路線の内					
明治十五年	蠣殻町三丁目	一、二二 二等	七八一、三七	六八、四〇	二九、六九二、〇六〇	三六、〇〇〇
同	土州橋際より湊橋を経て京橋區南新堀町一丁目に至る路線の内					
明治十八年	北新堀町	一、一三 四等	一二七、六〇	三五、九〇	五、五〇八、五六〇	三七、九五五
同	箱崎町二丁目	一、八、二九 同	一四一、一六	三八、二〇	五、六八八、四四〇	四〇、〇〇〇
明治十九年	鐙橋より小網町蠣殻町中の橋を経て新々大橋に至る路線の内					
同	濱町三丁目	一、二 二等	一四四、二九	一七、二五	五、七七一、六〇〇	四〇、〇〇〇
同	萬世橋西新架橋より日本橋京橋新橋を経て芝口一丁目第一等第二類線に接続する路線の内					
明治四十年	通四丁目	七、一一 二類等	四〇〇、一三	六三、六〇	四六、一九〇、一五〇	一一、〇〇〇
同	同三丁目	八、一七 同	四〇八、八八	六一、〇〇	五四、一一六、二五〇	一四、〇〇〇
同	同二丁目	一、三一、一六 同	四三六、八八	六三、九〇	六七、八八二、二一〇	一六、〇〇〇
同	同二丁目	一、八一、二一 同	五五五、一七	七八、九〇	九四、二〇九、七二〇	一七、〇〇〇
同	室町一丁目	六、一一 同	四五九、〇九	五五、〇〇	八〇、二八一、四〇〇	一八、〇〇〇

改正及擴張年度	路線及町名番地	等級	坪數	延長	買上價額	坪當最低
明治十年	室町二丁目	二類	三〇二、四〇	四五、二〇五	八、九四、七八〇	一七六、〇〇〇
同	同 三丁目	同	三五七、二一	五三、七〇五	五、七三七、七一〇	一六三、〇〇〇
同	本町二丁目	同	三二七、五七	四四、七五〇	六、五九、五六〇	一六〇、〇〇〇
同	十軒店	同	一五七、〇一	二二、七〇二	七、二五三、二〇〇	一三三、〇〇〇
同	本石町二丁目	同	四〇二、一七	五四、三〇五	四、七一、九〇一	一三八、〇〇〇
同	本銀町二丁目	同	三三三、二二	四三、一〇四	七、四七、八二〇	一三二、〇〇〇
同	同 三丁目	同	四一、一八	九、八〇〇	四、九八二、七八〇	一三二、〇〇〇
同	吳服橋外より吳服橋通り新場橋北新架橋及び靈岸橋を経て永代橋に至る路線の内	同				
同	吳服町	二類	七八七、九〇	九一、六〇六	二、四六八、七二〇	六八八、〇〇〇
同	通一丁目	同	一八二、四八	二二、五〇〇	二、三三八、一八〇	一六五、〇〇〇
同	同二丁目	同	五七八	四、八〇〇	八、九〇一、二二〇	一五四、〇〇〇
同	平松町	同	三四一、〇〇	四四、一〇二	二、七二八、三四一	八八八、〇〇〇
同	佐内町	同	三八四、九四	五一、六〇二	二、八二二、九七〇	七三三、〇〇〇
同	本材木町一丁目	同	一五三、九七	二〇、八〇一	三、五四九、三六〇	七三三、〇〇〇
同	坂本町	同	七七八、二六	六二、〇〇〇	四、四六七、五〇九	七〇七、〇〇〇
同	南茅場町	同	一八四、一五〇	一六、二九〇	九、〇三、四〇、四四〇	七三三、〇〇〇

舊吳服橋門内第壹等第壹類線より常盤橋北新架橋及び本石町通り淺草橋を経て淺草區黒船町第三等線に接続する路線の内

同	本石町三丁目	二類	四七七、六三	六六、六〇四	八、七四五、二五〇	一三三、〇〇〇
同	同 四丁目	同	五二七、六八	七二、二〇四	一、三三三、九〇〇	一〇〇、〇〇〇
同	鐵砲町	同	四七六、八六	六六、六〇三	三、五四五、四五〇	八五五、〇〇〇
同	小傳馬町一丁目	同	二四九、七八	三五、七〇一	七、八五九、九〇〇	七五〇、〇〇〇
同	同 二丁目	同	三二一、五一	五五、六〇二	六、三三八、五四〇	七四〇、〇〇〇
同	同 三丁目	同	三八一、一六	六六、二〇二	五、一八七、七二〇	七五〇、〇〇〇
同	馬喰町一丁目	同	二八三、一一	四八、五〇一	八、二七七、一四〇	七二〇、〇〇〇
同	同 二丁目	同	三八〇、二六	六七、四〇〇	二、三六六、四三〇	六四〇、〇〇〇
同	同 三丁目	同	三八五、六八	六七、三〇二	七、三三九、四〇〇	六八〇、〇〇〇
同	同 四丁目	同	三一〇、九六	五二、八〇二	六、〇一、五八〇	六三五、〇〇〇

土州橋より入形町通り九道橋を経て元岩井町等を貫き和泉橋に至る路線の内

同	住吉町	二類	七六、八二	一一、五〇〇	七、二九七、九〇〇	九五四、〇〇〇
同	新和泉町	同	三一九、五七	四九、八五二	八、二四、一四〇	七四〇、〇〇〇
同	長谷川町	同	五〇三、八五	六五、八〇〇	四、六六二、五五〇	八〇〇、〇〇〇

第三章 街衢 第八節 街衢の整理 二五九

日本橋區史 第一册
小網町二丁目 十六番地 九八〇九

明治十八年分
道路取擴

元四日市町	九 <small>番地</small>	二、一四	十 <small>番地</small>	四〇、九五	十一 <small>番地</small>	一四四、一六	三十四 <small>番地</small>	三五、二五
坂本町	十	八五、八三	十一	五四、七二	十二	五七、二二	三十四	三五、二五
南茅場町	三十五	二〇、二九	三十六	三七、八四	三十七	六六、三八	二十六	一〇、六八
龜島町一丁目	一	一三四、三三	二十四	二二四、九八	二十五	三〇八、四二		
	二十七	一〇、六八						
	二十三	二九、七七						

明治二十一年分
道路取擴

彌穀町一丁目	三 <small>番地</small>	六九一、〇六	四 <small>番地</small>	六〇、二七	五 <small>番地</small>	三五、九六	六	一三三、八三
同二丁目	一	五六六、四一	四	七四、三七	十五	九八四、二六		
同三丁目	七	二三六、六八	九	三二、六〇	三	八〇五、四五		
松島町	一	七八六、〇三	二	四九〇、〇六	三	五八、一一	四	五八、〇一
	五	一一二、五〇	二	一〇八、九一	七		八	
	二十五		二十六		四十八			

以上は市區改正設計公示以前に係る分也。

明治二十二年分
以下市區改正施行

小舟町三丁目	十一 <small>番地</small>	一四三、一二	二 <small>番地</small>	一二九、三〇	三 <small>番地</small>	六七、八九	四 <small>番地</small>	一一七、〇三
堀江町三丁目	十	一三四、八一	六	五五、三五	七	二三、九二	八	一八、五〇
芳町	一	四六、九八						
住吉町	九	八九、一八	十	六、三七				
	五	八九、一八	十四	九二、九六				
	一	二二、九七						
	一	一五三、三九						

明治二十三年分

久松町	三十八 <small>番地</small>	一二五、六一	二 <small>番地</small>	九〇、七三	三 <small>番地</small>	二八、一六	四 <small>番地</small>	四三、八六
西河岸町	一	三八、九〇	六	四二、三七	七	三二、一三	八	六九、五二
	五	一六、五七	十	五、九九	十一	二一、三七	十二	二一、三一
	九	四一、八〇	十四	二三、二一	十五	六七、七三	十六	四一、八一
	十三	二二、九五						
	十七	七〇、三二						
	十九	一〇七、三五						

明治二十四年分

小傳馬町一丁目	五 <small>番地</small>	八四、九七	六 <small>番地</small>	五七、六五	七 <small>番地</small>	一一二、六六	八 <small>番地</small>	六二、二二
---------	---------------------	-------	---------------------	-------	---------------------	--------	---------------------	-------

第三章 街衢 第八節 街衢の整理

二十八年分

二十九年分

三十年分

三十二年分

日本橋區史 第一册

二六八

明治二十八年分

本船町	十九 <small>香地</small>	四〇、二四 <small>坪</small>	二十 <small>香地</small>	七、六八 <small>坪</small>	二十一 <small>香地</small>	八、九一 <small>坪</small>	二十二 <small>香地</small>	七、五二 <small>坪</small>
伊勢町	一	一一、五八	二十四	九、三七	二十五	七、二九		
北鞆町	六	一三、二八	七	八、一二				
		九八、三七		九三、五六				

明治二十九年分

本材木町一丁目	六 <small>香地</small>	一四、四二 <small>坪</small>	七 <small>香地</small>	一九、九八 <small>坪</small>	九 <small>香地</small>	一四、四二 <small>坪</small>		
本兩替町	六	九八、三七	七	九三、五六				
本革屋町	一	五九、五〇	二	二二、七六	三	二四、四九	外に一步	
本町一丁目	五	四二、七八	六	五一、六三	七	二三〇、〇四		
馬喰町四丁目	二十三	二五二、五一						
久松町	三十五	二五五、三五						
濱町一丁目	五	四二、七八		五一、六三		二三〇、〇四		

明治三十年分

濱町一丁目	四 <small>香地</small>	二二、八七 <small>坪</small>	三 <small>香地</small>	六〇、六一 <small>坪</small>	四 <small>香地</small>	九、四五 <small>坪</small>		
元柳町	十六	六五、七八						
新柳町	二	四四、六九						

明治三十二年分

三十三年分

三十六年分

三十七年分

三十九年分

明治三十三年分

馬喰町四丁目	十七 <small>香地</small>	七一、四三 <small>坪</small>	十八 <small>香地</small>	一七、一六 <small>坪</small>	二十二 <small>香地</small>	五八、九八 <small>坪</small>	二十三 <small>香地</small>	六一、一〇 <small>坪</small>
浪花町	二十	五三、五〇	二十一	七三、七七				
	二十四	六三、一二						

住吉町	十五 <small>香地</small>	三八、一三 <small>坪</small>	十六 <small>香地</small>	三八、六三 <small>坪</small>	十七 <small>香地</small>	七五、九二 <small>坪</small>	十八 <small>香地</small>	一一三、一〇 <small>坪</small>
元柳町	十九	二九、七一	二十	二四、正二	二十一	四六、〇五	四	四七、三〇
	一	六六、三九	二	四七、一七	三	五〇、四〇	四	四七、三〇
	五	五一、六二	六	五三、五一	七	五四、八七	八	五五、五七
	九	五五、四六	十	五五、六六	十一	五五、九三	十二	五九、〇四
	十三	五七、〇三	十四	五八、〇九	十五	五二、二〇		

明治三十六年分

濱町一丁目	一 <small>香地</small>	四九一、六一 <small>坪</small>	三 <small>香地</small>	四三三、三七 <small>坪</small>				
-------	---------------------	-------------------------	---------------------	-------------------------	--	--	--	--

明治三十七年分

小網町四丁目	九 <small>香地</small>	七、七八 <small>坪</small>						
品川町裏河岸	一	四七、二〇						

明治三十九年分

第三章 街衢 第八節 街衢の整理

二六九

馬喰町四丁目 十七 三、八、八八
 坂本町 十 五、四、九六
 箱崎町二丁目 一 五、四、一五

四十三年分

明治四十三年分

蠣殻町三丁目	十二	八、二、八〇七	十六	一、三、五二	十七	一九、八八	二十三	一五、三四
三代町	十五	八、七、一	二十五	九、一、四	二十七	一九、八八	二十三	一五、三四
計	二十四	八、〇、六	二十五	九、一、四	二十七	一九、八八	二十三	一五、三四

備考二 土地の類別

地理の章より再録したり。

土地の類別	有租地と免租地		市・區・民有免租地の内譯	
	種別	坪數	種別	坪數
官有地	官有地	二八七、一六七	市有地	四〇、三九九
	免租地	七、五七五	區有地	二七、七八二
	市有地	七五、七五六	民有地	七五、七五六
市有地	計	七〇九	免租市有地	二、四四四
官有地	川	九一、二七三	免租區有地	一二、五七五
	其他	二、五二九	其他	三七、九五五
計	二八七、一六七	市有地	七〇九	
道路	一九三、三六五	公園	二、四四四	
市有地	四一、〇八	其他	三七、九五五	

土地の類別

土地の類別	有租地		免租民有地	
	種別	坪數	種別	坪數
區有地	區有地	一六六	區有地	五二一、八四四
	民有地	七、〇三八	民有地	五二二、七一九
計	七、七四一	計	八八五、六四二	
民有地	區有地	二〇、七四四	其他	七、〇三八
	民有地	七、〇三八	其他	七、〇三八
計	八八五、六四二	計	七五、七五六	

第九節 街衢の繁榮附各町土地臺帳

天正の地價

天正十八年九月、本町通の町割成りて我が日本橋の根本は築かれ、爾來幾多の變遷を経て繁榮又繁榮、始終大都市の中心となり、今茲に尙土一升金一升の俚言あり、舊來の地價の變動や正に括目に値するものあらん。

天正十八年本町の町割成ると共に、幕府は下賜地を中央に作りて之を用達町人に與へ、所謂草創人にも角屋敷を賜ひ、求むるものあれば、地を割き、更に努めて移民を奨励するの有様なりき。當時の地價は未だ一定の價格として見る能はざるも、深谷記によれば、本町一丁目に於て二人に割與へられたる地面を永十貫文に賣却して歸郷したりとあれば、假りに一人の地面を江戸中世の定め

坪三兩二分より三十五兩二分餘に當る、高低甚しといふべし。若し之を各町につきて見るに、松島町の五兩乃至十兩は、拜領地とて、沽券なければ、之を他町に割合せたりといふを以て先づ例外とし、住吉町の七十兩乃至百十兩は最も安價にして、堺町の百七十兩乃至二百兩は、其の劇場等の關係より見て寧ろ安價といふべく、大傳馬町の二百二十兩乃至五百兩なるは、江戸傳馬の發する地として首肯すべく、堀江町の百十兩乃至四百七十兩、及び小網町の二百四十兩乃至五百四十六兩も亦貨物吞吐の關係上、此の高價も然るべき所なり。彼の小舟町の二百兩乃至七百二十六兩なるは、寛保圖中第一の高價地として其の附近の繁榮を卜すべし。小網仲町の今の二番地附近の二百三十八兩なるに、一番地の繁榮の僅々三十七兩なるは其の差の最も甚しきものとす。之を要するに寛保中の沽券金高は、圖中餘白の文にあるが如く、其の賣買に慶長金・元祿金・乾金等各時代の賣買貨幣によりて高低賣買したるが如きを以て、此の價格にも亦高低あるを免かれざれども、以て當時前後の地價を推すの料たるべし。文化・文政の盛時に當り、地價又大いに騰貴したること又知るに難からず。かく

明治初年の
地價

て日本橋に土一升金一升の俚言は、江戸の中期以降に始めて實現せられ、ついで幕府の瓦解に及べり。

地價修正

明治維新の江戸市街に與へたる打撃の甚大なりしは、明治四年武家地・町地の區別を廢し、地券を發行し、同時に市街地を三等に分ち、千坪を十五圓乃至二十五圓の低價を以て拂下げたるに見て知るべし。然れども本區にありては、濱町附近が上等の部に入りて二十五圓を以て拂下げを許可したるに止まり、其他に於いては此の事なかりしに見れば、舊時の繁榮は維新の打撃に際し、尙潛勢力を有し、他區に比して比輕的衰殘の甚しからざりしを想ふべし。

明治五年地券發行以來、各一小區平均の十分一を以て、一時地價と定められたる事ありしも、爾來宅地の變遷に伴ひ、時勢の進運に隨ひ、地價の修正は屢企畫施行せらる。これ又自然の理なり。即ち明治十五年に於ける坪數五十六萬九千八百六十一坪、地價三百三十八萬九千九百四十五圓なりしが、爾來二三の修正あり。三十一年又之を修正せしが、爾後賣買價格は著しく騰貴し、地價との權衡甚しきに至りしを以て、四十四年に至り、遂に宅地價の修正を見るに至れり。此

舊地價の六倍全市の對稱表

の修正によりて、地價は爲に六倍に達し、額に於いて千三百四十六萬圓を増加したり。之を現在の地價とす。左に全市の地價を表示すべし。

	修正地價	舊地價	修正地價	舊地價	
日本橋區	一五、六〇三、三三一	三、一四一、二六八	神田區	一〇、〇〇〇、九〇四	一、二五六、四〇五
麴町區	四、九五六、八〇〇	三、一三、一九九	京橋區	九、九八四、五八四	一、四六六、七二八
芝區	九、二六四、七四三	七九七、二八九	麻布區	三、二七七、五〇九	二二〇、一六一
赤坂區	二、四〇八、〇二二	一五〇、六一一	四谷區	二、一七五、九七八	一一八、三六六
牛込區	三、五七二、一七七	二六一、一一一	小石川區	三、一〇四、二八六	一八五、三八八
本郷區	四、五八七、二四二	二九八、三八二	下谷區	五、三九八、五〇一	四一五、八〇六
淺草區	八、〇七二、二三三	九九七、八六九	本所區	五、九九三、六六四	四六六、一五九
深川區	五、九五四、九四三	四四九、一八五	合計	九四、三五四、九五五	一〇、四八三、七四六

備考

東京市宅地價修正に際し、東京市に於いては明治四十三年十月、各區に調査委員を置いてこれが調査を遂げしむ。これより先七月、本區役に於いて宅地價賃賃價格調査委員の選舉人の選舉を行ひ、二十名を舉ぐ。八月三日、永代橋稅務署に於いて選舉會を開き、菊池長四郎・前川太兵衛・安田源藏・野本傳七・小倉久兵衛・柿沼谷藏・渡邊大治郎・廣部清兵衛・遠山市郎兵衛の九名を委員として、調査を遂ぐる所ありき。

宅地價調査委員

地價の變動

坪三百六十九圓

土地賣買價格

此の如く修正せられたる地價の、今や其の最高は室町に於いて坪百二十圓を算す。一方賣買價格は、明治十年前後に至り、市況の回復に伴ひて漸次に高價を示し、通町一丁目附近に於いては坪三十二・三圓となり、爾來急激なる發展を遂げて明治四十年には、通町・室町邊は坪約三百圓となり、本町邊又三百圓を超えんとし、横山町附近は百五十圓、小網町三丁目附近は百圓、馬喰町四丁目附近は四十圓を示すに至れり。
ついで大正元年に至りては、通町二丁目に於いて三百六十一圓を示し、翌二年室町三丁目に於いては、實に三百六十九圓に賣買せらる。以て本區に於ける地價の變動の急激なるを知るべし。而も目拔の箇所には、賣買價格は必ずしも右の價格に止まらず、既に六百餘圓を以て賣買せられたるものあり。近き將來に於ける發展騰貴や、蓋又異常なるものあるべきは今日の狀態より推して直ちに首肯せらるゝ所なるべし。左に土地家屋賣買價格を表示して參考に資せん。

土地賣買價格表

家屋賣買價格表

年 度	所 在 地	高 格		最 低	
		所 在 地	價 格	所 在 地	價 格
明治四十三年	南茅場町三七六	二〇四	四	傳馬	上町六
同 四十四年	本石町二丁目九	二八九	本材木町一丁目二〇		
同 四十五年	通二丁目一五	三六一	龜島町一丁目七八		
大正四年	室町三丁目一〇	三六九	小傳馬町三丁目四		
同 二年	坂本町一二	二二九	大傳馬町一丁目三〇		
同 三年	本銀町一〇	二五二	本銀町一丁目八		
同 四年	本銀町一〇	三一〇	濱町二丁目一四		
明治四十三年	十軒店町一六	三三六	橫山町一丁目五		
同 四十四年	通二丁目一二	三二五	龜島町一丁目三二		
同 四十五年	本船町一四	三一八	蠣殻町一丁目四		
大正四年	本町二丁目三	三一五	濱町二丁目二		
同 二年	兜町三	三三五	住吉町二		
同 三年	本町三丁目一	三一〇	濱町二丁目一四		

附錄各町土地臺帳

本銀町一丁目

番 地	坪 數	等 地 級 位	地 百 坪 價 當	番 地	坪 數	等 地 級 位	地 百 坪 價 當
一	一三五、六五	八七	二、一〇〇	一	一七〇、二八	八五	一、九〇〇
二	一五、一〇	八八	二、二〇〇	二	一七〇、二八	八五	一、九〇〇
三	一〇九、五一	九〇	二、四〇〇	三	二九、六九	八五	一、九〇〇
四	一六、〇五	八四	一、八〇〇	四	二九、二六〇	九一	二、五〇〇
五	三三八、一九	八二	一、七〇〇	五	一六一、二五	八四	一、八〇〇
六	一一三、八四	八四	一、八〇〇	六	二五、二八一	八四	一、八〇〇
七	三〇九、九六	八三	一、七五〇	七	四六〇、七二	八七	二、一〇〇
八	一七九、八五	七八	一、九〇〇	八	三七〇、九〇	八七	二、一〇〇
九	八三、六〇	八五	一、九〇〇	九	一六二、八六	八九	二、三〇〇

本銀町二丁目

番 地	坪 數	等 地 級 位	地 百 坪 價 當	番 地	坪 數	等 地 級 位	地 百 坪 價 當
一	一一六、七三	八六	二、〇〇〇	二	一一九、七一	八六	二、〇〇〇

一の部

本銀町一丁目

本銀町二丁目

87.85
118.87
208.72

日本銀町三丁

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
三	二 四〇 三五 五二 〇五	九九二	三三 七五 〇〇 〇〇	八	一一八 五三	九二	二、六〇〇
四	一一七 三四	八八	二、二〇〇	九	二七五 〇一	一一二	五、四〇〇
五	一一六 二二	八八	二、二〇〇	十	七三、六〇	一〇七	四、四五〇
六	四四五 四五	八五	一、九〇〇	十一	一七八 一一	一〇七	四、四五〇
七	一五七 〇二	九二	二、六〇〇	十二	五五四 一二	九七	三、一〇〇

本銀町三丁目

日本銀町四丁

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
一	六一、二九	一〇七	四、四五〇	八	一一六、一八	九〇	二、四〇〇
二	一八九、七七	一一二	五、四〇〇	九	一一五、九一	九〇	二、四〇〇
三	一一九、九一	九一	二、五〇〇	十	一一五、七七	九〇	二、四〇〇
四	一一七、二三	九一	二、五〇〇	十一	一一五、二九	九〇	二、四〇〇
五	一一七、〇五	九一	二、五〇〇	十二	一一七、七〇	九〇	二、四〇〇
六	一一六、七二	九一	二、五〇〇	十三	三二九、六二	九三	二、七〇〇
七	一一六、四五	九〇	二、四〇〇	十四	二六四、七二	一〇〇	三、四〇〇

本銀町四丁目

日本石町一丁

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
一	三七、六七	九一	二、五〇〇	十一	三〇九、〇三	八八七	三、二〇〇
二	五四、七七	九一	二、五〇〇	十二	一一八、八九	八八	二、二〇〇
三	六五、六二	九三	二、六〇〇	十三	四八、八四	八七	二、一〇〇
四	九七、七三	八九	二、三〇〇	十四	一四二、〇八	八八	二、二〇〇
五	一五六、五三	八九	二、三〇〇	十五	一五〇、九六	八八	二、二〇〇
六	九八、七一	八九	二、三〇〇	十六	五六、三三	九九二	三、六〇〇
七	九七、一九	八九	二、三〇〇	十七	一八一、七七	九一	二、五〇〇
八	九三、七八	八九	二、三〇〇	十八	三三七、六五	九〇	二、四〇〇
九	一八六、六三	八九	二、九〇〇	十九	一七六、二四	九三	二、七〇〇

本石町一丁目

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
一	二六六、五五	九二	二、六〇〇	五	一六三、六四	九二	二、六〇〇
二	一六九、七九	九二	二、六〇〇	六	九五、七六	九二	二、六〇〇
三	一五七、六〇	九五	二、九〇〇	七	八〇、九一	九二	二、六〇〇
四	一四〇、九八	八九三五	一、七五〇〇	八	二二八、〇一	八四	一、八〇〇

第三章 街衢 附錄 各町土地臺帳

本石町二丁目

番地	坪數	等地級位	地百坪價當
五	二二、四三	九二	二、六〇〇
四	一六六、一一	九八	三、二〇〇
三	一八、二七	八四	一、八〇〇
二	一一九、一〇	八五	一、九〇〇
一	一二九、八六	九八	三、二〇〇
十	一七四、九八	九二	二、六〇〇
十一	一四八、二六	九二	二、六〇〇
十二	九四、三八	九一	二、五〇〇
十三	二五〇、七〇	八八	二、二〇〇
十四	一六四、七一	八八	二、二〇〇
十五	七九、八〇	九五	二、九〇〇
十六	一〇四、三〇	八九	二、三〇〇
十七	三三四、五五	八五	一、九〇〇
十八	九四、三五	九一	二、五〇〇
十九	二五〇、七〇	八八	二、二〇〇
二十	一六四、七一	八八	二、二〇〇
二十一	七九、八〇	九五	二、九〇〇
二十二	一〇四、三〇	八九	二、三〇〇
二十三	三三四、五五	八五	一、九〇〇
二十四	九四、三八	九一	二、五〇〇
二十五	二五〇、七〇	八八	二、二〇〇
二十六	一六四、七一	八八	二、二〇〇
二十七	七九、八〇	九五	二、九〇〇
二十八	一〇四、三〇	八九	二、三〇〇
二十九	三三四、五五	八五	一、九〇〇
三十	九四、三八	九一	二、五〇〇
三十一	二五〇、七〇	八八	二、二〇〇
三十二	一六四、七一	八八	二、二〇〇
三十三	七九、八〇	九五	二、九〇〇
三十四	一〇四、三〇	八九	二、三〇〇
三十五	三三四、五五	八五	一、九〇〇
三十六	九四、三八	九一	二、五〇〇
三十七	二五〇、七〇	八八	二、二〇〇
三十八	一六四、七一	八八	二、二〇〇
三十九	七九、八〇	九五	二、九〇〇
四十	一〇四、三〇	八九	二、三〇〇
四十一	三三四、五五	八五	一、九〇〇
四十二	九四、三八	九一	二、五〇〇
四十三	二五〇、七〇	八八	二、二〇〇
四十四	一六四、七一	八八	二、二〇〇
四十五	七九、八〇	九五	二、九〇〇
四十六	一〇四、三〇	八九	二、三〇〇
四十七	三三四、五五	八五	一、九〇〇
四十八	九四、三八	九一	二、五〇〇
四十九	二五〇、七〇	八八	二、二〇〇
五十	一六四、七一	八八	二、二〇〇
五十一	七九、八〇	九五	二、九〇〇
五十二	一〇四、三〇	八九	二、三〇〇
五十三	三三四、五五	八五	一、九〇〇
五十四	九四、三八	九一	二、五〇〇
五十五	二五〇、七〇	八八	二、二〇〇
五十六	一六四、七一	八八	二、二〇〇
五十七	七九、八〇	九五	二、九〇〇
五十八	一〇四、三〇	八九	二、三〇〇
五十九	三三四、五五	八五	一、九〇〇
六十	九四、三八	九一	二、五〇〇
六十一	二五〇、七〇	八八	二、二〇〇
六十二	一六四、七一	八八	二、二〇〇
六十三	七九、八〇	九五	二、九〇〇
六十四	一〇四、三〇	八九	二、三〇〇
六十五	三三四、五五	八五	一、九〇〇
六十六	九四、三八	九一	二、五〇〇
六十七	二五〇、七〇	八八	二、二〇〇
六十八	一六四、七一	八八	二、二〇〇
六十九	七九、八〇	九五	二、九〇〇
七十	一〇四、三〇	八九	二、三〇〇
七十一	三三四、五五	八五	一、九〇〇
七十二	九四、三八	九一	二、五〇〇
七十三	二五〇、七〇	八八	二、二〇〇
七十四	一六四、七一	八八	二、二〇〇
七十五	七九、八〇	九五	二、九〇〇
七十六	一〇四、三〇	八九	二、三〇〇
七十七	三三四、五五	八五	一、九〇〇
七十八	九四、三八	九一	二、五〇〇
七十九	二五〇、七〇	八八	二、二〇〇
八十	一六四、七一	八八	二、二〇〇
八十一	七九、八〇	九五	二、九〇〇
八十二	一〇四、三〇	八九	二、三〇〇
八十三	三三四、五五	八五	一、九〇〇
八十四	九四、三八	九一	二、五〇〇
八十五	二五〇、七〇	八八	二、二〇〇
八十六	一六四、七一	八八	二、二〇〇
八十七	七九、八〇	九五	二、九〇〇
八十八	一〇四、三〇	八九	二、三〇〇
八十九	三三四、五五	八五	一、九〇〇
九十	九四、三八	九一	二、五〇〇
九十一	二五〇、七〇	八八	二、二〇〇
九十二	一六四、七一	八八	二、二〇〇
九十三	七九、八〇	九五	二、九〇〇
九十四	一〇四、三〇	八九	二、三〇〇
九十五	三三四、五五	八五	一、九〇〇
九十六	九四、三八	九一	二、五〇〇
九十七	二五〇、七〇	八八	二、二〇〇
九十八	一六四、七一	八八	二、二〇〇
九十九	七九、八〇	九五	二、九〇〇
一百	一〇四、三〇	八九	二、三〇〇

本石町三丁目

番地	坪數	等地級位	地百坪價當
五	一八六、四〇	九八	三、二〇〇
四	一六四、七四	九七	三、一〇〇
三	二八〇、一五	九七	三、一〇〇
十	一七八、五七	一一六	六、二五〇
十一	七九、二四	一〇〇	三、四〇〇
十二	一四二、〇四	一〇〇	三、四〇〇
十三	七九、四九	一〇〇	三、四〇〇
十四	七六、三七	一〇〇	三、四〇〇
十五	七七、〇四	一〇〇	三、四〇〇
十六	六二、二二	一〇〇	三、四〇〇
十七	九七、一一	一〇〇	三、四〇〇
十八	一六八、八三	一〇四	四、〇〇〇
十九	一二七、四四	一〇五	四、一五〇
二十	一四三、四四	一〇一	三、五五〇
二十一	一八三、四四	一〇一	三、五五〇
二十二	一七八、五七	一一六	六、二五〇
二十三	七九、二四	一〇〇	三、四〇〇
二十四	一四二、〇四	一〇〇	三、四〇〇
二十五	七九、四九	一〇〇	三、四〇〇
二十六	七六、三七	一〇〇	三、四〇〇
二十七	七七、〇四	一〇〇	三、四〇〇
二十八	六二、二二	一〇〇	三、四〇〇
二十九	九七、一一	一〇〇	三、四〇〇
三十	一六八、八三	一〇四	四、〇〇〇
三十一	一二七、四四	一〇五	四、一五〇
三十二	一四三、四四	一〇一	三、五五〇
三十三	一八三、四四	一〇一	三、五五〇
三十四	一七八、五七	一一六	六、二五〇
三十五	七九、二四	一〇〇	三、四〇〇
三十六	一四二、〇四	一〇〇	三、四〇〇
三十七	七九、四九	一〇〇	三、四〇〇
三十八	七六、三七	一〇〇	三、四〇〇
三十九	七七、〇四	一〇〇	三、四〇〇
四十	六二、二二	一〇〇	三、四〇〇
四十一	九七、一一	一〇〇	三、四〇〇
四十二	一六八、八三	一〇四	四、〇〇〇
四十三	一二七、四四	一〇五	四、一五〇
四十四	一四三、四四	一〇一	三、五五〇
四十五	一八三、四四	一〇一	三、五五〇
四十六	一七八、五七	一一六	六、二五〇
四十七	七九、二四	一〇〇	三、四〇〇
四十八	一四二、〇四	一〇〇	三、四〇〇
四十九	七九、四九	一〇〇	三、四〇〇
五十	七六、三七	一〇〇	三、四〇〇
五十一	七七、〇四	一〇〇	三、四〇〇
五十二	六二、二二	一〇〇	三、四〇〇
五十三	九七、一一	一〇〇	三、四〇〇
五十四	一六八、八三	一〇四	四、〇〇〇
五十五	一二七、四四	一〇五	四、一五〇
五十六	一四三、四四	一〇一	三、五五〇
五十七	一八三、四四	一〇一	三、五五〇
五十八	一七八、五七	一一六	六、二五〇
五十九	七九、二四	一〇〇	三、四〇〇
六十	一四二、〇四	一〇〇	三、四〇〇
六十一	七九、四九	一〇〇	三、四〇〇
六十二	七六、三七	一〇〇	三、四〇〇
六十三	七七、〇四	一〇〇	三、四〇〇
六十四	六二、二二	一〇〇	三、四〇〇
六十五	九七、一一	一〇〇	三、四〇〇
六十六	一六八、八三	一〇四	四、〇〇〇
六十七	一二七、四四	一〇五	四、一五〇
六十八	一四三、四四	一〇一	三、五五〇
六十九	一八三、四四	一〇一	三、五五〇
七十	一七八、五七	一一六	六、二五〇
七十一	七九、二四	一〇〇	三、四〇〇
七十二	一四二、〇四	一〇〇	三、四〇〇
七十三	七九、四九	一〇〇	三、四〇〇
七十四	七六、三七	一〇〇	三、四〇〇
七十五	七七、〇四	一〇〇	三、四〇〇
七十六	六二、二二	一〇〇	三、四〇〇
七十七	九七、一一	一〇〇	三、四〇〇
七十八	一六八、八三	一〇四	四、〇〇〇
七十九	一二七、四四	一〇五	四、一五〇
八十	一四三、四四	一〇一	三、五五〇
八十一	一八三、四四	一〇一	三、五五〇
八十二	一七八、五七	一一六	六、二五〇
八十三	七九、二四	一〇〇	三、四〇〇
八十四	一四二、〇四	一〇〇	三、四〇〇
八十五	七九、四九	一〇〇	三、四〇〇
八十六	七六、三七	一〇〇	三、四〇〇
八十七	七七、〇四	一〇〇	三、四〇〇
八十八	六二、二二	一〇〇	三、四〇〇
八十九	九七、一一	一〇〇	三、四〇〇
九十	一六八、八三	一〇四	四、〇〇〇
九十一	一二七、四四	一〇五	四、一五〇
九十二	一四三、四四	一〇一	三、五五〇
九十三	一八三、四四	一〇一	三、五五〇
九十四	一七八、五七	一一六	六、二五〇
九十五	七九、二四	一〇〇	三、四〇〇
九十六	一四二、〇四	一〇〇	三、四〇〇
九十七	七九、四九	一〇〇	三、四〇〇
九十八	七六、三七	一〇〇	三、四〇〇
九十九	七七、〇四	一〇〇	三、四〇〇
一百	六二、二二	一〇〇	三、四〇〇

第三章 街衢 附錄 各町土地臺帳

本町四丁目

番地	坪數	等級位	地百坪價當	番地	坪數	等級位	地百坪價當
二十六	二二二、一五坪	八九	二、三〇〇	十一	七〇、三七坪	一〇三	三、八五〇
二十五	二二二、一五坪	九一	二、五〇〇	十	一二八、七三坪	九九	三、三〇〇
二十四	一二六、八四坪	八九	二、三〇〇	九	八一、三一坪	九九	三、三〇〇
				八	七九、三三坪	九九	三、三〇〇
				七	一一〇、八〇坪	九九	三、三〇〇
				六	一二五、五五坪	九九	三、三〇〇
				五	一二六、八三坪	九九	三、三〇〇
				四	六三、四九坪	九九	三、三〇〇
				三	一二七、一七坪	九九	三、三〇〇
				二	六五、四九坪	九九	三、三〇〇
				一	九一、一三坪	九九	三、三〇〇

本町四丁目

本町一丁目

番地	坪數	等級位	地百坪價當	番地	坪數	等級位	地百坪價當
三十三	一四〇、六八坪	九九	三、三〇〇	三十三	一一三、七一坪	八六	二、〇〇〇
三十二	九三、三五坪	九九	三、三〇〇	三十二	八五、〇四坪	八六	二、〇〇〇
三十一	二二二、二二坪	九九	三、三〇〇	三十一	九一、二八坪	八六	二、〇〇〇
三十	二二二、二二坪	九九	三、三〇〇	三十	九一、二八坪	八六	二、〇〇〇
二十九	二二二、二二坪	九九	三、三〇〇	二十九	九一、二八坪	八六	二、〇〇〇
二十八	二二二、二二坪	九九	三、三〇〇	二十八	九一、二八坪	八六	二、〇〇〇
二十七	二二二、二二坪	九九	三、三〇〇	二十七	九一、二八坪	八六	二、〇〇〇
二十六	二二二、二二坪	九九	三、三〇〇	二十六	九一、二八坪	八六	二、〇〇〇
二十五	二二二、二二坪	九九	三、三〇〇	二十五	九一、二八坪	八六	二、〇〇〇
二十四	二二二、二二坪	九九	三、三〇〇	二十四	九一、二八坪	八六	二、〇〇〇
二十三	二二二、二二坪	九九	三、三〇〇	二十三	九一、二八坪	八六	二、〇〇〇
二十二	二二二、二二坪	九九	三、三〇〇	二十二	九一、二八坪	八六	二、〇〇〇
二十一	二二二、二二坪	九九	三、三〇〇	二十一	九一、二八坪	八六	二、〇〇〇
二十	二二二、二二坪	九九	三、三〇〇	二十	九一、二八坪	八六	二、〇〇〇
十九	二二二、二二坪	九九	三、三〇〇	十九	九一、二八坪	八六	二、〇〇〇
十八	二二二、二二坪	九九	三、三〇〇	十八	九一、二八坪	八六	二、〇〇〇
十七	二二二、二二坪	九九	三、三〇〇	十七	九一、二八坪	八六	二、〇〇〇
十六	二二二、二二坪	九九	三、三〇〇	十六	九一、二八坪	八六	二、〇〇〇
十五	二二二、二二坪	九九	三、三〇〇	十五	九一、二八坪	八六	二、〇〇〇
十四	二二二、二二坪	九九	三、三〇〇	十四	九一、二八坪	八六	二、〇〇〇
十三	二二二、二二坪	九九	三、三〇〇	十三	九一、二八坪	八六	二、〇〇〇
十二	二二二、二二坪	九九	三、三〇〇	十二	九一、二八坪	八六	二、〇〇〇
十一	二二二、二二坪	九九	三、三〇〇	十一	九一、二八坪	八六	二、〇〇〇
十	二二二、二二坪	九九	三、三〇〇	十	九一、二八坪	八六	二、〇〇〇

本町一丁目

本町二丁目

番地	坪數	等級位	地百坪價當	番地	坪數	等級位	地百坪價當
十一	一五九、四三坪	一〇六	四、三〇〇	十一	一六、三三坪	八九	二、三〇〇
十	三四七、三六坪	一〇六	四、三〇〇	十	二五、九七坪	八一	三、五五〇
九	一五三、二四坪	一〇三	三、八五〇	九	二九、七〇坪	八一	三、五五〇
八	二四四、九一坪	一〇三	三、八五〇	八	一六、四四坪	八一	三、五五〇

本町二丁目

本町三丁目

番地	坪數	等地級位	地百坪價當
十一	二二二、三二	一〇七	四、四五〇
十	一三〇、八三	一〇五	四、一五〇
九	一二九、〇五	一〇五	四、一五〇
八	四七、五八	一〇五	四、一五〇
七	四四六、〇八	一〇四	四、〇〇〇
六	一九五、五二	一〇五	四、一五〇
五	九八、三六	一〇五	四、一五〇
四	六三、四〇	一〇五	四、一五〇
三	一一二、〇八	一〇〇	四、〇〇〇
二	一一一、七二	一〇〇	四、〇〇〇
一	一一六、二八	一一一	七、五〇〇
十二	一一三、八七	一一二	七、五〇〇
十一	一一二、七八	一〇六	四、三〇〇

本町三丁目

本町四丁目

番地	坪數	等地級位	地百坪價當
三十三	一一五、一五	一〇六	四、三〇〇
三十二	一一五、二九	一〇六	四、三〇〇
三十一	一一二、四三	一〇六	四、三〇〇
三十	一七一、一九	一〇六	四、三〇〇
二十九	六九、九〇	一〇六	四、三〇〇
二十八	一三〇、九三	一〇六	四、三〇〇
二十七	一三一、〇八	一一二	五、四〇〇
二十六	一八〇、八六	一一一	五、二〇〇
二十五	七五、四七	一〇五	四、一五〇
三十四	一一五、一五	一〇五	四、一五〇
三十三	一一五、二九	一〇五	四、一五〇
三十二	一一二、四三	一〇五	四、一五〇
三十一	一七一、一九	一〇五	四、一五〇
三十	六九、九〇	一〇五	四、一五〇
二十九	一三〇、九三	一〇五	四、一五〇
二十八	一三一、〇八	一一二	五、四〇〇
二十七	一八〇、八六	一一一	五、二〇〇
二十六	七五、四七	一〇五	四、一五〇
三十五	一一九、四一	一〇五	四、一五〇
三十四	一一五、四一	一〇五	四、一五〇
三十三	一一二、六八	一〇五	四、一五〇
三十二	二〇七、一三	一〇五	四、一五〇
三十一	九八、一七	一〇五	四、一五〇
三十	一八三、八七	一〇五	四、一五〇
二十九	一八一、六〇	一〇五	四、一五〇
二十八	一〇八、五六	一一二	七、八〇〇
二十七	一〇〇、二八	一一一	七、五〇〇
三十六	一九四、八一	一〇四	四、〇〇〇
三十五	一〇〇、六八	一〇四	四、〇〇〇
三十四	一七〇、九六	一〇四	四、〇〇〇
三十三	九八、〇五	一〇四	四、〇〇〇
三十二	九八、二六	一〇四	四、〇〇〇
三十一	二三一、四五	一一二	五、四〇〇

本町四丁目

第三章 街衢 附錄 各町土地臺帳

金吹町

番地	三	二	一	十	十	十	十	十	十	番地
坪數	二六二、一〇	二五五、八〇	九六、二八	二七、七五	一二三、七五	一七一、〇〇	一一一、五〇	一一八、二五	一二二、六二	坪數
等地級位	九五	九五	九六	一一	一一	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	等地級位
地百坪價當	二、九〇〇	二、九〇〇	三、〇〇〇	五、二〇〇	四、一五〇	四、一五〇	四、一五〇	四、一五〇	四、一五〇	地百坪價當
番地	六	五	四	二	二	二	十	番地		
坪數	四一八、八六	七三、〇九	一一、一二	二二、七二	一九五、九七	一二三、七五	一一八、五五	坪數		
等地級位	九五	九六	八七	一〇五	一〇五	一〇五	一一三	等地級位		
地百坪價當	二、九〇〇	三、〇〇〇	二、一〇〇	四、一五〇	四、一五〇	四、一五〇	五、六〇〇	地百坪價當		

十軒店町

番地	五	四	三	二	番地
坪數	二一〇、一五	六六、〇四	一二五、六三	二一〇、一五	坪數
等地級位	一一三	一〇七	一一二	一一三	等地級位
地百坪價當	五、六〇〇	三、四〇〇	五、四〇〇	五、六〇〇	地百坪價當
番地	八	七	六	番地	
坪數	九五、一五	九四、三八	一一四、〇五	坪數	
等地級位	一一二	一一二	九四	等地級位	
地百坪價當	五、四〇〇	五、四〇〇	二、八〇〇	地百坪價當	

岩附町

番地	六	五	四	三	二	一	番地
坪數	一一八、三五	一九四、八五	九六、一三	一六八、二四	一七三、四八	一七三、四八	坪數
等地級位	九九	九六	九六	九五	九五	九八	等地級位
地百坪價當	三、三〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	三、二〇〇	地百坪價當
番地	十	一	九	八	七	番地	
坪數	六六、〇〇	六六、〇〇	六六、〇〇	六六、〇〇	四八、〇〇	坪數	
等地級位	九四	九四	九四	九四	九四	等地級位	
地百坪價當	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	地百坪價當	

本革屋町

番地	四	一	番地
坪數	五八七、〇二	二二一、四〇	坪數
等地級位	一〇六	一〇七	等地級位
地百坪價當	四、三〇〇	四、四五〇	地百坪價當
番地	五	番地	
坪數	四二八、一八	坪數	
等地級位	一〇六	等地級位	
地百坪價當	四、三〇〇	地百坪價當	

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
九	一、二四八、六二	一〇九	四、八〇〇	十	一七七、六六	一〇九	四、八〇〇
八	一八〇、四二	一〇九	四、八〇〇	十一	二、三六、三一	一〇九	四、八〇〇
七	一二〇、〇一	一〇九	四、八〇〇	十二	一、三九、九六	一一一	五、二〇〇
六	一二四、〇四	一〇九	四、八〇〇				

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
五	八五、六五	一〇八	四、六〇〇	六	一、六三、二四	一〇六	四、三〇〇
四	一一八、五三	一〇六	四、三〇〇	七	一、四二、八一	一〇八	四、六〇〇
三	一七七、〇二	一〇六	四、三〇〇	八	一、二二、八四	一一〇	五、〇〇〇
二	一一六、三七	一〇六	四、三〇〇	九	二、五二七、三八	一〇八	四、六〇〇

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
七	一三三、七九	一〇五	四、一五〇	八	一一一、六二	一〇三	三、八五〇
六	一一一、三三	一〇五	四、一五〇	九	九三、三四	一〇三	三、八五〇
五	五七、五四	一〇二	三、七〇〇	十	三九、五八	一〇三	三、八五〇
四	七八、三四	一〇二	三、七〇〇	十一	一一〇、三一	一〇三	三、八五〇
三	一一五、一四	一〇二	三、七〇〇	十二	一〇三、二七	一〇六	四、三〇〇
二	八八、四一	一〇二	三、七〇〇	十三	三二、三五	一〇五	四、一五〇
一	一四七、〇一	一〇七	四、四五〇				

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
六	三六、一八	一〇六	四、三〇〇	七	九六、八〇	一〇三	三、八五〇
五	一一三、〇五	一〇七	四、四五〇	八	一二〇、三九	一〇二	三、七〇〇
四	一二六、二七	一〇三	三、八五〇	九	六三、八〇	一〇二	三、七〇〇
三	二二四、七一	一〇三	三、八五〇	十	一七五、二三	一〇二	三、七〇〇
二	二一九、二八	一〇三	三、八五〇	十一	一〇一、六五	一〇二	三、七〇〇
一	一九四、〇四	一〇三	三、八五〇	十二	五七、五五	一〇三	三、八五〇

品川町裏河

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
十三	七一 ^坪		四、一九九、九六〇 ^円				

品川町裏河岸

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
一	三一 ^坪	一一三〇	一一、〇〇〇 ^円	七	九八 ^坪	一〇七	四、四五〇 ^円
二	七九、五〇	一一二	五、四〇〇	八	一九四	一〇六	四、三〇〇
三	一〇六、四八	一〇七	四、四五〇	九	一二、二三	一〇五	四、一五〇
四	一〇五、五二	一〇六	四、三〇〇	十	四、四六	一〇六	四、二〇〇
五	九八、〇六	一〇六	四、三〇〇	十一	八、九二	一〇六	四、三〇〇
六	九五、二九	一〇六	四、三〇〇	十二	六九、〇七	一〇六	四、三〇〇

室町一丁目

室町一丁目

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
一	二七七 ^坪	一一三	一一、〇〇〇 ^円	四	三〇一、七二	一一六	九、一〇〇 ^円
二	九〇、八〇	一一三	一一、五〇〇	五	一五八、四一	一一八	一〇、〇〇〇
三	一三三、九三	一二六	九、一〇〇				

室町二丁目

室町二丁目

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
一	二六六、三七	一二七	九、五〇〇 ^円	八	九一、二〇	一二五	八、七五〇
二	二三七、五五	一二四	八、四〇〇	九	八六、五六	一二五	八、七五〇
三	一四八、二八	一二四	八、四〇〇	十	七七、五〇	一二五	八、七五〇
四	一四八、六〇	一二四	八、四〇〇	十一	六八、九三	一二五	八、七五〇
五	二二九、〇〇	一二五	八、七五〇	十二	四〇、一二	一二四	八、四〇〇
六	一三七、〇五	一二八	一〇、〇〇〇	十三	一三三、一六	一二七	九、五〇〇
七	四三、二二	一二四	八、四〇〇				

室町三丁目

室町三丁目

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
一	一〇三、七〇	一二六	九、一〇〇 ^円	四	八七、〇六	一二三	七、八〇〇
二	八一、六四	一二三	八、一〇〇	五	一八八、〇六	一二一	七、五〇〇
三	一六二、〇〇	一二三	八、一〇〇	六	一七七、三三	一二〇	七、二五〇

瀬戸物町

瀬戸物町

番地	坪數	等地級位	地百坪價當
七	一五九、〇一	一〇六	四、三〇〇
六	一四〇、六二	一〇六	四、三〇〇
五	二〇一、八一	一〇六	四、三〇〇
四	一二七、八六	一〇六	四、三〇〇
三	一二八、〇四	一〇六	四、三〇〇
二	二八九、五七	一〇九	四、八〇〇
一	三八五、五六	一〇九	四、八〇〇
十	一三三、七一	一二〇	七、二五〇
九	二七九、九五	一二五	八、七〇〇
八	二五〇、〇六	一二二	七、八〇〇
七	二七五、七三	一二三	八、一〇〇
六	二〇一、五八	一二三	七、八〇〇
五	一二六、八四	一二〇	七、二五〇
十	一八三、二〇	一〇七	四、四〇〇
九	一五二、九八	一〇四	四、〇〇〇
八	一六二、六二	一〇四	四、〇〇〇
七	二四〇、八九	一〇三	三、八五〇
六	二二八、四七	一〇三	三、八五〇
五	四六八、六三	一〇三	三、八五〇
四	二〇七、三三	一〇三	三、八五〇

伊勢町

伊勢町

番地	坪數	等地級位	地百坪價當
十	一〇九、二七	一〇三	三、八五〇
九	九七、二四	一〇九	四、八〇〇
八	二九、二一	一〇六	四、三〇〇
七	六九、〇八	一〇六	四、三〇〇
六	二六七、四一	一〇九	四、八〇〇
五	二二三、三二	一〇四	四、〇〇〇
四	一一一、四八	一〇四	四、〇〇〇
三	九八、七七	一〇四	四、〇〇〇
二	九八、七七	一〇四	四、〇〇〇
一	一九〇、五七	一〇四	四、〇〇〇
十	二〇、八三	九四	二、八〇〇
九	二八、一五	九五	二、九〇〇
六	一三三、二一	一〇七	四、四五〇
五	二二六、六三	一〇七	四、四五〇
四	二八八、六五	一〇七	四、四五〇
三	一七三、四七	一一一	五、二〇〇
六	二二、九七	九五	二、九〇〇
五	三六、五七	九五	二、九〇〇
四	一八、一九	一〇〇	三、四〇〇
三	二七、五六	一〇〇	三、四〇〇
二	二二、三六	九九	三、三〇〇
一	三二、六四	一〇〇	三、四〇〇
十	三三、〇二	九五	二、九〇〇
九	三一、八〇	九五	二、九〇〇
八	三〇、八五	九五	二、九〇〇
七	四四、三〇	九五	二、九〇〇
六	一三三、七一	一〇七	四、四五〇
五	一四一、二一	一〇七	四、四五〇
四	一二八、五〇	一〇七	四、四五〇

第三章 街衢 附錄 各町土地臺帳

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
七	二一、八四	一〇七	四、四五〇	二	一〇、四五	一〇一	三、五五〇
八	二七、七五	一一二	五、四〇〇	三	八一、五四	九五	二、九〇〇
九	一五一、四五	一一二	五、四〇〇	四	一三九、九五	九九	三、三〇〇
十	四四三、二九	一〇六	四、三〇〇	五	一〇八、二七	九七	三、一〇〇
十一	一三〇、六三	一〇四	四、〇〇〇	六	七五、〇二	九七	三、一〇〇
十二	二〇七、一三	一〇四	四、〇〇〇	七	三三、〇八	九七	三、一〇〇
十三	三〇七、〇二	一〇四	四、〇〇〇	八	三五、〇二	九七	三、一〇〇
十四	五四、四七	一一〇	五、〇〇〇	九	五五、九六	一〇六	四、三〇〇
十五	一八七、六二	九九	三、三〇〇	十	四三、二三	一〇六	四、三〇〇
十六	一〇五、五六	九九	三、三〇〇	十一	一二九、二〇	九九	三、一〇〇
十七	六七、二七	九九	三、三〇〇	十二	三〇、八三	九九	三、一〇〇
十八	三四、四〇	九九	三、三〇〇	十三	三八、八五	九九	三、一〇〇
十九	五七、〇八	九九	三、三〇〇	十四	七二、九四	九九	三、一〇〇
二十	八六、七一	九九	三、三〇〇	十五	三七、五六	九九	三、一〇〇
二十一	四二、九六	九九	三、三〇〇	十六	六〇、八二	九九	三、一〇〇
二十二	四三、二六	九九	三、三〇〇	十七	五九、四〇	九九	三、一〇〇
二十三	六三、七四	一〇二	三、七〇〇	十八	四五、七四	一〇〇	三、四〇〇

長濱町

安針町

本小田原町

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
十六	二〇、〇〇	九七	三、一〇〇	一	一五六、〇〇	一一〇	七、〇〇〇
十七	二〇、〇〇	九七	三、一〇〇	二	八四、〇〇	一一一	七、五〇〇
十八	二〇、〇〇	九七	三、一〇〇	三	一〇〇、九七	一一九	七、〇〇〇
十九	二〇、〇〇	九七	三、一〇〇	四	九七、三五	一一九	七、〇〇〇
二十	二〇、〇〇	九七	三、一〇〇	五	一一〇、一五	一一九	七、〇〇〇
二十一	二〇、〇〇	九七	三、一〇〇	六	一〇六、一五	一一九	七、〇〇〇
二十二	二〇、〇〇	九七	三、一〇〇	七	一〇六、一五	一一九	七、〇〇〇
二十三	二〇、〇〇	九七	三、一〇〇	八	一〇六、一五	一一九	七、〇〇〇
二十四	二〇、〇〇	九七	三、一〇〇	九	一〇六、一五	一一九	七、〇〇〇
二十五	二〇、〇〇	九七	三、一〇〇	十	一〇六、一五	一一九	七、〇〇〇
二十六	二〇、〇〇	九七	三、一〇〇	十一	一〇六、一五	一一九	七、〇〇〇
二十七	二〇、〇〇	九七	三、一〇〇	十二	一〇六、一五	一一九	七、〇〇〇
二十八	二〇、〇〇	九七	三、一〇〇	十三	一〇六、一五	一一九	七、〇〇〇
二十九	二〇、〇〇	九七	三、一〇〇	十四	一〇六、一五	一一九	七、〇〇〇
三十	二〇、〇〇	九七	三、一〇〇	十五	一〇六、一五	一一九	七、〇〇〇

第三章 街衢 附錄 各町土地臺帳

小傳馬町二丁目

小傳馬町二丁目

小傳馬町三丁目

小傳馬町三丁目

番地	坪數	等地級位	地百坪價當
八	一八二、二〇〇	一〇一	三、五五〇
七	一四二、五八〇	九七	三、一〇〇
六	九二、六〇〇	九七	三、一〇〇
五	一二七、四五〇	九七	三、一〇〇
四	一八二、七三〇	九七	三、一〇〇
三	四〇八、七六七	九九六	三、〇〇〇
二	八九、六〇〇	九七	三、一〇〇
一	六六、八一〇	一〇一	三、五五〇
番地	坪數 <td>等地級位 <td>地百坪價當 </td></td>	等地級位 <td>地百坪價當 </td>	地百坪價當
十	二二七、八七〇	九八	三、二〇〇
九	一七六、六六〇	九七	三、一〇〇
八	一七二、八〇〇	九七	三、一〇〇
七	二〇〇、三四〇	九七	三、一〇〇
六	一一六、六四〇	九七	三、一〇〇
五	一一九、八八〇	九七	三、一〇〇
四	二四四、〇八〇	一〇〇	三、四〇〇
三	一〇〇	九七	三、一〇〇
二	九七	九七	三、一〇〇
一	九七	九七	三、一〇〇

大傳馬町一丁目

大傳馬町一丁目

番地	坪數	等地級位	地百坪價當
十	一三三、三八〇	九七	三、一〇〇
九	一八二、五三〇	九九	三、三〇〇
八	五、七八〇	一〇〇	三、四〇〇
七	一七八、三五〇	九八	三、二〇〇
六	八八、八三〇	九八	三、二〇〇
五	一三四、一五〇	九八	三、二〇〇
四	二六二、九九〇	一〇六	四、三〇〇
三	一七〇、五九〇	一〇六	四、三〇〇
二	一一九、六一〇	一〇六	四、三〇〇
一	一一九、六二〇	一一二	五、四〇〇
番地	坪數 <td>等地級位 <td>地百坪價當 </td></td>	等地級位 <td>地百坪價當 </td>	地百坪價當
十	八三、八九〇	一〇六	四、三〇〇
九	六二、五五〇	一〇六	四、三〇〇
八	六二、四〇〇	一一三	五、六〇〇
七	一〇六、〇八〇	一一二	五、四〇〇
六	一七七、九〇〇	一〇五	四、一五〇
五	一一一、八五〇	一〇五	四、一五〇
四	九八、七九〇	一〇五	四、一五〇
三	一一〇、一五〇	一〇五	四、一五〇
二	八四、七四〇	一〇五	四、一五〇

大傳馬町二丁目

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
二	八二、六九	一〇五	四、一五〇	二	二〇四、〇四	一〇一	三、五五〇
十	五、五二	一〇五	四、一五〇	十	一〇九、二〇	九〇	二、四〇〇
二	一四、五七六	一〇五	四、一五〇	二	一九六、五〇	九〇	二、四〇〇
二	七、九二	一〇五	四、一五〇	二	一四二、九五	九〇	二、四〇〇
二	一七六、六二	一〇五	四、一五〇	二	一一六、四一	九〇	二、四〇〇
二	一二〇、三七	一〇五	四、一五〇	二	一四二、九八	九〇	二、四〇〇
二	三六、八〇	一〇五	四、一五〇	二	一一一、八一	九〇	二、四〇〇
二	三九、七二	一〇五	四、一五〇	二	六五、九二	九〇	二、四〇〇
二	二七、一一	一〇五	四、一五〇	二		九〇	二、四〇〇
一	一七八、三二	一一一	五、二〇〇	一	一五〇、五七	一一一	五、二〇〇
二	一四三、九六	一〇五	四、一五〇	二	二二六、九五	一〇五	四、一五〇
三	八〇、一五	一〇五	四、一五〇	三	一七六、六〇	一〇五	四、一五〇
四	一二、八九	一〇五	四、一五〇	四	一一〇、七七	一〇五	四、一五〇
五	八二、八五	一〇五	四、一五〇	五	八〇、五九	一〇五	四、一五〇

大傳馬町二丁目

通旅籠町

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
二	一三七、六〇	一一三	五、六〇〇	三	二〇七、九七	一一一	五、二〇〇
十	二八九、六九	一一三	五、六〇〇	十	五七、七五	八九	二、三〇〇
二	一七〇、八〇	一〇四	四、〇〇〇	二	五七、二〇	八九	二、三〇〇
十	九五、一二	一〇九	四、八〇〇	十	三〇六、七六	一一一	五、二〇〇
十	一〇四、五七	一一〇	五、〇〇〇	十	一五九、一四	九一	二、五〇〇
十	二六一、六五	一〇四	四、〇〇〇	十	九九、六六	九一	二、五〇〇
十	一〇六、〇一	一〇四	四、〇〇〇	十	一〇四、七三	九一	二、五〇〇
二	二六七、〇〇	一〇四	四、〇〇〇	二	六三、〇〇	九一	二、五〇〇
二	一五五、五七	一〇四	四、〇〇〇	二	四二、〇八	九一	二、五〇〇
二	八四、九六	一〇四	四、〇〇〇	二	二五一、四五	九六	三、〇〇〇
二	八八、二八	一〇四	四、〇〇〇	二		九六	三、〇〇〇
二	一二四、四四	一〇四	四、〇〇〇	二		九六	三、〇〇〇

通旅籠町

第三章 街衢 附錄 各町土地臺帳

元濱町

番地	坪數	等地級位	地百坪價當
七	二一四、七三	一〇一	三、五五〇
六	一四一、七〇	一〇一	三、五五〇
五	一五九、三九	一〇一	三、五五〇
四	二一〇、九一	一〇一	三、五五〇
三	二八、一二二	一〇〇	三、五五〇
二	四四七、五六八	一〇〇	三、五五〇
一	二三一、九六	一〇九	四、八〇〇
番地	坪數	等地級位	地百坪價當
七	二一四、七三	一〇一	三、五五〇
六	一四一、七〇	一〇一	三、五五〇
五	一五九、三九	一〇一	三、五五〇
四	二一〇、九一	一〇一	三、五五〇
三	二八、一二二	一〇一	三、五五〇
二	四四七、五六八	一〇〇	三、五五〇
一	二三一、九六	一〇九	四、八〇〇
番地	坪數	等地級位	地百坪價當
五	二四二、〇〇	九七	三、一〇〇
四	一二五、四〇	九七	三、一〇〇
三	一二九、八〇	九七	三、一〇〇
二	一一五、五〇	九七	三、一〇〇
一	一七三、八〇	一〇二	三、七〇〇
番地	坪數	等地級位	地百坪價當
十	二四、六〇〇	一一	三、六八〇
九	三三、八〇〇	一一	三、六八〇
八	三三、八〇〇	一一	三、六八〇
七	三三、八〇〇	一一	三、六八〇
六	三三、八〇〇	一一	三、六八〇
五	三三、八〇〇	一一	三、六八〇
四	三三、八〇〇	一一	三、六八〇
三	三三、八〇〇	一一	三、六八〇
二	三三、八〇〇	一一	三、六八〇
一	三三、八〇〇	一一	三、六八〇

彌生町

番地	坪數	等地級位	地百坪價當
三	三五、五九三	九八	三、六〇〇
二	一一〇、九九	一〇二	三、七〇〇
一	二四、一九八	一〇二	三、七〇〇
番地	坪數	等地級位	地百坪價當
六	一一八、一六	九五	二、九〇〇
五	二二三、五九	九五	二、九〇〇
四	一一、八一	九五	二、九〇〇

富澤町

番地	坪數	等地級位	地百坪價當
七	一七八、〇五	一〇三	三、八五〇
六	一三九、三四	一〇三	三、八五〇
五	一四、三四〇	一〇三	三、八五〇
四	四六、五二五	九〇	三、八五〇
三	一八五、五九	一〇三	三、八五〇
二	二二、一一一	一〇三	三、八五〇
一	八九、五八〇	一〇八	四、六〇〇
番地	坪數	等地級位	地百坪價當
十	一四三、六二	一〇三	三、八五〇
九	三三、九七〇	一〇三	三、八五〇
八	四四、三七	一〇三	三、八五〇
七	一五〇、四一	一〇七	四、四五〇
六	八七、一六	一〇七	三、七〇〇
五	一三〇、九二〇	一〇二	三、七〇〇
四	一四、九八〇	一〇二	三、七〇〇
三	九八、七七	一〇二	三、七〇〇

第三章 街衢 附錄 各町土地臺帳

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
十	一〇三、五一	一〇七	四、四五〇	十	一〇七、九〇	九三	二、七〇〇
一〇六、七六	九一	二、五〇〇	一〇三、二一	九	一〇九	九三	二、八〇〇
一七六、〇四	九一	二、五〇〇	一〇二、一〇	八	九四	九四	二、八〇〇
八九六、五	九一	二、五〇〇	一〇一、〇〇	七	九四	九四	二、八〇〇
六八、八六	九一	二、五〇〇	一〇〇、〇〇	六	九四	九四	二、八〇〇
一九七、二三	九一	二、五〇〇	九九、〇〇	五	九四	九四	二、八〇〇
一九八、〇四	九四	二、八〇〇	九八、〇〇	四	九四	九四	二、八〇〇
二〇三、七六	九六	三、〇〇〇	九七、〇〇	三	九四	九四	二、八〇〇
三三六、九八	九三	二、七〇〇	九六、〇〇	二	九四	九四	二、八〇〇
一四五、二五	九三	二、七〇〇	九五、〇〇	一	九四	九四	二、八〇〇
二一	三一	一〇九	四、八〇〇	二	九四	九四	二、八〇〇
三一	二一	〇四二	四、四〇〇	一	九四	九四	二、八〇〇

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
七	一四七、五五	一一〇	五、〇〇〇	十	一七、六〇	一〇二	三、七〇〇
六	八四、一二	一〇三	三、八五〇	九	一一九、四九	一〇二	三、七〇〇
五	八四、三一	一〇三	三、八五〇	八	一一三、七五	一〇七	四、四五〇
四	八三、二二	一〇三	三、八五〇	七	一一一、三六	一〇九	四、八〇〇
三	八一、〇三	一〇三	三、八五〇	六	八六、三一	一〇四	四、〇〇〇
二	三七四、二四	一〇三	三、八五〇	五	一〇七、二六	一〇四	四、〇〇〇
一	二二、〇〇	一〇三	三、八五〇	四	一三四、九四	一〇八	四、六〇〇
十	二二、三二	一〇九	四、八〇〇	三	一三七、五四	九三	二、七〇〇
九	一四二、一八	一〇九	四、八〇〇	二	二四三、七三	九三	二、七〇〇
八	三三七、七五	一〇二	三、七〇〇	一	一四〇、〇六	九三	二、七〇〇
七	二二五、五〇	一〇二	三、七〇〇	十	二七四、六七	九九	三、三〇〇
六	八九、三〇	一〇二	三、七〇〇	九	二二一、四八	九六	三、〇〇〇
五	一七六、五七	一〇二	三、七〇〇	八			

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
十一	二一六、五八	一〇二	三七〇〇	十一	一三〇、四	一〇二	三七〇〇
十	九九、四五	一〇二	三七〇〇	十	一六、五八	一〇二	三七〇〇
九	三四七、九	九九〇〇	六六〇〇	九	七〇、九〇	一〇二	三七〇〇
八	二五九、五五	〇九	四八〇〇	八	一三八、四三	一〇八	四六〇〇
七	二六七、五四	九〇〇〇〇	六〇〇〇	七	六五、六二	九九	三、〇〇〇
六	一四二、一三	二四九、四三	〇〇〇〇	六	一五、五二	九六	三、〇〇〇
五	一一九、九〇	〇二	三七〇〇	五	二七、八〇	九六	三、〇〇〇
四	一六八、九五	〇二	三七〇〇	四	一一、一二	九六	三、〇〇〇
三	一一七、九九	〇二	三七〇〇	三	一六六、九五	一〇九	四八〇〇
二	一〇九、三五	〇二	三七〇〇	二	一一六、四四	一〇六	四三〇〇
一	一一二、一一	〇二	三七〇〇	一	七三、二〇	一〇六	四三〇〇
					四三、〇〇	一一〇三	五五〇〇
					一三七、七九	一〇二	三七〇〇
					一九一、一七	一〇二	三七〇〇
					七〇、七二	一〇二	三七〇〇

堀留町一丁目

堀留町二丁目

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
一	四六、六二	一一五	六〇〇〇	六	六一、五六	一一三	五六〇〇
二	四〇、七〇	一一三	五六〇〇	七	六七、三二	一一三	五六〇〇
三	四〇、二三	一一三	五六〇〇	八	三三、一一	一一三	五六〇〇
四	六〇、七五	一一三	五六〇〇	九	四二、六二	一一六	六二五〇
五	一一四、〇〇	一一三	五六〇〇				

第三章 街衢

附錄 各町土地臺帳

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
一	四三、四七	一一六	六二五〇	八	一一二、一二	一一二	五四〇〇
二	五三、一九	一一四	五八〇〇	九	九九、七四	一一一	五二〇〇
三	九六、八三	一一四	五八〇〇	十	八三、〇四	一一四	五八〇〇
四	五七、八一	一一三	五六〇〇	十一	一〇九、一九	一一四	五八〇〇
五	五三、八一	一一三	五六〇〇	十二	一一五、三三	一一二	五四〇〇
六	八二、三九	一一三	五六〇〇	十三	一一四、二一	一一二	五四〇〇
七	七八、九五	一一三	五六〇〇	十四	一一五、二九	一一二	五四〇〇
八	八〇、七二	一一二	五四〇〇				

堀留町三丁目

新材木町

番地	坪數	等地	級位	地百坪價當
十	一六三、二四	一〇七	一一二	五、四〇〇
十	五二六、五	一〇七	一一二	五、八〇〇
十	四二二、一	一〇五	一一三	五、六〇〇
十	一四八、〇二	一〇五	一一三	四、一五〇
番地	坪數	等地	級位	地百坪價當
九	二二七、九〇	一〇五	一一四	五、八〇〇
九	一二三、九七	一〇五	一一四	五、二〇〇
九	一一九、〇八	一〇五	一一四	五、二〇〇
九	一四一、七〇	一〇五	一一四	五、二〇〇

堀留町三丁目

番地	坪數	等地	級位	地百坪價當
三	二六〇、五九	一〇七	一一二	四、四五〇
二	一九八、四〇	一〇五	一一三	四、一五〇
一	一四〇、三六	一〇五	一一三	四、一五〇
番地	坪數	等地	級位	地百坪價當
四	一九六、五六	一〇五	一一四	四、一五〇
四	九一、六四	一〇五	一一四	四、一五〇

新材木町

番地	坪數	等地	級位	地百坪價當
三	一七〇、一五	一一四	一一四	五、八〇〇
二	三九、五〇	一一四	一一四	三、七〇〇
一	九四、六〇	一一四	一一四	三、七〇〇
	九四、六〇	一一四	一一四	三、四〇〇
番地	坪數	等地	級位	地百坪價當
四	九七、〇一	一一四	一一四	三、四〇〇
四	一四三、六五	一一四	一一四	三、四〇〇
四	一五四、二一	一一四	一一四	三、四〇〇

新乘物町

新乘物町

番地	坪數	等地	級位	地百坪價當
十	一四八、三九	一〇〇	一一〇	三、四〇〇
十	二四五、八六	一〇〇	一一〇	三、四〇〇
十	七二、六〇	一〇〇	一一〇	三、四〇〇
十	一一七、一六	一〇〇	一一〇	三、四〇〇
十	一四四、五九	一〇〇	一一〇	三、四〇〇
十	一七九、七〇	一〇一	一一〇	三、五〇〇
十	二〇九、七一	九七	一一〇	三、五〇〇
十	二〇二、六二	一〇〇	一一〇	三、四〇〇
十	一三三、六九	九九	一一〇	三、三〇〇
十	二二九、六八	九四	一一〇	二、八〇〇
番地	坪數	等地	級位	地百坪價當
十一	一一三、三八	一一四	一一四	二、八〇〇
十一	二一〇、五六	一一四	一一四	二、八〇〇
十一	二二九、七二	一一四	一一四	三、一〇〇
十一	四六、八四	一一四	一一四	二、九〇〇
十一	二二、九六	一一四	一一四	二、九〇〇
十一	一七、〇〇	一一四	一一四	二、五〇〇
十一	一五六、〇〇	一一四	一一四	二、五〇〇
十一	二七、〇〇	一一四	一一四	二、五〇〇
十一	二〇〇	一一四	一一四	二、五〇〇
十一	一一四、五〇	一一四	一一四	二、九〇〇

第三章 街衢

附錄 各町土地臺帳

番地	坪數	等地	級位	地百坪價當
一	一一一、五五	一〇五	一一〇	二、八〇〇
一	九五、〇九	一〇四	一一〇	二、八〇〇
二	二五〇、八四	一〇四	一一〇	二、七〇〇
三	五〇八、三〇	一〇四	一一〇	二、七〇〇
四	九〇〇、〇〇	一〇四	一一〇	二、八〇〇
五	一五九、一二	九四	一一〇	三、〇〇〇
番地	坪數	等地	級位	地百坪價當
六	一一一、六九	一〇四	一一〇	二、八〇〇
六	一七〇、〇四	一〇四	一一〇	二、八〇〇
六	二一八、六五	一〇四	一一〇	二、八〇〇
六	八六、二四	一〇四	一一〇	二、七〇〇
六	一三二、三〇	九六	一一〇	二、八〇〇

岩代町

番地	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
坪數	二二七、九五	八八、四〇	二〇三、五八	四一五、四八	四一五、四八	七三、二八	七三、二八	七三、二八	七三、二八	七三、二八
等地級位	九六	九六	九六	九六	九六	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
地百坪價當	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	四六〇〇	四六〇〇	四六〇〇	四六〇〇	四六〇〇
番地	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
坪數	一一、四五	二、二一	五、六五	二、〇二	二、二六	二、二六	二、二六	二、二六	二、二六	二、二六
等地級位	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六
地百坪價當	四、四五〇	四、四五〇	四、四五〇	四、四五〇	四、四五〇	四、四五〇	四、四五〇	四、四五〇	四、四五〇	四、四五〇

葺屋町

番地	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
坪數	七七九、四六	一〇〇、九五	一〇〇、九五	一〇〇、九五	一〇〇、九五	一〇〇、九五	一〇〇、九五	一〇〇、九五	一〇〇、九五	一〇〇、九五
等地級位	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八
地百坪價當	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇
番地	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
坪數	一五、四〇	一五、四〇	一五、四〇	一五、四〇	一五、四〇	一五、四〇	一五、四〇	一五、四〇	一五、四〇	一五、四〇
等地級位	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四
地百坪價當	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇

堺町

番地	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
坪數	四〇九、七九	一四三、六五	一五八、六〇	二一三、六六	二四七、二五	二〇三、八二	二〇三、八二	二〇三、八二	二〇三、八二	二〇三、八二
等地級位	九九	九九	九九	九九	九九	九五	九五	九五	九五	九五
地百坪價當	二、九〇〇	四、八〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇
番地	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
坪數	三六、四〇	二一三、七四	二一五、七五	四一〇、八七	四二七、五二	一六四、四五	一六四、四五	一六四、四五	一六四、四五	一六四、四五
等地級位	八八	九四	九四	九四	九四	九五	九五	九五	九五	九五
地百坪價當	二、三〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	四、一五〇	四、一五〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇

新葺町

番地	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
坪數	七、二三	二、三三	一〇七、五七	七〇、八五	八六、二〇	二〇三、八二	二〇三、八二	二〇三、八二	二〇三、八二	二〇三、八二
等地級位	一〇九	一〇八	一〇八	一〇八	一〇三	九五	九五	九五	九五	九五
地百坪價當	四、八〇〇	四、六〇〇	四、六〇〇	四、六〇〇	三、八五〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇
番地	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
坪數	二、三七、一八	一、七五、一七	七〇、〇五	六九、七五	一六〇、一四	二〇三、八二	二〇三、八二	二〇三、八二	二〇三、八二	二〇三、八二
等地級位	一〇七	九七	九六	九六	一〇〇	九五	九五	九五	九五	九五
地百坪價當	四、四五〇	三、一〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、四〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇

第三章 街衢 附錄 各町土地臺帳

芳町

芳町

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
十	七二、九八	九〇	二、四〇〇	十	一四、五八六	九〇	二、四〇〇
十	一一七、一〇	九一	二、五〇〇	十	一四〇、八〇	九〇	二、四〇〇
十	一一二、七五	九一	二、五〇〇	十	六九、四五	九〇	二、四〇〇
十	九八、五五	九三	二、七〇〇	十	一二五、〇六	八九	二、三〇〇
五	六九、一四	九〇	二、四〇〇				

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
八	五六、三六	一一〇	五、〇〇〇	一	九二、三一	一〇三	三、八五〇
七	三三、三六	一一〇	五、〇〇〇	二	一一〇、八〇	一〇三	三、八五〇
六	四、〇三四 四六八	一一〇	五、〇〇〇	三	一三五、九六	一〇三	三、八五〇
五	二六、八二	一〇三	三、八五〇	四	九三、三五	一〇三	三、八五〇
四	五七、二四	一〇三	三、八五〇	五	一四九、四二	一〇五	四、一五〇
三	三九、〇〇	一〇三	三、八五〇	六	一二七、六六	一〇二	三、七〇〇
二	四〇、五〇	一〇三	三、八五〇				

元大坂町

元大坂町

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
七	一一三、四二	九八	三、一〇〇	十	二二、〇〇	一〇三	三、八五〇
六	一一九、〇七	九二	二、六〇〇	九	一〇二、三八	一〇三	三、八五〇
五	八〇、二九	九二	二、六〇〇	八	一〇三、四九	一〇三	三、八五〇
四	一八一、六〇	九四	二、八〇〇	七	二〇九、一四	一〇九	四、八〇〇
三	一一一、二一	九四	二、八〇〇	六	一三二、四九	一〇八	四、六〇〇
二	二二一、二七	九六	三、〇〇〇	五	一一二、六七〇	九七	三、一〇〇
一	一三三、二三	九八	三、二〇〇	四	五、二八	九二	二、六〇〇

堀江町一丁目

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
五	五一四、九八	一〇八	四、六〇〇	九	一四四、九六	九九	三、三〇〇
四	一一三、三一	九九	三、三〇〇	八	九八、〇九	九九	三、三〇〇
三	一九八、五一	九九	三、三〇〇	七	八九、五五	九九	三、三〇〇
二	一〇〇、五四	九九	三、三〇〇	六	一七五、一六	一〇二	三、七〇〇
一	一二二、八五	九九	三、三〇〇				

堀江町一丁目

堀江町二丁目

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
一	一五四 ^坪	一〇一	三五五〇 ^円	六	九一 ^坪	九七	三一〇〇 ^円
二	一一四、〇五	九七	三一〇〇 ^円	七	一一五、七三	九七	三一〇〇 ^円
三	二三八、九八	九七	三一〇〇 ^円	八	五七、六三	九七	三一〇〇 ^円
四	一九二、八二	九七	三一〇〇 ^円	九	一五三、一六	九七	三一〇〇 ^円
五	九二、六四	九七	三一〇〇 ^円	十	二六八、八六	九九	三三〇〇 ^円

堀江町三丁目

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
一	二二六、三四 ^坪	九九	三三〇〇 ^円	六	一〇七、一八 ^坪	九七	三一〇〇 ^円
二	七三、四二	九七	三一〇〇 ^円	七	七一、八二	九七	三一〇〇 ^円
三	二一〇、九〇	九七	三一〇〇 ^円	八	四七、四、五六七	九九	三二、一九〇〇 ^円
四	二一八、四一	九七	三一〇〇 ^円	九	五五、七七、四、四六	九九	三二、一九〇〇 ^円
五	一一九、三四	九七	三一〇〇 ^円	十	四八、〇二、〇五、〇六	一一一	五五、四二〇〇 ^円

堀江町四丁目

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
一	二四〇、七九 ^坪	一一二	五四〇〇 ^円	三	二七一、一五 ^坪	九四	二、八〇〇 ^円
二	八四、一八	九四	二八〇〇 ^円	四	二九、二七	九四	二、八〇〇 ^円

小舟町一丁目

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
一	二五八、四九 ^坪	一一二	五四〇〇 ^円	五	一九二、〇二 ^坪	一〇二	三七〇〇 ^円
二	一〇九、六一、五〇〇	一〇二	三七〇〇 ^円	六	一三一、九六	一〇二	三七〇〇 ^円
三	二二一、二五	一〇二	三七〇〇 ^円	七	一二七、二〇	一〇二	三七〇〇 ^円
四	一一三、〇三	一〇二	三七〇〇 ^円	八	一七六、〇三	一〇四	四、〇〇〇 ^円

小舟町二丁目

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
一	二七八、五四 ^坪	一〇三	三八五〇 ^円	五	六九、四一 ^坪	一〇二	三七〇〇 ^円
二	一八七、九一	一〇二	三七〇〇 ^円	六	六八、九六	一〇二	三七〇〇 ^円
三	九七、一八	一〇二	三七〇〇 ^円	七	一三〇、〇五	一〇二	三七〇〇 ^円
四	一六二、八一	一〇二	三七〇〇 ^円	八	一一七、四五	一〇二	三七〇〇 ^円

小網町四丁目

小網町四丁目

番地	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
坪數	一〇九、二四	九九、一八	九七、九六	一七五、六三	七五、九四	五九、一三	九七、七七	七九、七〇	二二〇、一八	一〇四、八二	一五四、三五	一〇一、八一	九〇、八七	九三、〇三	一一一、二七
等地級位	一一二	九八	九七	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六
地百坪價當	五、四〇〇	三、二〇〇	三、一〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
番地	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
坪數	一〇二、五二	一八二、〇五	一六二、七五	一四四、九七	一四一、五七	一二七、一二	一三八、二四	一五九、九七	一五四、六八	一〇五、九一	一一七、六五	一〇八、〇九	二〇四、八九	二六九、六一	
等地級位	九六	九六	九九七	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九七	九六	八九
地百坪價當	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、三〇〇

小網仲町

小網仲町

番地	一	二	三	四	五
坪數	一〇四、七七	三六六、三二	四四七、四一	五五、一七	三五七、八三
等地級位	九八	九九	一〇五	一一一	一〇六
地百坪價當	三、二〇〇	三、三〇〇	四、一五〇	五、二〇〇	四、三〇〇
番地	六	七	八	九	
坪數	四二五、五四	五八五、三一	三一七、七二	一八四、三九	
等地級位	九一	八七	八八	八八	
地百坪價當	二、五〇〇	二、一〇〇	二、二〇〇	三、一〇〇	

彌殺町一丁目

彌殺町一丁目

番地	一	二	三	四
坪數	三八、〇〇	五五、八六	二二一、〇四	二二七、二七
等地級位	九六	九九	九五	九五
地百坪價當	三、〇〇〇	三、三〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇
番地	五	六	七	
坪數	一三六、八四	七六、六八	一三五、四五	
等地級位	九五	九五	九五	
地百坪價當	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	

第三章 街衢附錄 各町土地臺帳

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
二	三七、八五	一〇二	三、七〇〇	十八	一九、〇〇	一〇二	三、七〇〇
三	三七、三七	一〇二	三、七〇〇	十九	四三、二〇	一〇三	三、八五〇
四	四〇、五一	一〇二	三、七〇〇	二十	一九、〇五	一〇三	三、八五〇
五	七九、〇四	一〇二	三、七〇〇	二十一	二一、五八	一〇三	三、八五〇
六	四一、三〇	一〇二	三、七〇〇	二十二	二七、九六一	一〇四	四、〇〇〇
七	四二、七二	一〇二	三、七〇〇	二十三	二二、三三	一〇三	三、八五〇
八	三九、一八	一〇二	三、七〇〇	二十四	二〇、一〇	一〇三	三、八五〇
九	三九、〇七	一〇二	三、七〇〇	二十五	二四、三〇	一〇二	三、七〇〇
十	三九、三〇	一〇二	三、七〇〇	二十六	五二、九八	一〇三	三、八五〇
十一	七九、二〇	一〇二	三、七〇〇	二十七	五六、一〇	一〇三	三、八五〇
十二	六〇、九六	一〇二	三、七〇〇	二十八	一九、七三	一〇二	三、七〇〇
十三	一一〇、四〇	一〇三	三、八五〇	二十九	二四、三〇	一〇二	三、七〇〇
十四	二五、七九	一〇二	三、七〇〇	三十	三四、九一	一〇二	三、七〇〇
十五	二二、七七	一〇二	三、七〇〇	三十一	二二、八五	一〇二	三、七〇〇
十六	一八、九〇	一〇二	三、七〇〇	三十二	二二、〇二	一〇二	三、七〇〇
十七	一九、〇〇	一〇二	三、七〇〇	三十三	二六、〇八	一〇三	三、八五〇

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
三十四	一九、八五	一〇三	三、八五〇	三十九	三一、一六	一〇二	三、七〇〇
三十五	一九、五六	一〇三	三、八五〇	四十	一五、二九	一〇一	三、五五〇
三十六	二一、一〇	一〇四	四、〇〇〇	四十一	一五、〇八	一〇二	三、七〇〇
三十七	五七、二九	一〇三	三、八五〇	四十二	一六、〇八	一〇二	三、七〇〇
三十八	三一、〇九	一〇三	三、八五〇	四十三	一五、九五	一〇二	三、七〇〇
三十九	三一、一六	一〇二	三、七〇〇	四十四	一六、一四	一〇二	三、七〇〇
四十	一五、二九	一〇一	三、五五〇	四十五	一六、九二	一〇二	三、七〇〇
四十一	五九、六一	一〇一	三、五五〇	四十六	四一、〇二	一〇三	三、八五〇
四十二	一六、〇八	一〇二	三、七〇〇	四十七	二〇、八三	一〇三	三、八五〇
四十三	一五、九五	一〇二	三、七〇〇	四十八	一九、七五	一〇四	四、〇〇〇
四十四	一六、一四	一〇二	三、七〇〇	四十九	三二、八八	一〇四	四、〇〇〇
四十五	一六、九二	一〇二	三、七〇〇				
四十六	四一、〇二	一〇三	三、八五〇				
四十七	二〇、八三	一〇三	三、八五〇				
四十八	一九、七五	一〇四	四、〇〇〇				
四十九	三二、八八	一〇四	四、〇〇〇				

三
四
五
二
三
四
十
十
十

日 蠟殼町二丁

第三章 街衢 附錄 各町土地臺帳 蠟殼町二丁目

番地	坪數	等地	級位	地百坪價當
一	五八八、四五	八六	八六	二、〇〇〇
二	一二三、五〇	九一	九一	二、五〇〇
三	一三六、三六	九一	九一	二、五〇〇
四	八一〇、〇八	八七	八七	二、一〇〇
五	八九三、一〇	八五	八五	一、九〇〇
六	七八一、九五	八五	八五	一、九〇〇
七	六四八、四〇	八七	八七	二、一〇〇
八	七〇六、八	九〇	九〇	二、四〇〇
九	一五四、〇二	八六	八六	二、〇〇〇
十	五八六、七九	八四	八四	一、八〇〇
十一	六八四、四三	八六	八六	二、〇〇〇
十二	四六二、四三	九三	九三	二、七〇〇
十三	一〇五六、七	九五	九五	二、九〇〇
十四	三一二、四二	九二	九二	二、六〇〇
十五	一二二、五三	九〇	九〇	二、四〇〇
十六	四四五、六〇	九三	九三	二、七〇〇
十七	四〇八、一〇	八七	八七	二、一〇〇
十八	八〇二、二〇	八三	八三	一、七〇〇
十九	九〇一、二八	九一	九一	二、五〇〇
二十	四〇八、一	八七	八七	二、一〇〇
二十一	一〇一、九	八七	八七	二、一〇〇
二十二	二八三、一〇	八三	八三	一、七〇〇
二十三	二八三、一〇	八三	八三	一、七〇〇
二十四	七〇二、四〇	八七	八七	二、一〇〇
二十五	五一一、八四	八四	八四	一、八〇〇
二十六	一九一、二九	八七	八七	二、一〇〇
二十七	四六四、七八	八七	八七	二、一〇〇
二十八	三、七三四、四〇	八七	八七	二、一〇〇
二十九	六四九、六四	八七	八七	二、一〇〇
三十	一一六、〇二	八七	八七	二、一〇〇
三十一	一七六、九〇	八七	八七	二、一〇〇
三十二	二二八、二二	八七	八七	二、一〇〇
三十三	二七五、八七	八三	八三	一、七五〇
三十四	二七五、八七	八三	八三	一、七五〇
三十五	二七五、八七	八三	八三	一、七五〇
三十六	二七五、八七	八三	八三	一、七五〇
三十七	二七五、八七	八三	八三	一、七五〇
三十八	二七五、八七	八三	八三	一、七五〇
三十九	二七五、八七	八三	八三	一、七五〇
四十	二七五、八七	八三	八三	一、七五〇
四十一	二七五、八七	八三	八三	一、七五〇
四十二	二七五、八七	八三	八三	一、七五〇
四十三	二七五、八七	八三	八三	一、七五〇
四十四	二七五、八七	八三	八三	一、七五〇
四十五	二七五、八七	八三	八三	一、七五〇
四十六	二七五、八七	八三	八三	一、七五〇
四十七	二七五、八七	八三	八三	一、七五〇
四十八	二七五、八七	八三	八三	一、七五〇
四十九	二七五、八七	八三	八三	一、七五〇
五十	二七五、八七	八三	八三	一、七五〇

目 綱 鼓 町 三 丁

綱 鼓 町 三 丁 目

番地	坪數	等地	級位	地百坪價當
一	一、〇九三、一七	八七	八七	二、一〇〇
二	四七二、四六	八八	八八	二、二〇〇
三	一七六、八五	八八	八八	二、二〇〇
四	七八八、四九	八八	八八	二、二〇〇
五	二九九、九六	八八	八八	二、二〇〇
六	二七一、五五	八八	八八	二、二〇〇
七	五〇九、一四	八八	八八	二、二〇〇
八	二二一、一八	八八	八八	二、二〇〇
九	三四四、〇〇	八三	八三	一、七五〇
十	一、〇九三、一七	八七	八七	二、一〇〇
十一	四七二、四六	八八	八八	二、二〇〇
十二	一七六、八五	八八	八八	二、二〇〇
十三	七八八、四九	八八	八八	二、二〇〇
十四	二九九、九六	八八	八八	二、二〇〇
十五	二七一、五五	八八	八八	二、二〇〇
十六	五〇九、一四	八八	八八	二、二〇〇
十七	二二一、一八	八八	八八	二、二〇〇
十八	三四四、〇〇	八三	八三	一、七五〇
十九	一、〇九三、一七	八七	八七	二、一〇〇
二十	四七二、四六	八八	八八	二、二〇〇
二十一	一七六、八五	八八	八八	二、二〇〇
二十二	七八八、四九	八八	八八	二、二〇〇
二十三	二九九、九六	八八	八八	二、二〇〇
二十四	二七一、五五	八八	八八	二、二〇〇
二十五	五〇九、一四	八八	八八	二、二〇〇
二十六	二二一、一八	八八	八八	二、二〇〇
二十七	三四四、〇〇	八三	八三	一、七五〇
二十八	一、〇九三、一七	八七	八七	二、一〇〇
二十九	四七二、四六	八八	八八	二、二〇〇
三十	一七六、八五	八八	八八	二、二〇〇
三十一	七八八、四九	八八	八八	二、二〇〇
三十二	二九九、九六	八八	八八	二、二〇〇
三十三	二七一、五五	八八	八八	二、二〇〇
三十四	五〇九、一四	八八	八八	二、二〇〇
三十五	二二一、一八	八八	八八	二、二〇〇
三十六	三四四、〇〇	八三	八三	一、七五〇
三十七	一、〇九三、一七	八七	八七	二、一〇〇
三十八	四七二、四六	八八	八八	二、二〇〇
三十九	一七六、八五	八八	八八	二、二〇〇
四十	七八八、四九	八八	八八	二、二〇〇
四十一	二九九、九六	八八	八八	二、二〇〇
四十二	二七一、五五	八八	八八	二、二〇〇
四十三	五〇九、一四	八八	八八	二、二〇〇
四十四	二二一、一八	八八	八八	二、二〇〇
四十五	三四四、〇〇	八三	八三	一、七五〇
四十六	一、〇九三、一七	八七	八七	二、一〇〇
四十七	四七二、四六	八八	八八	二、二〇〇
四十八	一七六、八五	八八	八八	二、二〇〇
四十九	七八八、四九	八八	八八	二、二〇〇
五十	二九九、九六	八八	八八	二、二〇〇
五十一	二七一、五五	八八	八八	二、二〇〇
五十二	五〇九、一四	八八	八八	二、二〇〇
五十三	二二一、一八	八八	八八	二、二〇〇
五十四	三四四、〇〇	八三	八三	一、七五〇
五十五	一、〇九三、一七	八七	八七	二、一〇〇
五十六	四七二、四六	八八	八八	二、二〇〇
五十七	一七六、八五	八八	八八	二、二〇〇
五十八	七八八、四九	八八	八八	二、二〇〇
五十九	二九九、九六	八八	八八	二、二〇〇
六十	二七一、五五	八八	八八	二、二〇〇
六十一	五〇九、一四	八八	八八	二、二〇〇
六十二	二二一、一八	八八	八八	二、二〇〇
六十三	三四四、〇〇	八三	八三	一、七五〇
六十四	一、〇九三、一七	八七	八七	二、一〇〇
六十五	四七二、四六	八八	八八	二、二〇〇
六十六	一七六、八五	八八	八八	二、二〇〇
六十七	七八八、四九	八八	八八	二、二〇〇
六十八	二九九、九六	八八	八八	二、二〇〇
六十九	二七一、五五	八八	八八	二、二〇〇
七十	五〇九、一四	八八	八八	二、二〇〇
七十一	二二一、一八	八八	八八	二、二〇〇
七十二	三四四、〇〇	八三	八三	一、七五〇
七十三	一、〇九三、一七	八七	八七	二、一〇〇
七十四	四七二、四六	八八	八八	二、二〇〇
七十五	一七六、八五	八八	八八	二、二〇〇
七十六	七八八、四九	八八	八八	二、二〇〇
七十七	二九九、九六	八八	八八	二、二〇〇
七十八	二七一、五五	八八	八八	二、二〇〇
七十九	五〇九、一四	八八	八八	二、二〇〇
八十	二二一、一八	八八	八八	二、二〇〇
八十一	三四四、〇〇	八三	八三	一、七五〇
八十二	一、〇九三、一七	八七	八七	二、一〇〇
八十三	四七二、四六	八八	八八	二、二〇〇
八十四	一七六、八五	八八	八八	二、二〇〇
八十五	七八八、四九	八八	八八	二、二〇〇
八十六	二九九、九六	八八	八八	二、二〇〇
八十七	二七一、五五	八八	八八	二、二〇〇
八十八	五〇九、一四	八八	八八	二、二〇〇
八十九	二二一、一八	八八	八八	二、二〇〇
九十	三四四、〇〇	八三	八三	一、七五〇
九十一	一、〇九三、一七	八七	八七	二、一〇〇
九十二	四七二、四六	八八	八八	二、二〇〇
九十三	一七六、八五	八八	八八	二、二〇〇
九十四	七八八、四九	八八	八八	二、二〇〇
九十五	二九九、九六	八八	八八	二、二〇〇
九十六	二七一、五五	八八	八八	二、二〇〇
九十七	五〇九、一四	八八	八八	二、二〇〇
九十八	二二一、一八	八八	八八	二、二〇〇
九十九	三四四、〇〇	八三	八三	一、七五〇
一百	一、〇九三、一七	八七	八七	二、一〇〇

番地	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
坪數	六二、九二	六〇、六〇	三一、三六	二六、九七	六三、四七	三八、一二	一一〇、二四	一七六、七五	一七九、二七	一二五、六七	四八、九九	一七七一、四	三八、八二	三八、八二	三六、三〇	三六、三〇	三六、三〇	三六、三〇	三六、三〇	三六、三〇
等地級位	一〇五	一〇四	一〇四	一〇五	一〇五	一〇七	九二	八四	八四	八一	八一	八四	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一
地百坪價當	四、一五〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、一五〇	四、一五〇	四、四五〇	二、六〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、六五〇	一、六五〇	一、八〇〇	一、六五〇	一、六五〇	一、六五〇	一、六五〇	一、六五〇	一、六五〇	一、六五〇	一、六五〇
番地	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六
坪數	七二、九一	七一、〇四	七三、二三	七三、二三	七三、二三	七三、二三	八二、四七	八二、二八	六三、二五	六五、〇九	一六八、九五	八一、四三	一七二、〇八	七三、一六	七三、二三	七三、二三	七三、二三	七三、二三	七三、二三	七三、二三
等地級位	八〇	八〇	七八	七八	七八	七八	八〇	八〇	八八	八八	七七	七七	七八	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一
地百坪價當	一、六〇〇	一、六〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	二、三〇〇	二、二〇〇	一、四五〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、六五〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇

番地	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
坪數	九六、三二	二三五、三四	七八、〇八	一八二、四五	一四一、三五	一六二、〇六	一一三、九一	七〇、四六	七二、五八	七四、三三	七六、〇一	七四、九三	七一、五五	七一、〇七	七三、九四	七一、〇七	七一、〇七	七一、〇七	七一、〇七	七一、〇七
等地級位	九一	九一	九四	八九	八八	八七	八六	七八	七八	七八	七八	七九	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七
地百坪價當	二、五〇〇	二、五〇〇	二、八〇〇	二、三〇五	二、二〇〇	二、一〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五五〇	一、四五〇	一、四五〇	一、四五〇	一、四五〇	一、四五〇	一、四五〇	一、四五〇	一、四五〇
番地	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七
坪數	八〇、五三	八二、四一	八〇、三七	一六五、七二	一七〇、六二	三三三、五八	三四九、七五	六、四九	七九、八七	八三、四二	七八、九二	四、九〇	三七、一五	七五、〇七	七二、七〇	七五、〇七	七五、〇七	七五、〇七	七五、〇七	七五、〇七
等地級位	八六	八六	八六	八六	八六	八五	八五	八六	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八
地百坪價當	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇

箱崎町一丁目

箱崎町二丁目

番地	九	十	十
坪數	一七二、五二	四三、四五	九四、八四
等地級位	八五	八五	七九
地百坪價當	一、九〇〇	一、九〇〇	一、五五〇
番地	二	二	十
坪數	一六三、七〇五	二〇二、八七	一、九〇〇
等地級位	七七	七六	八五
地百坪價當	一、四四〇	一、四四〇	一、九〇〇

番地	一	二
坪數	三〇一、四四	五九、三三
等地級位	八九	九四
地百坪價當	三、三〇〇	二、八〇〇

箱崎町一丁目

箱崎町二丁目

番地	一	二	三	四	五	六	七	八
坪數	二〇二、四〇	一一一、一五	二三五、一二	一〇八、七六	九四、〇〇	一〇二、九四	九四、〇〇	九五、九五
等地級位	八八	八六	八八	八八	八六	八八	八八	八八
地百坪價當	二、二〇〇	二、〇〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、二〇〇
番地	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
坪數	一一三、三三	八七、九四	七三、九四	七三、三六	三七、九五	三七、九五	七三、九五	二六、八四
等地級位	八八	八六	八八	八八	八五	八五	八五	八五
地百坪價當	二、二〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇

箱崎町三丁目

箱崎町四丁目

番地	五	六	七
坪數	二〇、八八	一七、八二	一八、〇二
等地級位	八五	八五	八五
地百坪價當	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇
番地	八	九	十
坪數	二、九五二	九二、六三	一三、二五
等地級位	七六	九一	八六
地百坪價當	一、四〇〇	二、五〇〇	二、〇〇〇

番地	一	二	三	四
坪數	一一、三六八	三、二四四	一、三六八	三、二四四
等地級位	七八	七八	七八	七八
地百坪價當	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
番地	六	七	八	九
坪數	二八七、八	四一、六一	二八七、八	四一、六一
等地級位	七八	九〇	七八	九〇
地百坪價當	一、五〇〇	二、四〇〇	一、五〇〇	二、四〇〇

箱崎町三丁目

箱崎町四丁目

番地	一	二	三	四	五	六	七	八
坪數	二四三、九八	一、一六五	四四九、二〇	一八〇、〇〇	一八〇、〇〇	三四九、三三	四八五、九〇	一、四五一、七七〇
等地級位	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八
地百坪價當	二、三〇〇	一、〇〇〇	一、四五一、七七〇	一、四五一、七七〇	一、四五一、七七〇	一、四五一、七七〇	一、四五一、七七〇	一、四五一、七七〇
番地	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
坪數	二二五、二五	二二七、四二	二九七、六五	一、三一八	三四六、〇〇	三四六、〇〇	一九〇、三八	一、四五一、七七〇
等地級位	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八
地百坪價當	一、四五一、七七〇	一、四五一、七七〇	一、四五一、七七〇	一、四五一、七七〇	一、四五一、七七〇	一、四五一、七七〇	一、四五一、七七〇	一、四五一、七七〇

第三章 街衢 附錄 各町土地臺帳

四の部
馬喰町一丁目

馬喰町一丁目

番地	坪數	等級位	地百坪價當	番地	坪數	等級位	地百坪價當
十七	三七七、八六	九六	一、四五、七七〇	二十二	四〇〇、〇〇	九六	一、四五、七七〇
十八	三九七、六二	九六	一、四五、七七〇	二十三	八五、四九	九六	一、四五、七七〇
十九	七六八	九六	一、四五、七七〇	二十四	八三一、九六	九六	一、四五、七七〇
二十	三五八、九六	九六	一、四五、七七〇	二十五	二〇四、四〇	九六	一、四五、七七〇
二十一	四〇〇、〇〇	九六	一、四五、七七〇	二十六	六二、七〇	九六	一、四五、七七〇
二	一三二、一七	九六	三、三〇、〇〇	三	一七〇、二五	九六	三、三〇、〇〇
三	六二、九九	九六	三、三〇、〇〇	四	一七四、五二	九六	三、三〇、〇〇
四	一二六、九八	九六	三、三〇、〇〇	五	一六六、五六	九六	三、三〇、〇〇
五	一三〇、四三	九六	三、三〇、〇〇	六	一六五、九三	九六	三、三〇、〇〇
六	六四、八一	九六	三、三〇、〇〇	七	八六、二八	九六	三、三〇、〇〇
七	一三一、二五	九六	三、三〇、〇〇	八	一一六、一五	九六	三、三〇、〇〇
八	一四一、八七	九六	三、三〇、〇〇	九	一一九、一四	九六	三、三〇、〇〇
九	一六三、二〇	九六	三、三〇、〇〇	十	四一、九三	九六	三、三〇、〇〇
十	九六、四二	九六	三、三〇、〇〇		八五、四〇	九六	三、三〇、〇〇
	二六、九五八	九六	三、三〇、〇〇		二二、九八八	九六	三、三〇、〇〇

菱垣廻船積仲問十組
諸問屋組銘目并人數書

- 塗物店 人數十二人、上金二十七兩二分、十一匁五分
- 内店組 五厘、二番塗物店と兩番行事勤之、又別極印元定勤
- 長馬藥種組 組内諸品混交、人數、上金不至顯に、依之末に出す。又別に通丁組に合體極印元定勤
- 住吉組 組内五組相分、人數、上金不至顯に、依之末に出す
- 住吉表組 人數二十五人、上金二百兩
- 三紙店組 組内諸品混交、人數、上金不至顯、依之末に出す
- 瀬戸物店 人數三十六人、上金二百兩
- 乾物店 人數、上金不拘
- 蠟店組 人數二十人、上金百兩
- 濱吉組 人數三十四人、上金百兩
- 醬油店 人數八十五人、上金三百兩、尤積方に不拘
- 麻苧問屋 人數七十人、上金百五十兩、尤積方に不拘
- 茶問屋 人數二十人、上金百兩、尤積方に不拘

- 下傘問屋 人數百十三人、上金百五十兩
- 多葉粉問屋 人數四十一人、上金三百兩
- 江州茶問屋 人數三十人、上金五十兩
- 城州茶問屋 人數三十五人、上金二十兩
- 奥川積問屋 人數一人、上金五十兩
- 定飛脚問屋 人數一人、上金五十兩
- 木綿問屋 人數四十四人、上金千兩
- 打物問屋 人數十六人、上金百兩
- 錫鉛問屋 人數十人、上金五十兩
- 道具問屋 人數四十七人、上金二十兩
- 人參三藏圓屋 人數一人、上金二十兩
- 菱垣問屋 人數三人、上金百兩
- 廻船問屋 人數百人、上金二百兩
- 菱垣沖船頭 人數百人、上金二百兩
- 御鑑札株頂戴株 合千九百九十五株
- 冥加上納金壹个年分 合金壹萬貳百兩宛

馬喰町二丁目

馬喰町三丁目

馬喰町二丁目目

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
一	四七六、二八	九九	三三〇〇	一	三〇四、三一	九七	三二〇〇
二	二五五、七〇	九八	三二〇〇	二	一六五、四二	九七	三一〇〇
三	一三八、四一	九八	三二〇〇	三	八二、九五	九七	三一〇〇
四	一〇四、五〇	九八	三二〇〇	四	一五二、四六	九七	三一〇〇
五	一一二、五七	九八	三二〇〇	五	二二六、九四	九七	三一〇〇
六	二一一、二八	九八	三二〇〇	六	二四三、一五	九七	三一〇〇
七	七七、六九	九八	三二〇〇	七	二五八、五〇	九八	三二〇〇
八	一九八、一〇	九八	三二〇〇	八	一八、三〇	八八	二二〇〇
九	一六二、七九	九七	三一〇〇	九	三八七、〇五	八八	二二〇〇
十	一六四、三六	九七	三一〇〇				

馬喰町三丁目目

番地	坪數	等地級位	地百坪價當	番地	坪數	等地級位	地百坪價當
一	一四六、六三	一〇一	三五五〇	三	一二六、五六	九八	三二〇〇
二	一二七、八二	九八	三二〇〇	四	一六六、五〇	九八	三二〇〇

第三章 街衢 附錄 各町土地臺帳

